

建築と社會

4

日本建築協會

第25輯 第4號

昭和17年4月1日

三星印



設計

施工

三星印岩綿製品

防音・保温・耐火装置

三星^{パザール}岩綿ブロック構成の防音装置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇
大阪田島應用化工株式會社
電話土佐堀(44) 1323.5682.6221.7294

東京市神田區錦町二丁目四ノ一
三星産業株式會社
電話 神田(25) 四三九七番



日英米特許及實用新案登録百数十件所有

大野式防火捲上ヶ戸

〔特許大野式シャッター〕

主 要 製 品

大野式シャッター
大野式ルーブルシャッター
大野式融金付自動開鎖戸
大野式工場用軸承
大野式轉子入軸筐・戸車
各種防火扉・鋼製建具類
應用特殊機械類設計製作

株式會社 大野製作所
本社 { 東京市芝区三田四國町二番地
三田工場 { 電話三田(45) 3737・3738・3787
板橋工場 東京市板橋区法村町一五九二番地 電話赤羽 2768・3272
大阪詰所 大阪市此花区上福島中二丁目六十番地 電話福島(45) 588

建築物強度計算用 風壓規準

昭和15年5月20日發行

發行所 社團法人 日本建築協會

定價 35錢 送料 3錢

株式會社

本社 大阪市東區上本町四丁目六一〇

木村組

電話南(七) 六六六〇〇〇
六六六〇〇〇
七六六五番
工作所南(七) 九四一七番

株式會社

本店 大阪市西區土佐堀通三丁目二四
電話土佐堀(四) 三四一七・一二二四
東京支店 東京市京橋區木挽町五丁目二

錢高組

支店 名古屋・門司・京城・臺北・北京
出張所 神戸、吳、平壤、高雄、上海、濟南
天津、石門、錦縣、大連、鞍山、奉天
哈爾賓
滿洲法人
株式會社 錢高組 新京市八島通一八

建 築 と 社 會

第25輯 第4號 昭和17年4月發行

四 月 號

目 次

煉瓦造家屋調査報告書	日本建築協會	(1)
一般民需建築用物資の配給に就て	守 谷 茂 雄	(8)
板硝子の配給機構の解説並に需給状態及公定價格	澤 村 揚 世	(16)
壘 界 の 動 向	岩 脇 久 五 郎	(17)
給汽・給水・衛生設備工事民需用資材割當取得要領	須 賀 藤 五 郎	(19)
運 送 の 話	佐 武 德 三 郎	(22)
日本木材株式會社組織に就て	井 上 太 衛	(25)
最近の企業整備に就て	記 内 角 一	(30)
新興木構造の理論と實際Ⅴ	宇 賀 神 行 一	(38)
☆建 築 行 政☆		
施行細則（市建法）の改正	川 勝 建 二	(44)
建築取締規則の改正	同 上	(46)
☆紫 烟 室☆		
今 日 こ の 頃	新 名 種 夫	(47)
無 神 經	小 田 島 兵 吉	(49)
繪の修業について	向 井 寛 三 郎	(49)
滿洲の住宅瞥見	赤 座 三 太	(51)
☆寫 真 欄☆		
逆瀬川實爆演習煉瓦造家屋調査寫真	日本建築協會	
會 報		(53)
編 輯 後 記		(56)

會 告

創立廿五年記念事業寄附申込御芳名

本會記念事業計畫發表するや各方面より多大の御聲援と御賛同を辱ふしつゝあるが本稿締切迄に御援助を得て寄附金御申込を受けたる諸賢下記の通りなり茲に尊名を列舉し御芳志に對し深甚の謝意を表す

追而 別項會告の通り本年は愈々記念事業として都市武裝促進に邁進するため着々進行中に御座候尙寄附金募集期限も三月末日迄の認可につき本會趣旨に御賛同賜る諸賢にして御申込洩れの向も有之候ば、此際至急御援助方御申込み賜はらん事を熱望仕候

一 月 中 ノ 御 申 込 芳 名

100.00	愛國化學工業株式會社殿	200.00	山田電氣工業株式會社殿
500.00	淺海商會殿	5.00	荒木重義殿
100.00	伊藤工務店殿	100.00	吾妻義一殿
1,500.00	大阪電氣暖房商會殿	5.00	岩戸護殿
100.00	大阪電氣工業所殿	50.00	井原國雄殿
50.00	大阪伊丹商店殿	2.00	梅本源重郎殿
50.00	小野彌助商店殿	5.00	大島鎌太郎殿
100.00	大阪陶業株式會社殿	20.00	大澤幸平殿
100.00	關西石材株式會社殿	10.00	大谷木廣殿
100.00	川島織物所殿	100.00	置塩章殿
500.00	第一相互住宅株式會社殿	10.00	大原忠隆殿
30.00	館林清隆殿	20.00	小川安一郎殿
200.00	高松菊次郎商店殿	5.00	大倉山平殿
100.00	南滿鐵業建材株式會社殿	10.00	川口一二殿
150.00	ナラヤ家具裝飾店殿	3,000.00	片岡安殿
200.00	日本ポルトランド	20.00	楠瀬徹殿
	セメント同業會殿	10.00	(前回分ト合セテ)栗岡豐夫殿
200.00	日本ペイント株式會社殿	20.00	黒田茂殿
50.00	日本竹筋工業所殿	10.00	小松勇殿
1,500.00	春本組殿	100.00	高坂信次郎殿
100.00	汎建製作所殿	5.00	小林俊三殿
100.00	松浦巖商店殿	10.00	笹川篤殿
200.00	ヤマト電氣商會殿	2.00	佐藤信也殿

10.00	佐	村	木	實	殿
200.00	白	杉	嘉	三	殿
10.00	篠	原	太	郎	殿
2.00	東	海	林	三	殿
5.00	菅		陸	二	殿
20.00	千	賀	正	人	殿
5.00	高	橋	義	隆	殿
30.00	谷		隆	夫	殿
10.00	谷	脇		潔	殿
20.00	高	松	平	郎	殿
2.00	俣	本		茂	殿
2.00	竹	間	節	男	殿
2.00	辻		法	行	殿
30.00	坪	井	誠	一	殿
2.00	名	取	嘉	久	殿
10.00	中	島	喜	平	殿
10.00	中	島	政	巳	殿
15.00	中	島	智	喜	殿
30.00	西	澤	藤	生	殿
10.00	西	島	源	次	殿
2.00	濱	田		鴻	殿
4.00	服	部	正	巳	殿
3.00	昌	中		眞	殿
10.00	平	尾	敏	也	殿
30.00	富	士	岡	重	殿
50.00	福	山	類	三	殿
30.00	別	府	向	逸	殿
4.00	本	莊	光	和	殿
30.00	前	崎	長	造	殿
10.00	前	野	慶	郎	殿
10.00	前	田	憲	彦	殿
5.00	三	宅	久	一	殿
5.00	宮	崎	春	夫	殿
30.00	宮	本	長	治	殿
10.00	森	定	幹	夫	殿
20.00	山	崎	孝	鷹	殿
4.00	山	本		茂	殿
15.00	矢	田	鐵	藏	殿

5.00	山	内	茂	殿
500.00	横	川	工	務
2.00	吉	川	惠	所
2.00	鷺	井	清	洋
100.00	ライトラバー工業合資社			
5.00	古	林	秀	雄
2.00	鈴	木	孫	市
30.00	井	上		貢
10.00	大	原	一	泰
10.00	境		正	一
5.00	山	口	儀	三
5.00	阿	部	日	出
10.00	中	村	昌	家
15.00	渡	邊		三
25.00	池	田		實
10.00	伊	崎	秀	一
10.00	猪	瀬	幸	太
10.00	小	笠	原	祥
10.00	大	塚	錦	光
30.00	古	家		三
3.00	山	口	正	句
10.00	渡	部	一	城
10.00	姫	野		志
50.00	藤	阪	捨	治
10.00	東		一	郎
2.00	若	山	信	夫
5.00	西	島		勇
5.00	三	藤	清	三
20.00	岡	田	平	藏
5.00	岡	田	昌	二
20.00	鈴	木	金	太
10.00	政	岡	基	次
5.00	白	鹿	政	典
50.00	伊	丹	久	吉
7.00	染	井	武	治
5.00	景	山	正	明
10.00	和	田	友	吉
3.00	寺	井	一	勇

3.00	吉田榮殿	50.00	久保田種吉殿
30.00	長澤誠一郎殿	5.00	松井金藏殿
30.00	井上善博殿	20.00	北垣熊之介殿

以上 本月計 ￥ 1,1610.00

累計 ￥ 17,6039.00

(振替貯金にて御拂込賜りし分は本會告を以て領收書に代へ)
(別に領收書發行いたさず候條不惡御諒承被下度候)

昭和十七年四月一日

社團法人 日本建築協會

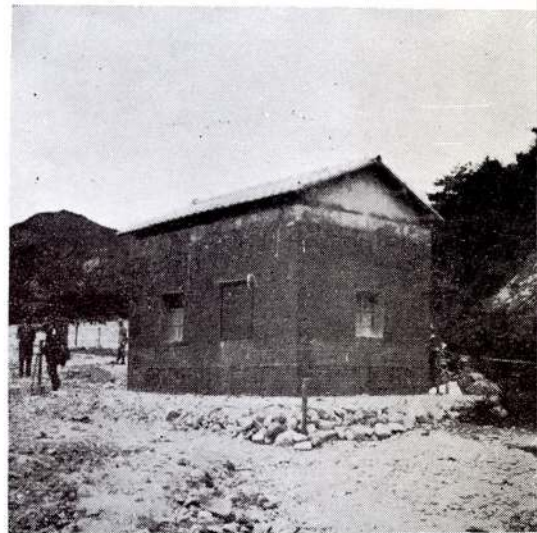
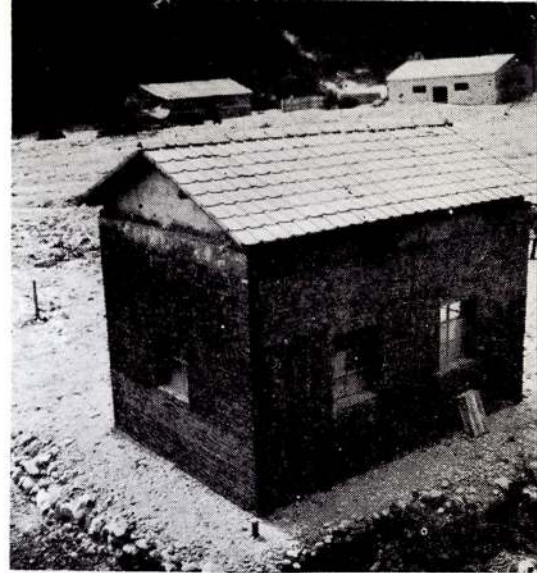
郵便料等改正に就てお願

四月一日より郵便法改正され又一昨年來集金郵便の取扱が中止される等の爲經費並集金上にも影響する處尠くありませんので會員各位は本會愛護の爲又廣告主其他御關係各位に於かれては公共團體の本會を援助下さる爲下記に御共鳴御實行下さいます様御願ひいたします

- 1、會費廣告料其他御送金は本會よりの通知によりなるべく振替大阪三九九七五番御利用御拂込み願上度き事
 - 2、市内電話料は四月一日より一通話五錢御拂込みの事市外通話は會務用の外御斷り申上度き事
 - 3、各役員幹事委員會等の御出席は直にハガキにて御回答願上度き事（當日電話にて出缺問合せを省略出来る様願上度き事）
 - 4、振替口座にて御拂込の會費其他については特に御申出なき限り領收書の發行を省略いたしますから拂込の際局の領收票御保管願上度き事
- 朝日ビル電話は大變輻湊して居り、昨年來記念事業其他會務益々繁雜を來にしおり自他共になるべく電話の使用に御留意賜度特に會務以外一人にて長時間御使用なき様御配慮煩し度き事

昭和十七年四月一日

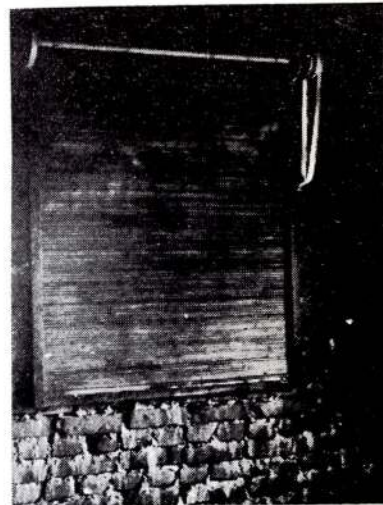
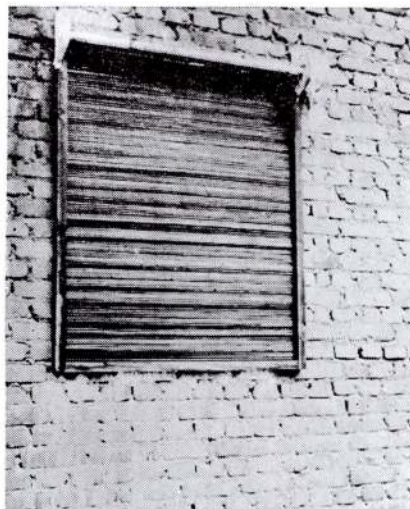
法 團 人 日本建築協會主記、主計



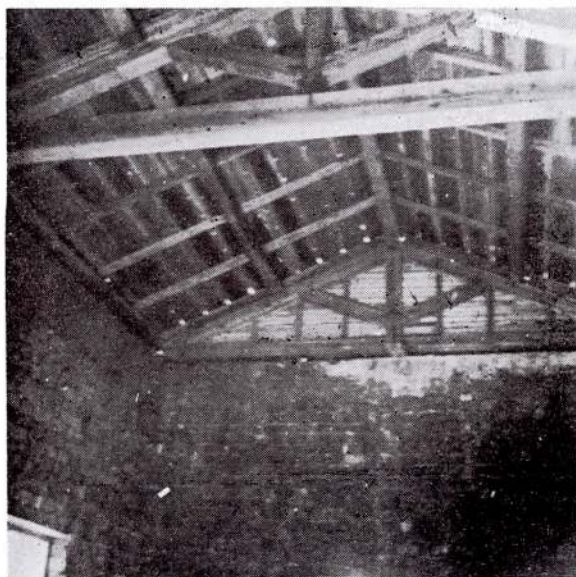
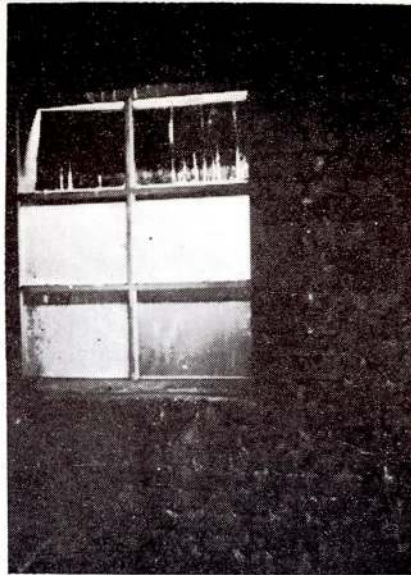
【中部軍司令部検閲済】

左より右へ

- 21. 西方より観たる供試家屋
(爆撃前)
- 22. 東北隅より煉瓦建を観る
(爆撃前)
- 23. 同西南隅より観る
(爆撃前)
- 24. 同 西 側 (爆撃前)
- 25. 同 南側東窓 (爆撃前)
- 26. 同 内部南側西窓
(爆撃前)



逆瀬川實爆演習煉瓦造家屋調査 ・ ・ 擔當・日本建築協會



左より右へ

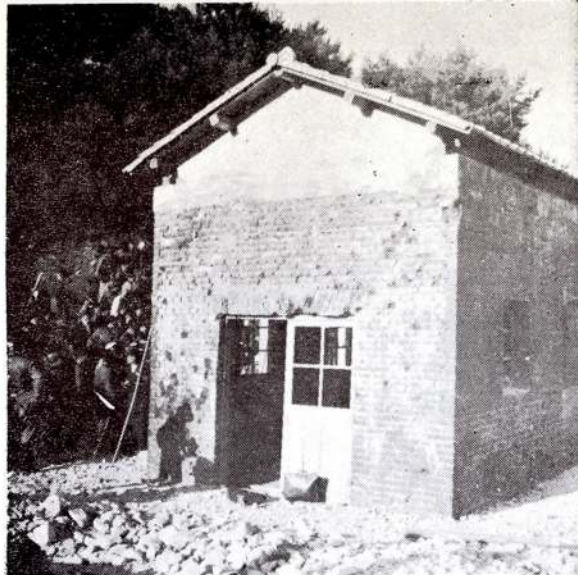
27. 南側西窓の被害（内部面）

28. 内部南側東窓（爆撃前）

29. 南側西窓の被害（外面）

30. 内部東側表壁又屋根裏（爆撃前）

31. 南側屋根の被害



32. 爆撃後の西側



33. 西南隅の破片痕詳細



34. 西出入口硝子戸の被害



36. A. 爆弾の弾痕



35. 南側窓の被害

逆瀬川實爆演習煉瓦造家屋調査・・・擔當・日本建築協會



37. A. 爆彈の彈痕



38. B. 爆彈の彈痕



39. D. E. F. 爆彈落下位置



40. 爆彈の破片(原寸)

之は破片の中では最も大なる部類に屬する、大低の破片は之の六分の一程度である。

逆瀬川實爆演習煉瓦造家屋調査・・擔當・日本建築協會

主任 淺 野 新 一

委員 青 柳 貞 世

的 場 浩

木 村 捨 藏 益 尾 辰 雄

宮 崎 春 夫 (五十音順)

第1節 實驗目的：

市街地空襲に於て投下の可能性最も大なる輕量爆彈(15, 50, 100斤彈)を實際飛行機より空襲態勢にて供試家屋附近に投下し、以て爆彈の風壓作用及破片作用等による煉瓦造の被害狀況を調査し地上防護室、倉庫其の他一般防空建築要上の資料を得んとするものである。

第2節 供試家屋

構 造：

外壁： 並等煉瓦厚1枚半積、モルタル調合 1:2

(淺野ペロセメント使用) 材齡 { 最長 9日
最短 4日
平均 6.5日

屋根： 勾配4寸キングポスト型木造トラス
セメント瓦葺

建築面積： 2間×3間=6坪

軒 高： 13尺

出 入 口：

開 口： 6.34尺×6.00尺

滑車付腰高硝子戸2枚引違、硝子厚2 $\frac{1}{2}$ mm
窓：

開口： 3.5尺×3.0尺

硝子戸嵌め殺し(厚2 $\frac{1}{2}$ mm硝子6枚嵌込)

方 向：

供試家屋桁行方向：N71°E

第3節 供試家屋の被害狀況

供試家屋の被害狀況を調査するに壁體の被害は總て煉瓦面に硬き物質を衝突せしめたる際生ずる煉瓦面の局部的破碎剝離に因る損傷にて、外部は西側壁體被害最も甚しく、南側、東側の順序に之に次ぎ、北側は殆ど被害が無い一方内部は東側及南側壁體略同程度の被害を受け、西側は全く被害なく、北側には2箇所に輕微な損傷を見るのみで

あつた。而して注意すべきことには損傷痕の主要集團は幅約1m内外の帶狀をなして、外部に於ては西北隅より南上りになり居り、又内部に於ては南側壁面に於ては西端に近き所より次第に東端迄上昇して居り、且東側壁面は北端部には損傷無く北端より壁長の約 $\frac{1}{3}$ を隔てたる所より南端にかけ南上りに分布し、且その主要集團の南端部の高さは南側壁面東端の損傷痕高さと略等しい。又損傷部の深さは深き所にて6cm内外にて深さの程度も西側外壁面最も深く、尙北部に近き部分最も深く次第に南端に近づくに従ひその深さを減じてゐる。但し南端の角の部分は斜に打ち缺かれたる如く大なる損傷を受けてゐる。又家根は北側庇の西端部少し缺かれて居り又南側庇の西端及中央部にて瓦が少しくズリ下つて居り又トラスとトラスとの中間にて棟撓み瓦が緩んでゐる。北側家根面は南側家根面に比し瓦の緩みが少い。又出入口窓等は西側出入口硝子戸の被害最も著しく、硝子は盡く室内に飛散し、二枚引違の戸の中内側に在る戸即ち北側の戸は腰板内方に外れ横組子は破片にて切斷され、堅組子は横組子との交點にて折れ、堅、框、上框中棧並に腰板は破片にて數箇所を貫かれて居る。外側即ち南側の硝子戸も外れはしなかつたが同様數多の破片貫通孔を存してゐる。窓は嵌殺しの骨組即ち框組子等は其の儘存し居るも硝子は皆破れ、其破片はシャッターある部分も無い部分も内外に散つてゐるが多少後者の方が外に多く散つてゐる様に見受けた。シャッターは外側に附けたもの即ち東側の分は東端に於て枠より外れて外に喰み出して居るが破片に因る損傷は無い。又内側に附けたもの即ち西側のシャッターは破片に因る貫通孔3箇ありその孔を觀るに外面の方が内面に比し大なる損傷を受け居るにつき内部より破片が貫通せる事を認める。而して破片の貫通せる

パネルに属する窓硝子は一物も存せず破壊してゐる。因に南側の窓は總て最上段の硝子は厚2耗の普通窓硝子其儘にて下二段の硝子は總て之と同質同厚なれ共セロファンを内外より1枚宛貼付してあつた。而して本實驗に於てはセロファンを貼らぬ物も、セロファン貼りのものも全く同様に壞れて何等の差異も認められなかつた。然し乍ら其後施行の爆風實驗の結果に徴し、本實驗に於て兩者の間に差異の觀られなかつたのは本實驗に於ては後述する如く、爆風を建物内部に理想に近く孕んだ爲甚だ強度の空氣の粗密波を受けた爲に強度上の僅少の差異が顯現しなかつた爲であると考へる。

第4節 被害原因に關する考察

敍上の被害狀態より綜合考察するに、本供試家屋に實質的な被害を與へたものは殆どAの彈のみにて其の他にBの彈輕微なる被害を、主として南側外壁面並に南側屋根面に、又Hの彈輕微なる被害を東側壁面に與へたるものと推定される。何となれば、南側及東側外部壁面のものを除く破片痕主要集團の全體を通じて北より南昇りになり居るはAの彈片は彈の構造上主として爆彈の軸とQと角度を爲す圓錐面(但し此の錐體の軸は完全に鉛直ではなく少しく東北に傾き居たるものと推定さる。之は急降下の方角とも一致する。)Q+△Qの角度を爲す圓錐面との間に挟まれる球面を爲して恰も波紋の擴がるが如くに飛散し、從つて爆彈の爆發中心より遠ざかる程此の破面層の波頭の位置は高くなり、從つて之に接觸する部分も高くなり、爲に敍上の如き破片痕を生ぜしめたるものと推定される。一方北側外壁面に破片痕の無かつたのは着彈位置偶然にも北側壁面の延長線上に在りしこと、彈の着地姿勢軸が東北に即ち北側壁面に平行なる方向に傾く如くになり居りし爲に破片は北側壁面に平行及び遠ざかる如くに飛散、即ち北側外壁面は破片飛散の死角中に在りし爲と今一つは北側に迫る崖は主として褐色粘土より成り居るを以て破片を受くるも唯之を吸収するに止り何等滑飛又は二次的破片を飛ばす等の作用無かりしに因るものと考へられる。彈の軸が少しく東北に傾いてゐたと考へるのは、西側壁外面の北端部の主要破片痕集團が、彈の落下位置此の部壁の接合地盤面より約35cm程度高くなり居るにも拘らず、

甚だ低い所に現れてゐるからである。又庇西端に被害の有つたのは、此の部分は爆發中心に最も近接し、且適度の高さに爆風を孕む如く突出してゐた爲大なる勢力の爆風を受けると共に樞の方向の方が桁行に比し柔なる故、螺羽よりも庇の方が變形大なりしに因ると考へられる。尤も此の部分は多少破片をも受けて居り、瓦の割れたのは此の爲と思はれるが彈の軸が東北に傾いてゐた事からして前述の主要破片層が通過してゐるとは考へられない。又此のA彈の着彈位置の北方崖下に在つた松(根元にて直徑18cmそれより上部約30cmの所にて直徑約10cm)横倒しに北方に倒れ、且その幹枝等に多くの破片痕を存してゐたのは恐らくA彈の風靡並に破片作用に因るものと考へられる。又出入口硝子戸の中、外より向つて左側即ち内側の戸が倒されたのは主として爆發中心に近きにより爆風の勢力右側の戸に比し大なりしも、尙木製レール上を戸車により滑る如き構造にて外れ易きと更に上部上框の枘大にして堅框の有効斷面少なりし爲枘孔に沿ひて框裂けて外れたるによる。

而して一度此の部が抵抗力を失へば他の戸の方にかゝる勢力は殆ど瞬間の出來事とは云へ距離に因る減少以上に激減し、從つて外側の戸は危く倒れずして、且腰板の被害も輕くて済みたるものと考へられる。一方出入口硝子戸の硝子が室内に吹き破れ一方の戸が外れると同時に室内は瞬間的に爆風を孕みて高壓となり、その際硝子を破り、シャッターを押し出し家根をむくらせ、次の瞬間主として最も抵抗力小な北側及東側窓より爆風外部に逸出す、壓を減すると共に空氣の堅波なる爆風はその山が外へ出たる故後は却つて通常の大氣壓より低壓となり殊に此の低壓は南側の方に障害物有りし關係上比較的著しく、その際内側に在りしシャッターは施工不完全なりしに因り、その最も不完全なりし枠右下の部分より内に外れ、一方外側のシャッターは一旦裏の高壓により枠より押し外され傾きたる上は再び逆に枠より内に押し込む事能はず、一方枠の方は煉瓦壁にて支へられる故損傷無かりしものなるべく、尙内側シャッターは枠より外方に外れずして外側シャッターのみ枠より外方に外れたるは爆風に因る高壓は室内一様でなく袋の底に近い東南の隅の方が比較的大なりし

爲と思はれる。又家根は此の室内が低壓となつた際外より家根面に衝撃的に稍々南側に偏する大なる分布荷重を受け、爲に棟が撓むと同時に瓦緩みたるものと考へられる。瓦の破壊少かりしは全く分布荷重なりしに因るものと思料される。斯くて屋根の南斜面が北斜面に比し比較的瓦の緩み大なる事の主要原因は、矢張り A 弾の爆風作用なりしものと考へる。尤も B・G・H 等の弾も多少は影響してゐると考へるのが至當であらう。尙窓硝子の破壊速なりし爲爆風に因る起揚力比較的小となり家根の被害は却つて軽減されたるものと考へる。又爆弾は人馬殺傷用の瞬發性のものなりしに因り殆ど地面に接觸せる瞬間に爆發、地面には、僅に 9cm 程度にしか凹みを與へず飛散し、從つて破片飛散の仰角小にして恐らく此の破片層の中心にて平均水平と約 10° 程度なりしものと推定される。尤も之は彈の軸が少しく東北方向の鉛直面内に於て東北に傾いてゐたことも關係してゐる。

尙南側壁體外面の破片痕が輕微且比較的低い所に生じ居るは、彈(B 彈)の距離比較的遠き爲破片のエネルギー減少し高度減じたる所にて煉瓦に衝突せる結果と考へられる。又東側壁體外面の輕微なる破片痕の之に比して比較的高く且西壁體外面と反對に彈に近い方高く遠さかる程低く出てゐるのは矢張距離遠き爲破片の飛散エネルギー減少し高度減じ來れる所なるを以て、近い所程高く、遠くなる程低くなれるべく、又南側壁體外面の破片痕に比し高きは、建物の北側に在る崖に因る爆風の反射の影響に因るものと思料する。即ち B 彈に對しては反射波、破片の進行方向に正反對なるに比し、H 彈にては反射波、破片の進行方面に平行にしてその進行を助ける如き速度成分を多量に有する如く、斜に來る如き地形をなしてゐるからである。因に東側壁體上部のラス張モルタル塗の妻壁に見える破片痕は A 彈の破片の貫通に因るものと考へる。

第5節 結 論

本實驗によつて得られた結果は、唯一回の且唯一棟の供試家屋による結果であり且地質も砂利及玉石等の累積せる堅硬なる質の所にて、尙周圍第 21 圖及第 31 圖により明なる如く開放的にてその上煉瓦積用モルタルも早強セメントを富調合にて用

ひたる等市街地に一般に存在する建物と相當異なる條件の下の實驗なるを以て明確なる、且一般的なる結論は得難きも少く共今日の實驗と類似の條件の場合に關しては次のことが謂ひ得ると考へる。

(1) 爆彈は爆發中心からの距離の増大と共に著しく威力を減ずる。從つて被害は局部的である其れ故特定の構造物を防護する上の方針としては爆彈を出来るだけ建物から離して爆發させることである。

(2) 15kg の人馬殺傷用瞬發性爆彈では本實驗の如き條件の下に於ては爆發中心より 6m 内外では煉瓦造壁體に破片により深 6cm 内外の傷を與へるが爆風によつては $1\frac{1}{2}$ B 以上の厚ならば壁體そのものには何等被害を與へ得ない。而し爆發中心より 20m 以上離れる時は煉瓦造壁體には殆ど被害を與へ得ない。

(3) レール上を滑る滑車の機構となり居る引違戸は爆風により外れ易く、且堅框に横框を大なる二枚柄として入れてある、普通の施工の戸は、堅框の有効断面僅少につき爆風によつて堅框を裂かれる虞れ大なれば此の點改良を要する。

(4) 硝子は普通の質で厚 2mm 程度のもので 30cm × 40cm 以上の大きさでは 5・6m の近距離で爆發する場合は假令ひセロファン等を貼付して置いても粉微塵となる。

(5) 出入口や窓等は硝子等が破れない様に防護すると共に容易に外れない、且つ充分な強度を持つ入念頑丈な構造及施工としなければ家屋内の爆風に因る被害を防ぐことは出来ない。若しその様な構造並に施工とすることが出来ない場合は防護設備が絶對必要である。

(6) シヤッターは外に附けるのが正しく、その際はシヤッターそのものが枠から容易に外れない様に、又枠は壁體から容易にとれない様に施工して置かなければならない。シヤッターの代りに雨戸を用ひる場合は雨戸も亦通常の施工とせず特に外れ難い構造のものとしなければならぬ。

尙シヤッターのみでは勿論防護不充分であるから硝子は破れても細片となつて飛散せぬ様セロファン等を何枚も貼り尙内側にも疊や襖等を容易に飛ばぬ様取り付けするのが宜い。(尤も厚い網入ガラスや厚い耐弾ガラス等を用ひたら一層宜いこと

勿論である。

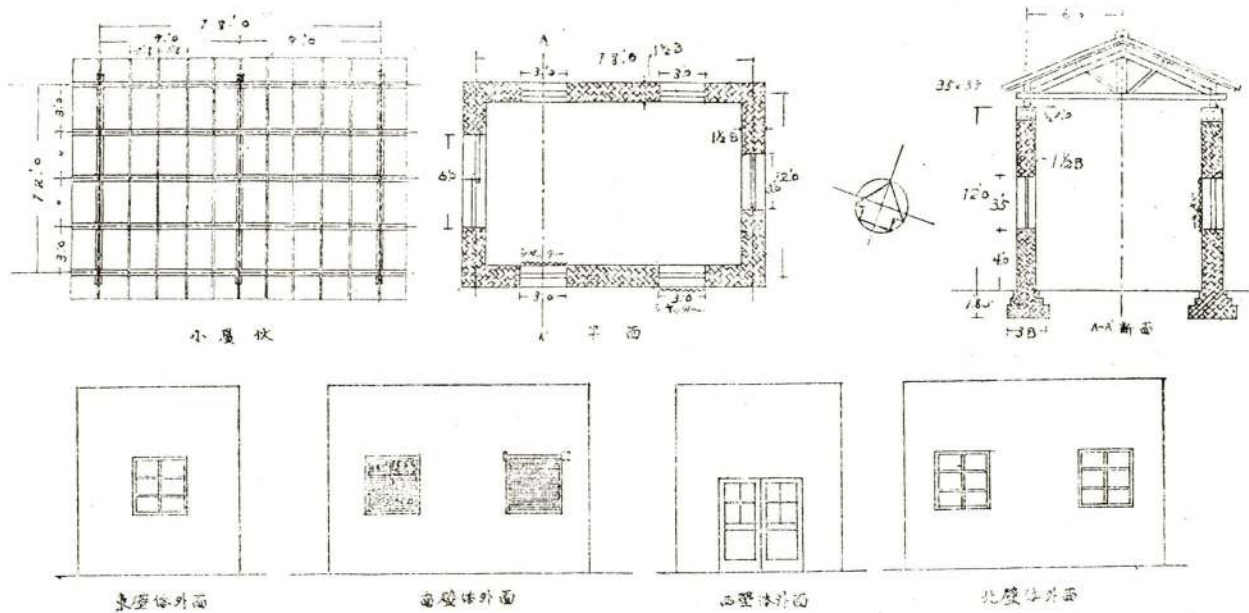
(7) 木材は四五寸の厚みがあつても破片が貫通する危険が多いから防護には適しない。破片を防ぐには硬くてマツスの大なるものが宜い。

土の堆積より砂利の堆積、砂利の堆積より玉石の堆積、玉石の堆積より煉瓦積、煉瓦積や玉石積よりコンクリート壁の方が宜いと云ふ様な順序となると考へる。

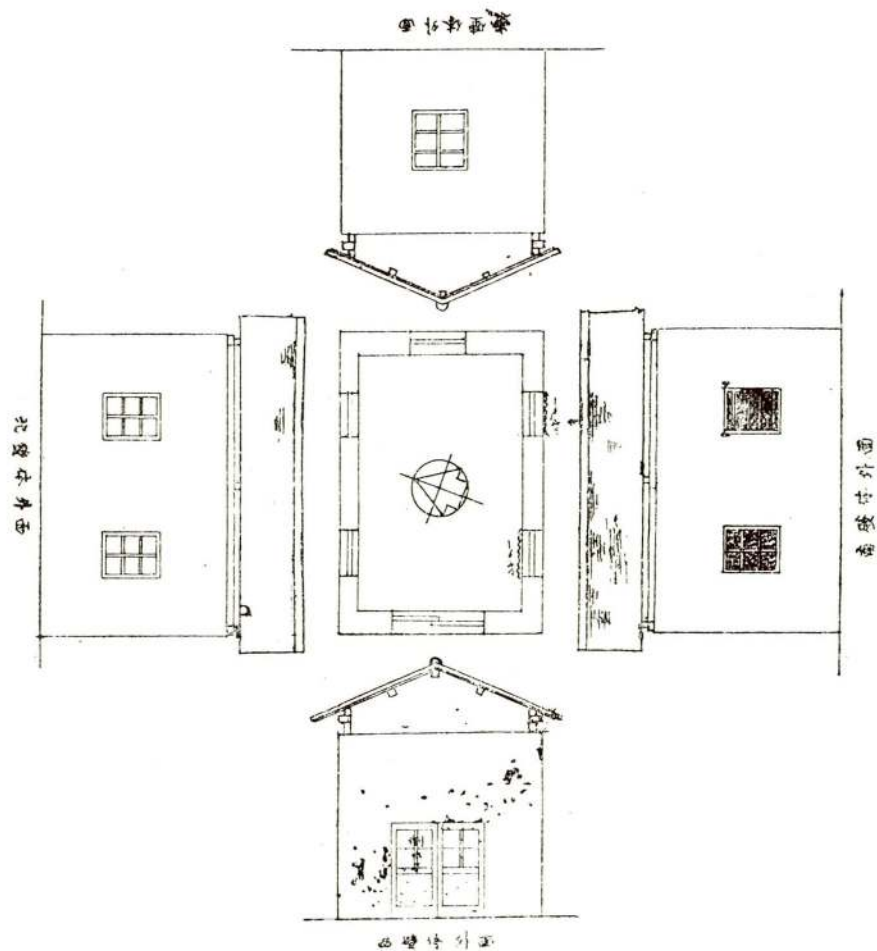
(8) 直撃弾は問題外に置くとすれば頭上の防護より側方の防護の方を堅固にする必要がある。

(9) 破片の貫徹力とその散布状態よりして、日本の木造家屋ではどうしても小供簡易防空壕又は簡易防護室の設備を要する。その場合押入等を利用する案は絶対無価値である。 (以上)

(調査 日本建築協會)

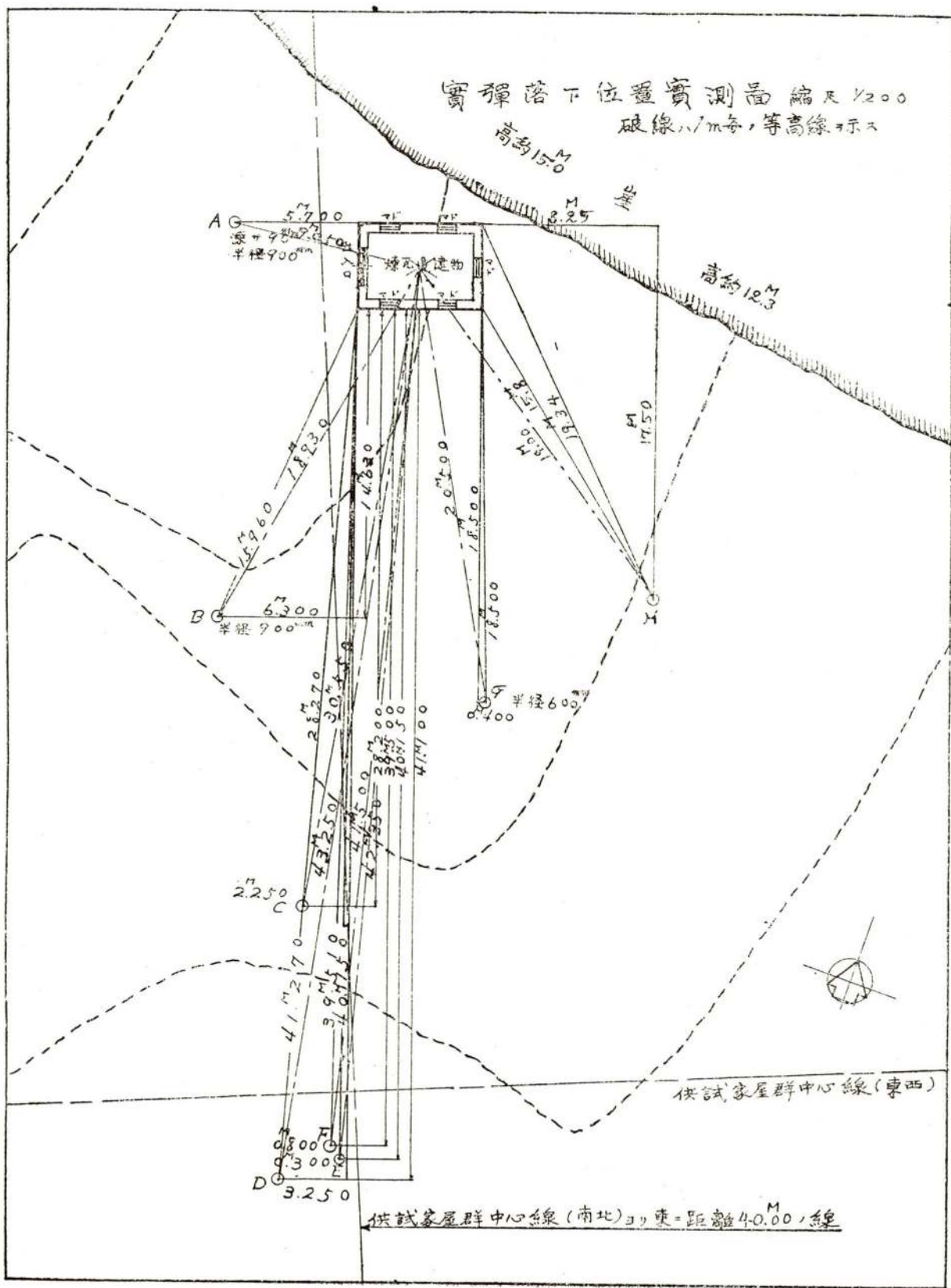


第5圖 煉瓦造供試家屋



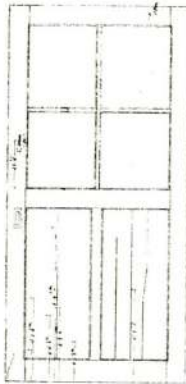
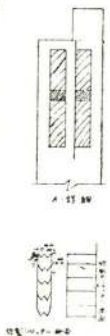
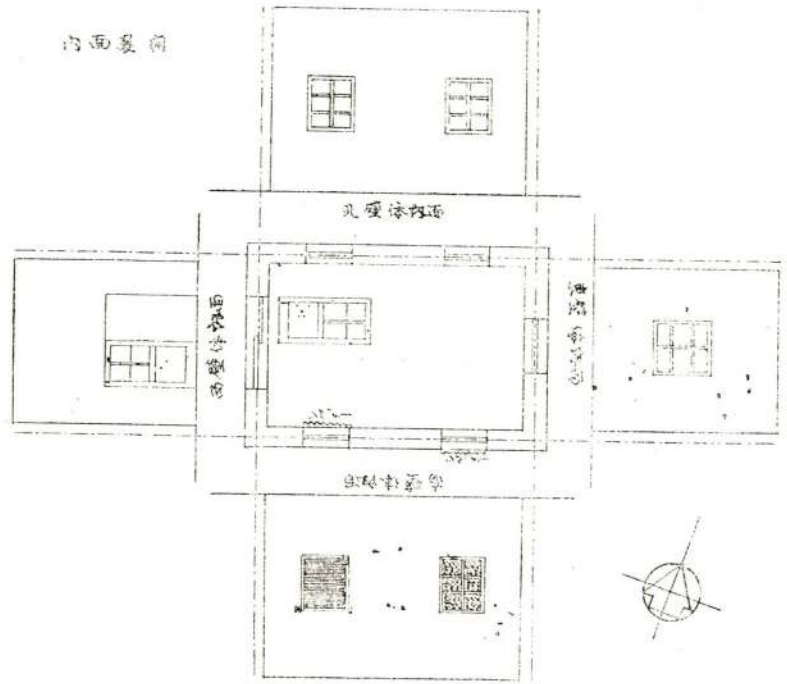
第 7 圖

煉瓦造外切の
被害状況圖

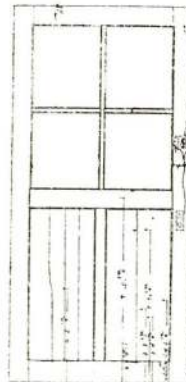


第 8 圖

煉瓦造内部の
被害状況圖



西側硝子戸の被害



西側硝子戸の被害

第 9 圖 西側硝子戸の被害

第 10 圖

一般民需建築用 物資の配給に就て

守谷 英雄

建築用物資の配給に就ても用途目的により順位
及配給方法等が夫々定められ取得手続も地方の實
情により相異がある其の内2、3の建築用物資配給
機構の概要を圖示し其の概要を述べんとす。

1 線材製品（釘、針金、鐵線）

2 亜鉛鐵板

以上2項に就ては商工省に於て四半期毎に製産
量を決定し所屬中央配給協議會にて各部門の割當
を決定せしめ夫々通牒を發す。

割當決定の通牒を受けたる地方長官は地方配給
協議會をして割當範圍内に於て製産入荷量を配合
せ配給の決定をなす、一方建築用物資は建築用物
資配給統制協議會（府縣警察部建築課）に於て建
築主よりの需要申告量と建物の性質等を充分検討
査定し地協議會と連絡協議の上購入票を交付す。

購入票を交付受けたる建築主の其の指定販賣所
より現物入手す

參照 線材製品統制配給系統圖（圖表1）（圖表2）

亜鉛鐵板統制配給系統圖（圖表3）（圖表4）

3 締付鐵物（錠、ボルト類、短丹金物等）

以上は商工省に於て製鐵鋼業者に一般建築用と
して何割かの製産が許され市場に販賣し居るに付
き自由入手出來得る現状である

4 セメント

商工省は毎月製産量を決定し地方長官並にセ
メント共販に割當通知をなすものにして一般
建築用としては一工事計畫に付き15甕未滿の
もの、15甕以上のもの又は防空建築規則適用
及國庫補助に依る防火改修事業用のものとが
ある

參照 セメント統制配給系統圖（圖表5）（圖表6）

イ、15甕未滿のもの

建築主の需要申告により建築用物資配給統制
協議會は毎月の割當量範圍内に於て査定し割

當證明書を下附指定販賣業者より現物入手
せしむ

ロ、15甕以上のもの

建築主は物資指定申告書を地方長官に提出し
計畫並數量の査定を受け「物資指定承認済」
の書類をセメント共販に提出割當證明書の交
付を受け前記同様指定販賣業者より現物入手
す

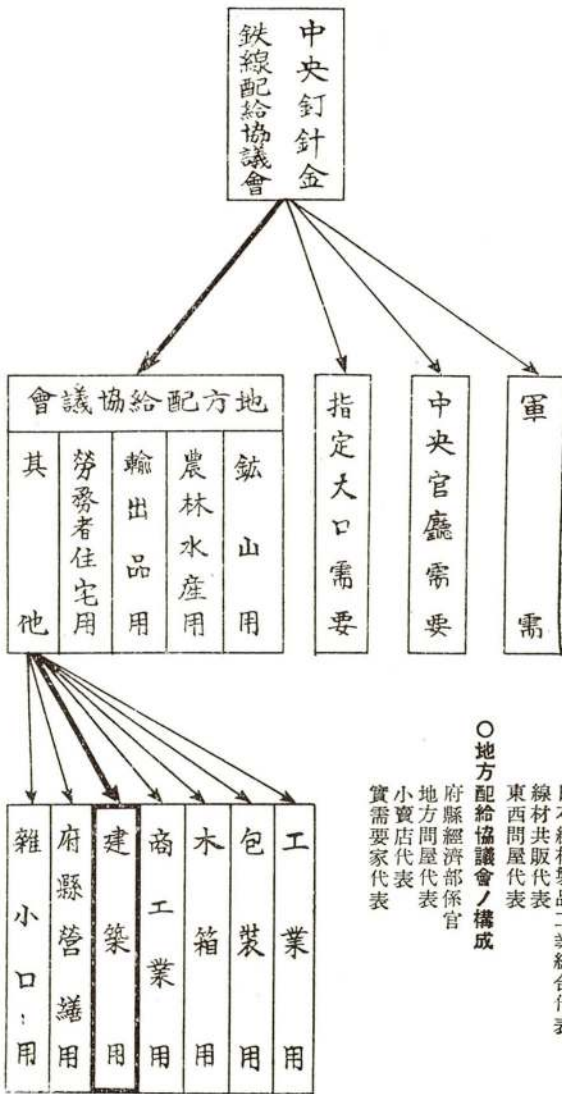
ハ、防空・防火用セメント

内務省は商工省と本事業用として協議割當決
定をなし内務省より地方長官（警防課又は防
空課所管）に其の割當量を通牒す

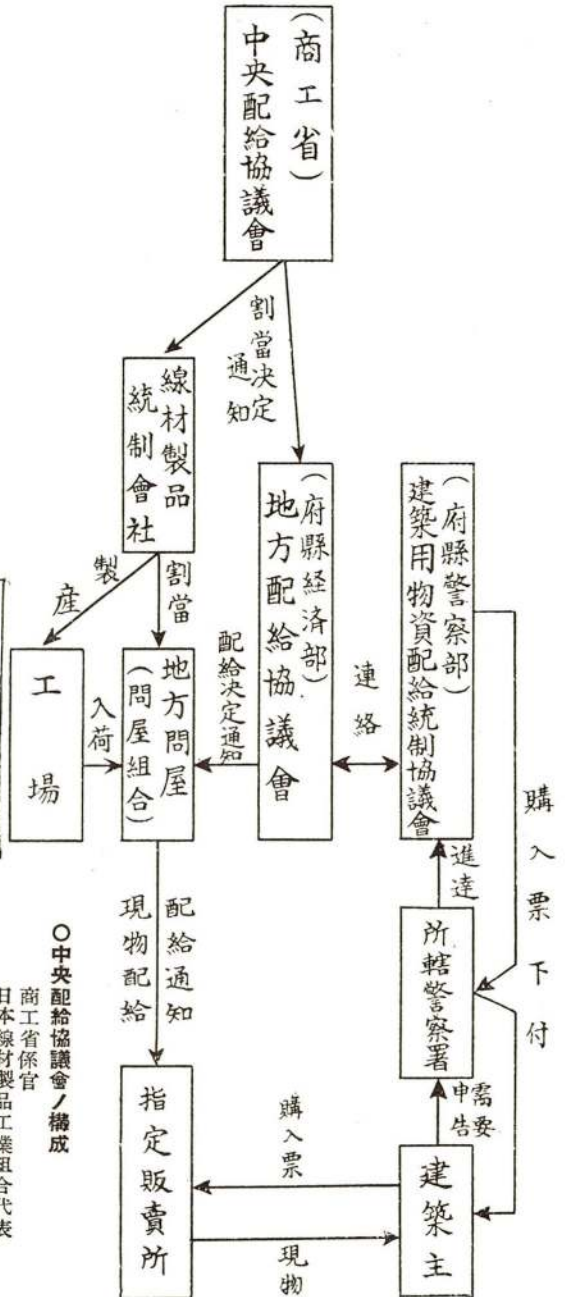
建築用物資配給統制協議會は地方長官の割當
數量を建築主に物資指定書又は割當證明書を
交付し現物入手せしむ

（筆者ハ住宅營繕建設資材課技師）

線材製品統制配給系統

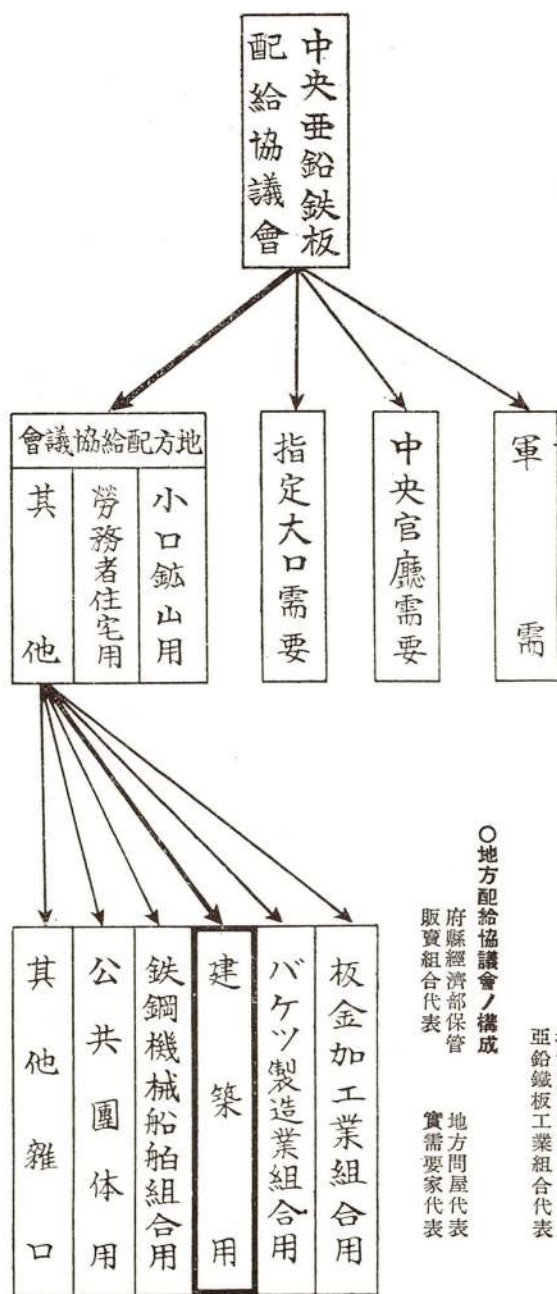


第 1 圖表

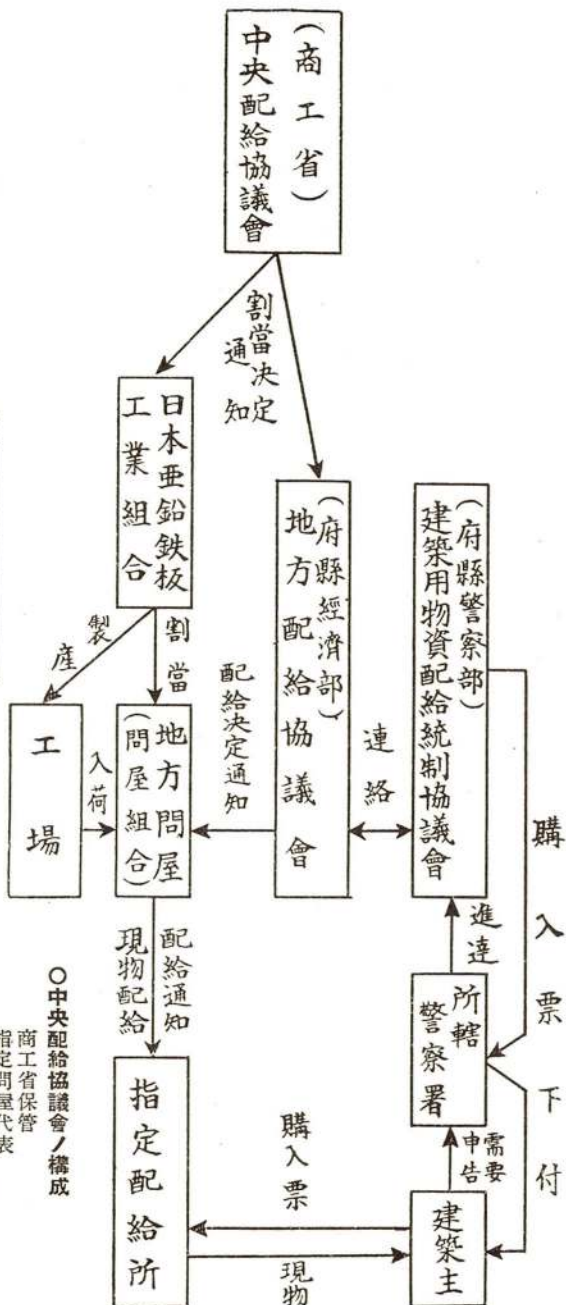


第 2 圖表

亜鉛鉄板統制指令系統 亜鉛鉄板統制配給系統



第3圖表

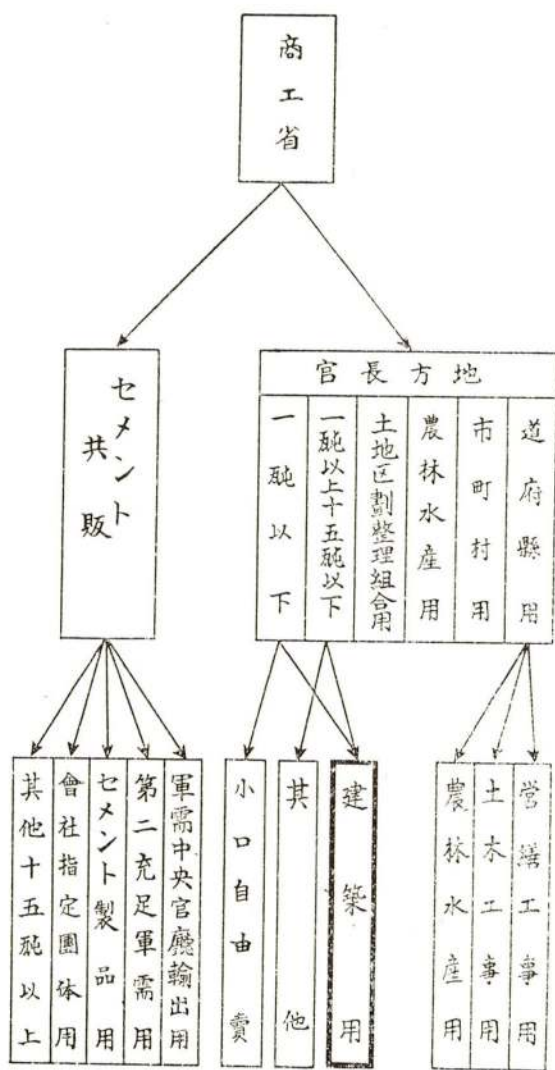


第4圖表

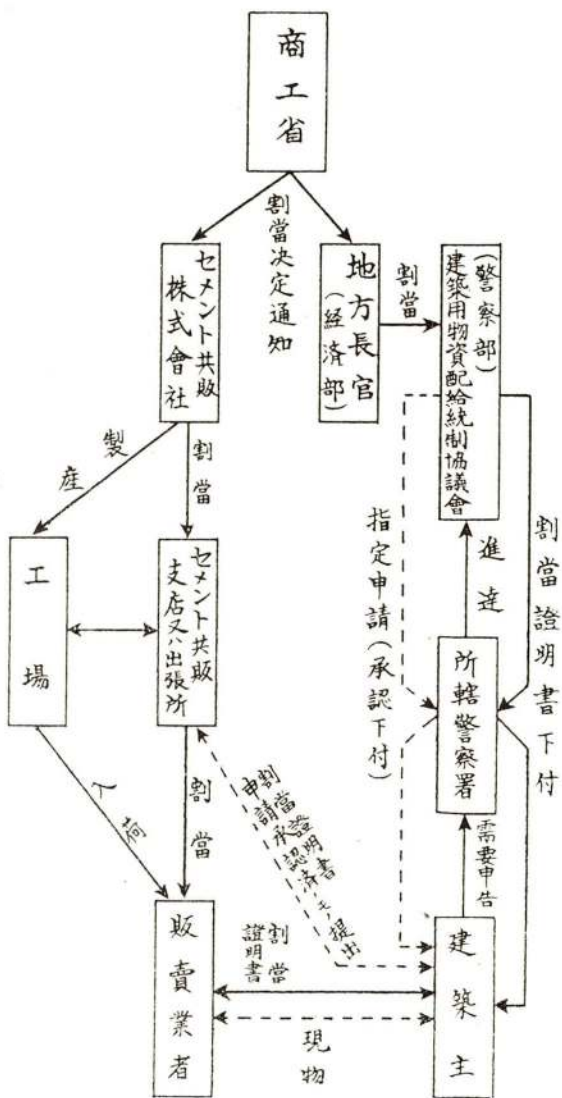
セメント統制指令系統

セメント統制配給系統

(點線ハ十五噸以上ノ經路)



第 5 圖 表



第 6 圖 表

丸 釘 最 高 販 賣 格 價 表 (1 樽 = 付キ)

番 手	地 方 問 屋		小 賣 商		
	仕 入 値 段	口 銭	仕 入 値 段	最高販賣價格	一貫目 販 賣 價 格
5×7	19.02	1.10	20.12	23.54	1.47
6×6	18.67	1.08	19.75	23.11	1.44
7×5	18.73	1.08	19.81	23.18	1.45
8×4½	18.81	1.09	19.90	23.28	1.46
8×4	18.87	1.08	19.95	23.34	1.46
9×3½	18.90	1.09	19.99	23.39	1.46
10×3	19.02	1.10	20.12	23.54	1.47
11×2½	19.16	1.10	20.26	23.70	1.48
12×2	19.31	1.12	20.43	23.90	1.49
13×1¾	19.86	1.15	21.01	24.58	1.54
14×1½	20.30	1.17	21.47	25.12	1.57
15×1¼	20.84	1.20	22.04	25.79	1.61
16×1	21.72	1.25	22.97	26.87	1.68
17×⅞	23.03	1.32	24.35	28.49	1.78
17×¾	23.24	1.35	24.59	28.77	1.80
13×2	19.71	1.14	20.85	24.39	1.52
12×2½	19.31	1.12	20.43	23.90	1.49
12×3½	20.72	1.19	21.91	25.63	1.60
12×4	21.17	1.23	22.40	26.21	1.64
12×4½	22.17	1.28	23.45	27.44	1.72
合 釘					
16×1	23.35	1.35	24.70	28.90	1.81
15×1¼	22.47	1.30	23.77	27.81	1.74
14×1½	21.83	1.26	23.09	27.02	1.69
13×1¾	21.34	1.23	22.57	26.41	1.65

鐵線最高販賣價格表 (1廻=付キ)

番 手	地 方 問 屋		小 賣 商		
	仕 入 値 段	口 銭	仕 入 値 段	最高販賣價格	目 録 販 賣 價 格
# 00	291.69	16.83	308.52	360.97	1.35
0	291.69	16.83	308.52	360.97	1.35
1	291.69	16.83	308.52	360.97	1.35
2	291.69	16.83	308.52	360.97	1.35
3	286.25	16.51	302.76	354.23	1.33
4	286.25	16.51	302.76	354.23	1.33
5	286.25	16.51	302.76	354.23	1.33
6	270.99	15.64	286.63	335.36	1.26
7	266.64	15.38	282.02	329.96	1.24
8	266.64	15.38	282.02	329.96	1.24
9	267.73	15.44	283.17	331.31	1.24
10	269.90	15.57	285.47	334.00	1.25
11	273.18	15.76	288.94	338.06	1.27
12	275.89	15.92	291.81	341.42	1.28
13	281.88	16.26	298.14	348.82	1.31
14	286.79	16.55	303.34	354.91	1.33
15	292.78	16.89	309.67	362.31	1.36
16	300.94	17.37	318.31	372.42	1.40
17	310.20	17.90	328.10	383.88	1.44
18	318.92	18.40	337.32	394.66	1.48
19	329.82	19.02	348.84	408.14	1.53
20	342.88	19.78	362.66	424.31	1.59
21	359.76	20.75	380.51	445.20	1.67
22	375.55	21.67	397.22	464.75	1.74
23	390.80	22.55	413.35	483.62	1.81
24	408.23	23.55	431.78	505.18	1.89
25	427.84	24.68	452.52	529.45	1.99
26	450.72	26.00	476.72	557.76	2.09

亞鉛鍍鐵線最高販賣價格表 (1廻=付キ)

番 手	地 方 問 屋		小 賣 商		
	仕 入 値 段	口 銭	仕 入 値 段	最高販賣價格	一貫目 販 賣 價 格
# 4	328.19	18.94	347.13	406.14	1.52
5	328.19	18.94	347.13	406.14	1.52
6	310.76	17.93	328.69	384.57	1.44
7	306.40	17.68	324.08	379.17	1.42
8	306.40	17.68	324.08	379.17	1.42
9	307.93	17.77	325.70	381.07	1.43
10	310.76	17.93	328.69	384.57	1.44
11	315.12	18.18	333.30	389.96	1.46
12	318.93	18.40	337.33	394.68	1.48
13	326.02	18.81	344.83	403.45	1.51
14	332.00	19.15	351.15	410.85	1.54
15	339.08	19.56	358.64	419.61	1.57
16	347.80	20.06	367.86	430.40	1.61
17	358.70	20.69	379.39	443.89	1.67
18	368.49	21.26	389.75	456.01	1.71
19	382.65	22.07	404.72	473.52	1.78
20	397.90	22.96	420.86	492.41	1.85
21	415.32	23.97	439.29	513.97	1.93
22	431.65	24.91	456.56	534.18	2.00
23	450.17	25.98	476.15	557.10	2.09
24	469.78	27.10	496.88	581.35	2.18
25	491.57	28.36	519.93	608.32	2.28
26	517.71	29.87	547.58	640.67	2.40
27	540.57	31.19	571.76	668.96	2.51
28	567.81	32.76	600.57	702.67	2.64
29	595.04	34.33	629.37	736.36	2.76
30	633.16	36.53	669.69	783.54	2.94
31	664.74	38.35	703.09	822.62	3.09

亜鉛鐵板 最高販賣價格表

G 寸 法	店 頭 裸 渡 販 賣 價 格	最終持込最高 販 賣 價 格	G 寸 法	店 頭 裸 渡 販 賣 價 格	最終持込最高 販 賣 價 格
31番 3×6	1.530	1.560	27番 3×8	3.080	3.130
3×7	1.800	1.830	26番 3×6	2.56	2.630
3×8	2.090	2.120	3×7	3.010	3.080
30番 3×6	1.700	1.730	3×8	3.480	3.550
3×7	2.010	2.040	25番 3×6	2.900	2.970
3×8	2.330	2.360	3×7	3.410	3.480
29番 3×6	1.860	1.910	3×8	3.940	4.010
3×7	2.200	2.250	24番 3×6	3.360	3.430
3×8	2.540	2.590	3×7	3.970	4.040
28番 3×6	2.050	2.100	3×8	4.590	4.660
3×7	2.420	2.470	22番 3×6	4.040	4.150
3×8	2.790	2.840	20番 3×6	5.020	5.130
27番 3×6	2.260	2.310	18番 3×6	6.690	6.870
3×7	2.670	2.720	16番 3×6	8.190	8.370

セメント 最高販賣價格表 (50越袋入)

品 種	共 販 販 賣 價 格	卸 賣 業 者 販 賣 價 格	小 販 業 者 販 賣 價 格
普通ポルトランドセメント	1.210	1.260	1.600
混合セメント(高爐セメントヲ含ム)	1.210	1.260	1.600
早強ポルトランドセメント	1.420	1.470	1.810
ネオソリゲチツトセメント	1.980	2.030	2.370

○本表價ハ小販販賣價格ニ於テハ賣主店頭渡其ノ他ハ省線及直通連帶社線各驛貨車乗渡又ハ港ニ於ケル本船乗渡價格トス

板硝子配給機構の解説 並に需給状態及公定價格

澤 村 揚 世

1 板硝子配給機構

本邦に於ける板硝子製造會社は目下當社と旭硝子株式會社の二社にして、曩に兩社は商工省の統轄下に板硝子協議會を組織し

- 1 板硝子生産に關する統制
- 2 板硝子の販賣並に配給に關する統制
- 3 板硝子の製造原材料の配給に關する統制
- 4 輸出の振興其他板硝子製造工業の振興發達に關する方策の研究及實施
- 5 板硝子製造工業に關する諸般の研究及調査
- 6 其他本會の目的を達成するに必要な事業の事業目的のもとに、第2項に基き販賣委員會を設け、別に定むる板硝子協議會委員會規定に依り板硝子の販賣並に配給に關する事項を分掌する事とせり

板硝子協議會は之れを東京市に置き左記地區別に地方協議會を設け地區別事務を管掌す

東京地方協議會—青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨

名古屋地方協議會—静岡、愛知、三重、岐阜

大阪地方協議會—富山、石川、福井、滋賀、京都、兵庫、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、

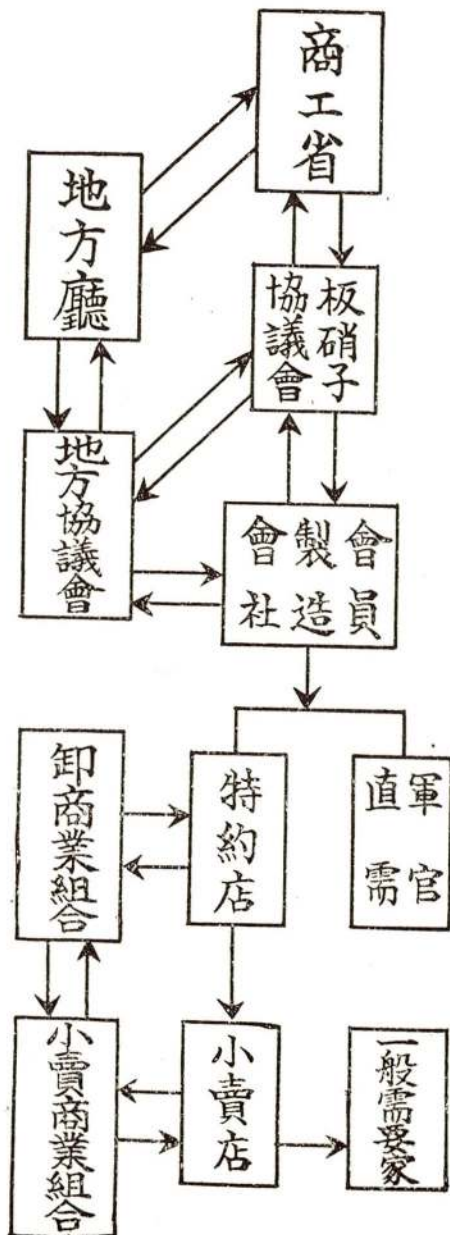
門司地方協議會—廣島、山口、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

小樽地方協議會—北海道、樺太

外に朝鮮に朝鮮板硝子販賣株式會社を設く

上記各地方に各會員製造會社に所屬する特約店を以て組織する卸賣商業組合、其の下に各府縣別小賣商業組合を結成せり

右機構による配給系統を圖解せば大體下圖の如し



以下18頁下段物へ續く

赫々たる皇軍の偉勳、尊き靈と血とを泥土に悉せず今後幾年の長期戦に亘るとも終局の目的たる大東亞建設の聖業を完成せしむるには銑後一億國民の一大覺悟にあること論を俟たず遂に經濟統制の必要があるので經濟の統制と事六ヶ敷唱導さるゝも、畢竟物資や人材の節約であつて資材の濫費冗費を防ぎ調整し之を國家有用に充備するにあり一本の燐寸も一塊の鐵屑も巨敵打倒に役立て長期持久にもちこたえんとする組織規律が統制令であるふ。

然らば個人と法人と團體とを問はず又た職業の大小輕重を論せず各個其機能の全力を傾注し、國家第一主義に則り奉公の至誠を盡すべき事こそ眞に銑後の護りである。

無敵皇軍の護り堅きこそ未だ一度の外敵襲撃をも受けず安居して樂業にいそしみ得るが、一端事あれば木造家屋の大部分を占むる我國に於ては如何に防空施設の完璧を期するも火災の慘害は免ぬがれ難く此の場合本業品である。疊こそは爆碎防禦用に避難所の敷込に大量の急需を要すべき事と萬一の際狼狽しては成らぬと千三百の組合員に對し非常疊の準備を用意せしめ一面新疊古疊、疊主用材料の奥床等の在庫調査をも完成したのである。

其他統制上の配給機構に就ては疊其物には未だ配給機構の制定は命令にも自發的にもなく自由販賣であるが疊構成の主要材料である麻縫糸、麻縴布、疊床用連續糸類は嚴密なる統制下に配給され居る爲、本業者は相當窮乏を告げて居るのであるが、麻縫糸麻縴布は近く資本金壹千萬圓の統制販賣會社の設立を實現せんとし疊床用連續糸は全國人口に比率し床專業者及本業者で製床機械を所有する者をも含み機械臺數に應じて配給すべく當局に於て用意ありとの事であるから相當緩和さるゝ

事と想察さるゝのである。

古來疊床は本業者の手工により業閑期に製作され來りしが第一次世界戦後の好況期に乘じ製床機械の出現するや、藁の豊富なる近府縣特に播州地方の農家の副業として發達し副業は本業と化し其手に奪われ今日に於ては市價を支配するの狀勢となれり、かく疊床は本業者の手を放れたる上疊が工用の麻縫糸、麻縴布等總て統制下の嚴密なる配給を受けるに及び、泰平の夢は破られたる全國農業者は茲に脈絡を通じて歩調を描ふべき事を痛感し如何なる僻遠の地にある同業者等も工組商組を組織して材料の配給價格の統制等に努めつゝ先づ一昨年11月六大都市同業者一丸となりて諸般を協議し時局緊迫に連れて、昨年4月全國農業組合聯合會を結成し更に去冬之が法律的に全國農工業組合聯合會と改組して東京に設置し、配給機構の改善、企業許可令、勞務調整令、衣料切符等に對處すべく業者の進むべき方向を研究指導し、其他主務省への交渉陳情に便ならしむる等今や一大覺醒の機運は實現しつつあり。

尙將來の大なる問題としては本業者の企業合同問題である疊は國民生活の必需品であつて先般航空隊將校の來談ありし時に「地上勤務員は兎も角も乗務員が降下した時たとへ僅少の休養時間中でも疊の上に身を横たへる事が何よりの慰めである」とまで語られし如く日本人と疊とは切り放せぬ國民性に適した生活品であるが日本建築の發達と茶道風流の極致より或は冠婚葬祭の儀禮等より尙使用に耐へ得る疊表を陽やけして稍や赤色を呈する位を青疊に表替などするは正に奢侈風流の名残りと罵らるゝも、潔癖性の日本人としては美風か弊風か判斷し得ぬ次第であるが斯く材料の缺乏となりては之等の慣習は自然に解消しひいては新築家屋の敷込疊以外の表替、裏返し注文は激減

するものとせば資本關係得意先の多少に依り本業者中淘汰さるゝ運命の將來も考慮され既に業者間には企業問題の腹案を練りつゝある傾向なり。

斯く觀じ去り觀じ來れば日本家屋と日本衣服の存在する限り俄に本業者の多數が失業轉業の悲運に滲落するとは斷じ難きも材料の缺乏と資本關係及得意先の多少に依り遂漸的落伍者を生ずる事必然の趨勢なりと推測さるゝも今や帝國の一大雄圖

は米、英、蘭の殖民地たる實の島より暴虐なる彼等を驅逐し東亞民族自主獨往の新天地を開拓すべき聖業完成の途上にあれば、人口稠密物資窮乏の本土に跼蹐せんより日本人の行く處必ず壘あり往け！南へ南へと今日の苦惱は他日伸展の基とならん事を全業者の爲め皇國の爲め千祈萬禱して擱筆する次第なり。

(筆者は墨工業組合常務理事)

16頁より續く——

「板硝子配給機構の解説並に需給状態及公定價格」——澤村揚世氏

2 需給状態

陸、海軍需、官需、厚生省韓旋勞務者住宅用、並に生産擴充用は關係官廳並に各府縣當局の證明により専ら公益優先の實を挙げ、時局下、製造原材料特に燃料たる石炭、原料たる曹達灰の缺乏あるに不拘、専ら製造能率の向上と、配給合理化により需給の圓滑を期するため努力しつゝあり

3 公定價格

板硝子の公定價格は去る昭和15年10月15日商工省告示第624號を以て制定され其後二回に亘り若干の改訂あり現行の概要は左の如し
價格は

- 1 製造業者又は其の代理店の販賣價格
 - 2 卸賣業者販賣價格
 - 3 小賣業者販賣價格及加工賃
- に分かれ

- 1 製造業者又は其の代理店の販賣價格は寫眞乾板用以外のものに在りては東京市、大阪市、

京都市、横濱市、名古屋市、神戸市、福岡市、
尼崎市、八幡市、四日市市又は若松市内渡の場合に於ては買主の工場渡、倉庫渡又は店先渡價格とし、其の他の場合に於ては買主最寄驛貨車乗渡價格又は買主最寄港船側渡價格として寫眞乾板用のものに在りては買主の工場渡價格とす

但し朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島、滿洲又は支那向の場合に於ては積出港 F・O B・價格とす

- 2 卸賣業者販賣價格及小賣業者販賣價格は東京市、大阪市、京都市、横濱市、名古屋市、神戸市、福岡市、尼崎市、八幡市、四日市市又は若松市に於ける賣主店先渡價格とす
と規定さる、但し價格並に其他の條件は省略す
(以上)

(筆者は日本板硝子株式會社商務部長)

給汽給水衛生設備工事 民需用資材割當取得要領

須賀 藤五郎

給汽給水衛生設備工事を施工するに就而最も必要にして主たる資材は鋼管・鑄鐵管・鉛管等であります。

戦時下に於て是等の物資は軍需が最も優先的に配給され充足軍需・官廳需要・民需と云ふ順序で制限を受けて居ります。軍需並充足軍需は軍の契約擔任官へ、官廳需要は其々所管の官廳へ資材の割當を申し出ることにより資材が得られるのであります。民需用は如何様にして配給され又どうして申請を爲すのか以下配管資材を

1) 鐵鋼(鋼管・鑄鐵管)

2) 非鐵金屬(鉛管)

とに大別して説明致します。

1 民需用鐵鋼

イ 配給機構

商工省鐵鋼局長は鐵鋼需給統制令に基いて壹箇年を四期に分ち毎四半期毎に鐵鋼の需給計畫を建て圖示のやうに生産統制機關・需要統制機關・販賣統制機關をして鐵鋼の需給調整を行はしめます。即ち生産統制機關は鐵鋼の使用承認書(原材料)を各生産業者に割當て、鋼材の製造を爲さしめ其生産報告を受けます。需要統制機關は商工省より資材の割當を受けたる範圍内に於て鐵鋼(品種別)割直證明書を發行し發行量を生産統制機關へ報告します。

販賣統制機關は製造者より現品の供給を受け各問屋をして切符と引換に現品を販賣せしめ現品の買受け現品の販賣を生産統制機關へ報告します。以上の如く生産需要販賣の各統制機關が緊密なる連繫を保ち需要調整の目的を遂行するのであります。

(ロ) 申請手續

事業主が或る工事を起工せんと欲するならば其仕事の性質に仍而受給者(施工者即ち請負人)を

選定し發注すると同時に請負人に其資材割當申請を依頼する事が最も簡便です。

請負人(需要統制團體所屬組合員たる事を要す)は施主の依頼に基き所要資材を計算し其々資材の割當證明書交附申請願書を作製し其の所屬組合を経由需要統制機關に提出します。即ち事業主の意志並設計の概要を陳述し必要な資材の割當を求め、需要統制機關の査定(商工省承認済)を仰ぐのであります。其の間事業主に於て充分請負人と連絡を計り事業の性質施設の必要性を需要統制機關並商工省へ認識せしめる様出來得る限り有効適切な措置を講ぜられる事が最も肝要であります。斯様にして其の事業が資材の割當を受くるに適格と認められて始めて切符が交付されます。

請負人は交付を受けた切符を直ちに問屋へ提示し現品の購入申込を致します。問屋を経由販賣統制機關の引受承認を経て後切符は現品と引換へられる事になります。

隨而請負人又は企業主が現品(資材)を獲得する迄には以上の様な手續と相當なる時日を要する事になり此點充分認識して戴きたいのであります。別圖鐵鋼配給機構圖は事業主を起點として大略の経路を示したものです。

2 民需用鉛管(非鐵金屬)

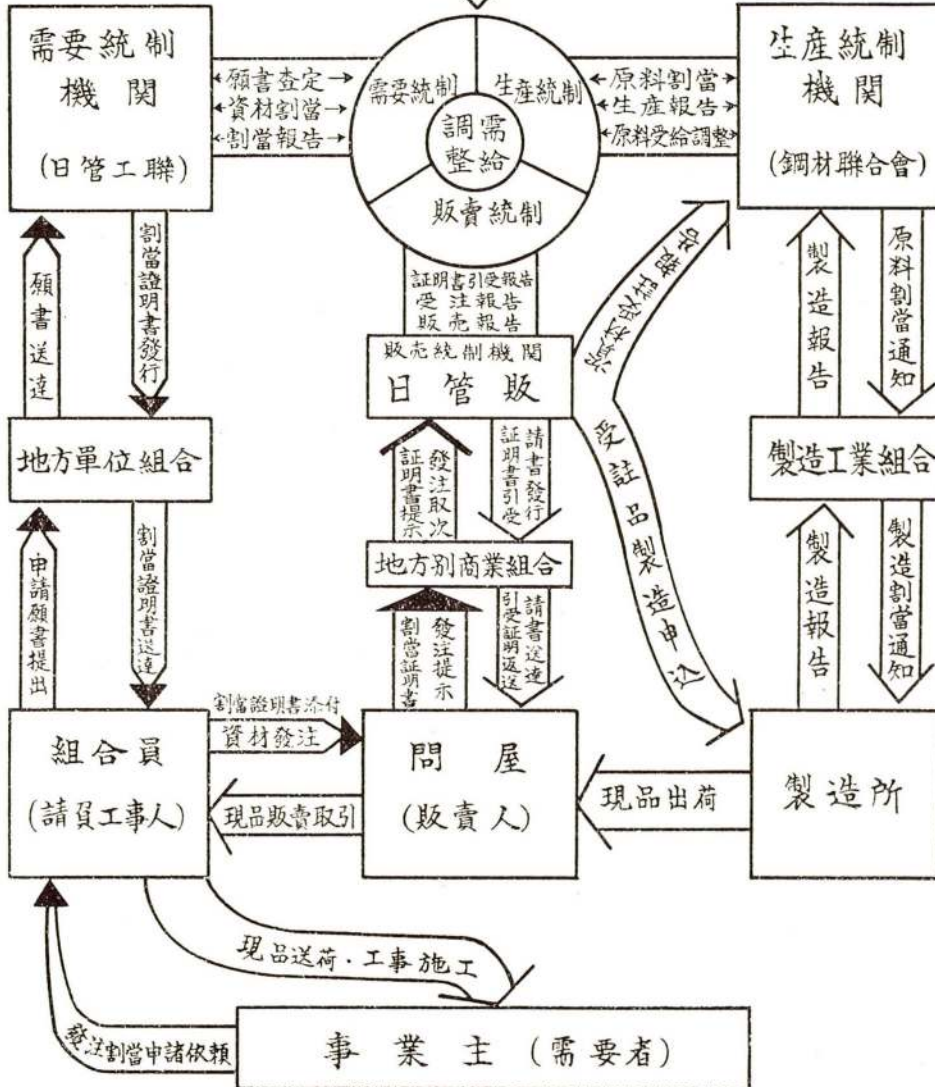
鉛管の原材料は鉛である事は申上げるまでもありませんが、此の鉛を鑛生産・需要・配給に亘り一元的に統制してゐる機關が日本金屬配給株式會社(舊日本鉛亜鉛錫統制組合)であります。更に鉛を以て製造する鉛管の製造統制を日本鉛管鉛板工業組合が行つてゐるのであります。

鉛管を使用せんと欲する事業主は鐵鋼同様請負人をして必要な鉛管の申請を爲さしめる事が便利です。鉛管申込者は最短納期三箇月先のものを所定申込票に記載し日本鉛管鉛板工業組合に提出し

商工省鉄鋼局長

(本表ハ鋼管/場合ノ例ナル)

需給統制令



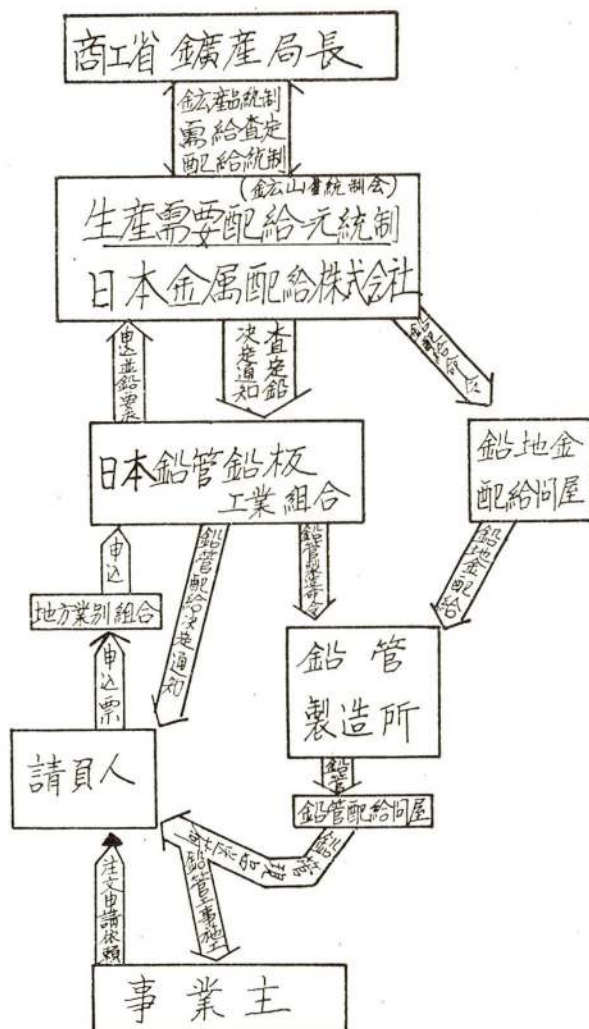
ます。日本鉛管鉛板工業組合は申込を受けたる鉛管を製造するに必要な鉛量を計算、其他調査事項を加味し、是を日本金属配給統制株式会社に送達します。統制会社は需給の計畫に従ひ申込票を審査し最も必要と認めたものから査定配給をする事になります。配給決定したる申込票に對する鉛量は是を鉛管鉛板工業組合に通知し工業組合は鉛管製造業者に鉛を振當製造せしめ其旨を申込人に通達して來ます。申込人は其通知書に依り鉛管製造業者に代金を支拂ひ現品の交付を受けるのであります。鉛管を申込んでから實際に入手する迄

には約五箇月を要する事並に鉛は他の資材と異り殆ど我國で産出しないので其の割當査定に就而最も最密であり、是非鉛管を必要とする事業性質のものにのみ最小限の配給が行はれるのでありますから充分御諒承願ひたいのであります。次の鉛管配給機構圖及配給申込票を御参照下さい。

一追記一

今回東京地區大阪地區に戰禍復舊の爲使用される應急修理用鉛管（品種10耗13耗20耗25耗給水鉛管）を常備する特設配給品が下記の通り設けられました。東京地區配給品は目下整備中に付省略します。

鉛管配給機構圖



大阪地區特設配給品一覽表

第1配給品	大阪市北區東野田町1丁目36 大阪鉛管鉛板販賣所
第2配給所	大阪市北區堂島濱通4丁目10 株式會社 須賀商會
第3配給所	大阪市西區立賣堀南通1丁目3 隣部商店
第3配給所	布施市永和3ノ12 井畑水道商會
第5配給所	豊中市岡町37ノ3 高橋藤次郎商店
第6配給所	堺市中之町東2ノ22 上島ポンプ製作所

萬一不幸戰禍に見舞はれ急速復舊を要する鉛管が必要な場合被害者は特設配給所に其旨申出でられ申込票に所要鉛管の品種數量を記入し鉛管を要する理由の發生したる事態を最寄警察署又は警防團に於て證明して貰へば製品がすぐさま購入出来る事になつてゐます但し下記順位に依り配給されます。

1. 工場
 2. 學校
 3. 病院
 4. 銀行
 5. 公共團體
 6. 倉庫
 7. 旅館及公衆を收容するに必要と認めたる建物又は特設機關と認めたる建物
 8. 其他。
- 以上

（筆者は大阪府水道衛生工事業組合聯合會理事長）

運送の話

人間が1人りで居る時でも物を運ぶ事の必用があるもので御座います是が3人5人1軒2軒と人口住宅が増すれば増す程物の需用が伴ひ、運送の絶対必用を感じる様になります。里を郷に村を町に市を都會と形成すればする程物の運送が増加致すので御座います。

然らば人間の生存住家の發達は運送にあり運送と云ふ事は人間生存の常織に持たなければ發展は望まないものであります。

運送事務と云ふものは其の取扱物が一物も自己の物でない、全部他人の物を自分の物の如く雨の夕邊嵐の朝に荷物の事のみ案じ眞の荷送り人荷受人の意圖の儘完全に届けて喜んで頂く事が、仕事で、神の如き心持で其の凡てを處理する事に洵に興味を感じるものであります。

運送には二種あります。

一ツは大運送、一ツに小運送であります。

陸上で謂ふ大運送とは國家が營む鐵道省の事で小運送とは鐵道の兩端を補ふ即ち驛を中心に貨車への積込、又は取おろし、及市内の集荷配達をなす。小運送業者、所謂運送店であります。

從來の小運送業者は同業のもの亂立自店の赴く儘に多種多様に適意營業を續けて來たので御座います。或は發着業者と或は荷送人又は荷受荷主と提携し一方的便宜をはかりサービスなりと云ふ裡に利益本意を忘れなかつたのであります。

支那事變以來世界の情勢も極度に變り我國も逐年緊迫を辿り人も物も不足を來すに至り就中ガソリン、代用燃料の如きは著しく不足し、小運送能力の底下は日に月に其の度を加うるに至つたのであります。斯ては軍需品の輸送のみか國內生活必需品の圓滑輸送にも支障を來し、此の上此の儘一日も看過し得ざる國內情勢に鑑み昭和15年1月

31日陸運統制令發令勅令(第37號)更に16年11月18日鐵道省令第17號の施行に依り小運送業をも臨戰體制の整備を致し、先ず三大都市の同業の者は減私奉公を覺り好と好ざるとに不拘大同團結して日本通運株式會社を中核體に一大統合致まして、16年11月1日より國策に従ひ一丸業務開始致したので御座います。小運送能力不足は人的物的不足の外に尙能力底下に左の原因があります。

- 1 送狀所定の荷受人が他に販賣せんとし取引に手間取り處置遅延する事
- 2 發驛は受人の住所に依り着驛を選定せるも荷受人が他に賣渡し、買受人の届先が着驛の配達區域外なる場合多々あり
- 3 配達人が荷物引渡後該荷物の荷掛金を頂くに意外の時間を要する事
- 4 一時間以内に届先に到達したる車輛が荷主指圖の場所に納入する爲配達時間以上の時刻を費す事

配達能力増進の爲左の通り荷主各位の御協力を御願ひ致す事になりました。

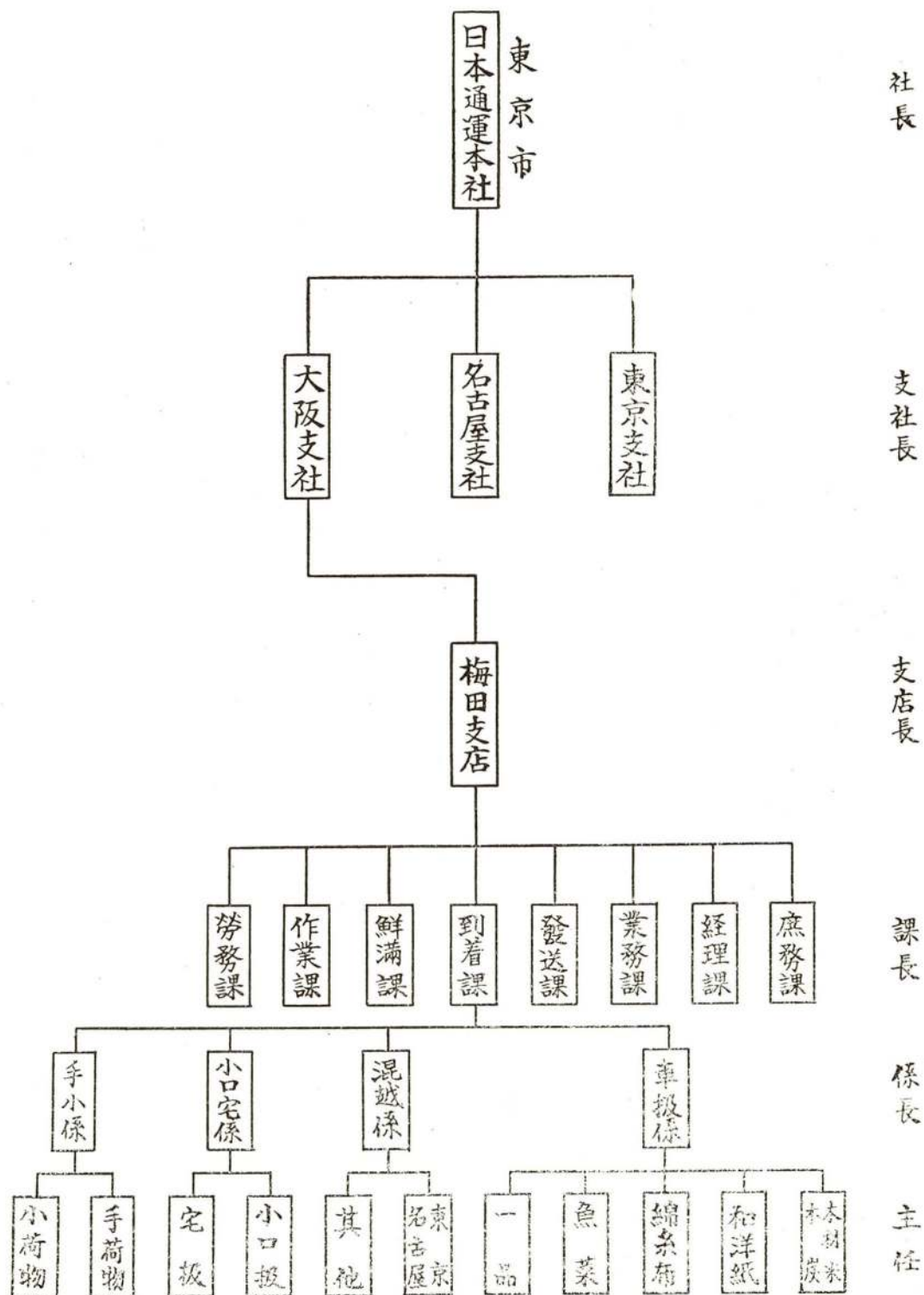
1 の場合は從來の様に一々電話で御案内する事を省略させて頂き送狀面記載の通りの荷受人の方に御届致します。

2 の場合は買受人の最寄驛を御撰定の上荷送人の方に發送通知を願ふ事。

3 の場合は會計係不在若は主人留守等にて掛金収入の爲配達人と運搬員共相當の時間空費致ます荷物をおろして居る間に御支拂被下る様準備を願つて置く事に(先此點に就ては荷物發送は全部元拂扱に願ふ事に致度と存じます)。

4 の場合配達人が所定の店所に到達致したならば直ちに御荷受を御願ひ致します、入庫又は配付等は致しません。

以上述べました具合に運搬員の能率を1日2回の



運行を3回に3回の運行を4回に増進致度と勉めて居るので御座います。

運送を御理解被下いまして廣く市民の方々に御満足を得て頂度念願で御座います。

貨物の扱には種々ありますが4月頃改正がある様でありますから省略致しますが小運送には料金が公示致されて㊦があります。

従來の小運送業者は監督官廳（鐵道省）監督の基に營業を致して居りましたが只今は其の鐵道省と共に業務遂行を致して居るのでありますから極めて朗かに安心して荷物を送る事が出來ます。

故にイカガワしき町内の又は驛附近の類似業者に依頼する事のなき様、必ず最寄の驛前の㊦支店又は營業所に就て御尋ね被下ますれば必ず親切丁寧に皆様方の運送顧問として御説明致す事になつて居ります。

左に㊦日本通運株式會社の機構を記載致置きます。

支 社		梅 田 支 店
取 扱 驛 所	377驛	4ヶ驛
支 店	117店	
營 業 所	226所	3ヶ所
荷扱所及 派 出 所	98所	12ヶ所
職 員	6000名	1400名
勞 務 員	11000名	2100名

運 搬 具 一 處 屬

大 形 トラツク	128
小 形	103
電 氣 車	37
馬 車	293
肩 曳	107
リカカー	10
トレラー	3

以下支店並に各課共斯様な機構のもとに仕事を致して居るので御座います。

（筆者は日本通運株式會社營業課到着係長）

書狀・書留・郵便料金改正（四月一日より實施）

逓信省では第七十九議會の協賛を経て郵便法中改正法律による通常郵便料金の改正にあわせて、小包郵送料・書留料・速達料・其の他特殊取扱料金の改正を行ふ事となり、勅令、省令、告示など官報で公布實施される事となつた。

内國郵便料金

1. 通常郵便料金

第1種

有封書狀 20グラムまで毎に 5 錢

印刷書狀 100グラム 〃 4 錢

第2種

通常はがき（改正なし）

往復はがき（改正なし）

封緘はがき……………5 錢

第3種

下記以外百グラム毎に 1 錢

發行人又は印刷人より差出す日刊新聞、官報、通信

二百グラムまで 1錢、以上百グラムまで毎に 1錢

第4種

下記以外百グラムまで毎に 4 錢

低料約束郵便の承認を得たるもの

百グラムまで毎に 2 錢

第5種（略す）

○速達料

普通地域（通常）宛 12錢

特割地域宛は配達局より16キロ迄 50錢

同 16キロ以上4キロまで毎に 50錢

○航空料

内地と朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島相互間

第1種 20グラムまで毎に 50錢

第2種 通常はがき、往復葉書 20錢

封緘葉書 40錢

○内地樺太間

第1種及第2種 12錢

第3種及至第5種 50グラムまで 22錢

同以上50グラムまで毎に 10錢

（以下略）

府廳の方で木材の仕事に携つてをります井上と申す者であります。生憎少々風邪氣がありまして聲が通らないかと存じますがお許しを願ひまして只今御紹介の木材統制といふことにつきまして、少しくお話申上げて見たいと存じます。お集りの方々は木材に關しまして十分我々以上に知識のお深い方と存じますから、従ひまして木材統制につきましてはそれぞれの文献等によりましてすでに御承知のことと存するのであります。私の此れから申上げることとは何ら御参考にならないかも存じませんが、一應道筋だけをお話申上げて見たいと、かやうに考へる譯であります。

木材は御承知の通りこの統制といふことが他のものに比べまして遅れてをつた感じがする譯であります。と申しますのは木材が非常に複雑であるといふことより生ずる統制の困難性といふことが原因をなしてゐるだらうと思ひます。即ちこの複雑性と申しますのは色々の點から考へられますがまづ生産の過程におきましても非常に複雑な過程を通つて參るのであります。複雑と申しますのは操作の上に複雑であるといふことでありまして、一般の工業生産品のやうに一つのシステムのもとに秩序正しく生産されるといふ様なことがありませんで、所謂原始的方法によりまして、其して又非常に違つた複雑な地形から、又複雑な過程を経て生産して來る、即ち生産事情が非常に複雑であるといふことが一つであります。

次に木材そのものゝ性質が又頗る複雑であるといふことであります。木材の性質から見まして、まづ工藝的な性質といふ方面がございますが、その工藝的な一つの性質を取上げて見ましても、此れが決つたものでなく極めて多面的の複雑性をもつてゐるのであります。其れと共に代替的である即ち鐵の役にも立てば燃料にも使へる、或はそれ

を科學的に操作致しますとバルブとなり紙になり或は人造纖維が出来る、一つの木材でも使ひやうによりまして色々な方面に使はれる譯であります。これは木材の性質の多面性であります、左様な利用方面において多面的であるとゝもに又一方においては生産されたものゝ規格が非常に複雑であります。御承知の通り木材の稱呼といふものは非常に澤山ございまして、各寸法による稱呼とさらに次數による稱呼、或は使用部面に対する稱呼といふ風に大變澤山な稱呼がある譯であります。此様な譯でその利用方面におきましても、亦木材そのものの性質から申しましても、また木材の生産される過程から申しましても極めて複雑なものである、かういふことの爲に統制の方法と申しますか、統制の手段が大分遅れて參つたのであります。

其處で統制を沿革的に申しますと、まづ木材に對しまして手をつけはじめたのは第一が規格の整備であります。從來木材は4分板と申しましても3分、或は2分、ひどいものになりますと1分8厘といふやうなのがあります。又6分板と申しましても6分の板でないものでありまして、6分板、或は4分板といふことは一つの名稱に過ぎない、その寸法を現はしてゐるものでない。かういふ事情にあつたのであります。従ひまして木材の取引、又その使用といふ方面が非常に複雑になり、その取引が明瞭でないといふことから致しまして、規格をつくるといふことが第一である、かういふ譯で農林省において制定致した規格が只今の木材規格のはじめであります。それに引續きまして木材に就きましても色々な規格が出て參つたのでありまして、一般の針葉樹規格のほか一般闊葉樹の規格、或は電柱の規格、打込丸太の規格、或はバルブ材の規格といふ風に色々な規格の種類が出

て参つたのであります。

先づ第一に手をつけたのが一昨年きまりました木材規格が統制の濫觴であり、その次に木材の公定価格が出て参り、これも數次にわたりまして色々の種類の木材に對しまして價格が順次制定されてゐる譯であります。その次に配給に對する統制が一昨年木材配給制規則となつて現はれましたが、その運用は餘り實効を擧げなかつたのであります。その狙ひ所は結局木材を統制すべき所の一つの統制機關をつくるといふ所にあつたのでありまして、その結果生れましたものが日本木材統制株式會社と言ふものであります。

其の配給統制規則に引續き木材統制の總括的の規定が出来ましたのが只今出てをります木材統制法といふ規定であります。その木材統制法は要するに木材の統制を生産から配給、消費まで統制しようといふ法律でありまして、一般統制規則と同じやうにその目的とする所は木材の需要供給の圓滑と價格の公正をはかるといふ所に目的をおいてある譯であります。その規定の内容の次は生産に關する統制であります。即ち木材の資源である所の森林に對しまして、その森林の伐採を調整することが出来ることになりました。その次は木材を配給する人に對しまして配給先及び配給の價格等を指定することが出来るといふことであります。

次に製材工場に對しまして、製材すべき數量および製材すべきものを命することが出来るといふ規定であります。その次には木材を消費するものに對しまして消費を制限或は禁止することが出来るといふ規定であります。

次には其れ等の統制を行ふべき所の機關に關する規定でありまして、その機關は第一には中央に日本木材會社をつくり、地方には地方木材會社をつくる、さうしてその中央の日本木材會社と地方木材會社に對する監督規定が大部分をなしてゐるのであります。でありますから木材統制法の内容は生産即ち森林所有者に對して供材、伐採を命することから販賣の統制、製材の統制、さらに消費の統制、これらの部面を引くるめまして統制を行ふべき所の統制機關の性格ならびに監督についての規定である、かういふ風に概括的に御諒解願へればよからうと思ふのであります。

其處で此れらのものゝ統制すべき事情の概要を申述べますと、わが國の木材は事變前の長い間の統計によりますと約2乃至3パーセントの増加を致して参り、事變前は約6千萬石の木材消費を致して居つたのであります。その木材は内地の森林から生産されるものと外地から供給されるものと、この二つの方法によりまして大體の需要のバランスをとつて参つたのであります。所が御承知の通り戦争以後におきましては外材を入れることが全く出来なくなり、内地材をもつて全部の消費を賄はなければならなくなつたのであります。一方におきましては軍需の方面の消費が行はれると共に、又他の一面におきましては新たな消費部面が増加致しまして、全部で戦前の約7.8割増加してゐるといふ状態になつて居るのであります。

これらの木材を全部内地で賄ふといふことになりますと、自ら重點的に配給して行かねば賄ひがつかない譯であります。従ひましてこの木材統制法の狙ひは生産を確保すると共にその配給先を必要に應じて的確に必要な方面に必要な量供給するといふ所にある譯であります。左様な意味をもつて生れます所の木材統制會社は即ち中央における日本木材會社と地方における地方木材會社と二つになる譯であります。その性格は地方木材會社と日本木材會社とは別に經營的の關聯はないのであります。各獨立した機關でありまして中央日本木材會社は資本金5千萬圓にてすでに營業を致してゐるのであります。この中央の日本木材會社の重なる仕事は外地に移出する木材、或は輸出する木材、すなはち日本内地から外へ出す木材を一手に取扱ふと共に、外から入つて來る木材も全部この會社が扱ひ、それを需要者に配給して行く、即ち内地に出入する木材を一手に扱ふといふことが一つと、地方に出来る木材會社に對する投資、木材の生産に必要な各種の資材の配給、これらのことが中央の日本木材會社の主なる仕事であるのであります。そのほかに必要ある場合においては木材の賣買を行ふ、かういふ建前になつてゐるのであります。所が只今日本木材會社のやつてをります仕事は主として地方木材會社がまだ整備致されませんから、その前提と致しまして物動材の計畫

に屬する所の木材を一手に統制致してゐるのであります。内外地材の仕事よりも物動材に關する木材の扱ひを一手にやつて居るのであります。すなはち物動材としての第一は石炭増産に要する坑木であります。この坑木は全部日本木材會社が集荷致しまして、それを重點的に必要數量を各鑛山に供給致してゐるのであります。

其の次はパルプ資材でありまして、これも製紙原料、或は人纖原料のパルプの全部を日本木材會社が一手に統制致しまして、パルプの生産量を確保致してゐるのであります。

その次には枕木、電柱、打込丸太、かういふやうな種類を只今取扱つてゐるのであります。この仕事は次に來る所の地方木材會社の整備によりまして或は地方木材會社に移されるのではないか、かういふ様に我々は觀測致して居るのであります。

其れでは地方木材會社とはどういふのかと申しますと、全國を或る數個のブロックに別けましてそのブロック毎に木材會社を結成致すのであります。そのブロックの數は勅令をもつて定めることになつてゐるのであります。只今の所まだ全國を幾つにするといふ勅令は出てをらないのであります。が、大體十四、五ぐらゐのブロックに別けて會社をつくるのではないかと思つてゐます。この地方におきましては京都、大阪、兵庫、滋賀、この二府二縣を一つにして一つの會社にし、隣は奈良和歌山を一つにする、又山陰は鳥取迄を一つにし、中國を一つ、四國を一つにする、といふ風な程度に大體解してゐる程度でありまして、まだ確定は致して居らないのであります。

其處で地方木材會社を結成する前提行爲と致しまして政府は各縣に生産の中核體、すなはち地方木材會社の中核體になります所の生産會社を結成さしてゐるのであります。只今の所全國約160ぐらゐの生産中核體が出來る豫定になつてゐるのであります。此の中核體と申しますのはやがて地方木材會社に吸収合併されるものでありまして、地方木材會社の中核をなすべきものだといふ意味から中核體と稱してゐるのであります。その中核體の結成と致しましては各縣一圓を一つとする會社をつくり、その縣の木材生産配給の統制を行ふと共に、縣の事情によりましてはその縣の中を幾

つかに別けまして、その流域、或は地理的關係といふやうなことを考慮致しまして幾つか會社をつくつて行く、かういふ考へ方であります。

其の會社はどういふことを行ふかと申しますとその會社はその地區内におきます所の木材生産を一手に行ふといふことが原則であります。從來の木材業社、或は製材業者を全部整理統合致しましてその會社の中に吸収致し、その會社の仕事と致しまして木材の生産を一元的に、或は包括的に全面的に行ふといふことが目標になつてゐるのであります。しかしながら直ちに左様なことの出來ないものに對しては各製材工場、或は木材の生産を行ふものをして其れ等の仕事を代行させる、或は組合をつくりまして、その組合によつて生産を致したものをその地方會社において全部統制して行く、かういふことを目標に致してゐるのであります。さうしてこの所謂地方會社の中核體をなす所の會社が目下各地方に結成されつつあるといふのが現状であります。

都市に對しましてはどうなるかと申しますと、消費すなはち木材の配給都市に對しては生産地方と同じやうに荷受配給會社といふものを結成致しまして、從來の業者を全面的にこの會社に吸収致しまして、配給會社の手を通じて各地方の生産中核體である所の會社、或は地方會社が結成されますればその地方會より全面的に一元的にこの都市の荷受配給會社が荷受致しまして、それをそれぞれの必要箇所に重點配給を行つて行く、かういふ建前になつてゐるのであります。そしてこれらの建前を實行する上に就いて政府は勅令をまちまして木材ならびに製材事業の許可制を行つてゐるのであります。即ち木材統制法の施行されました6月1日以前3ヶ月の間木材業を營んでをりましたものはその當時屆出ることによつて木材業の許可を受けたものと看做される譯であります。然しながらその營業は6月1日より1ヶ年すなはち本年の5月31日迄に限られてゐるのでありまして、5月31日以後の木材の販賣業は新たに許可を受けるにあらざれば出來ない、しかしてその新たな許可は個人の營業には許可は致しませんで、整理統合した整理統合體に對して營業許可を與へるといふことになつてゐるのであります、でありますから言ひ

換へますならば都市の木材業者を整理統合致しまして結成される所の荷受配給會社にのみ木材の營業權を與へるといふことになるのであります。

即ち本年5月一ばいにおいて個人の營業を全面的にこの荷受配給會社に吸収してしまふといふことを目標と致してゐるわけでありまして、そこで大阪におけるこれらの仕事の進行はどうなつてゐるかと申しますと只今迄大阪の木材業者を中心に致しましてその會社結成の研究を致し一つの成案を得たのであります。その成案に基いて只今ではその荷受配給會社を結成するスタートを切る所迄參つてゐるのであります。その結成要綱は大體大阪の木材の取扱量を500萬石と見てをります。從來大阪における木材の消費量は大阪より他に出してゐるものも入れまして大體7百萬石ぐらゐでありましたが、これだけの數量を將來大阪で確保することは困難でありまして、約5百萬石といふのを目標に致してをります。然しながらこの5百萬石も目標でありまして、實際はこの5百萬石の木材が大阪に来るといふことは困難であらうといふ風にわれわれは考へて居るのであります。と申しますのは産地におきましてはそれぞれの企業を整備致しまして、中核體である所の各府縣の會社が生れますが故に、その會社におきましては大體において生産される素材をこなすに足だけの製材設備をもち、又その生産されたものは直接消費者に渡るといふ傾向は顯著であり、又さう行くべき筋合のものとも考へられますので、従ひまして大阪の木材商のごとく集散性を利用致しまして木材營業を行つてをつたといふ部面の仕事は極めて少なくなりまして、大阪市において實際に需要する量の範圍以上を出て大阪に木材が入るといふことは期待出来ないものであります。さう考へますと從來木材業者の数はあまりに過大でありまして、木材業者として生存生活するといふことは恐らく困難になつて參るが故に、いづれにおいても整理統合は必然的に行はるべき状態にあるのであります。

そこでこの荷受配給會社はそれらの木材業社を一元的に配給會社に吸収致しまして、市内に數百ヶ所の配給所をおき木材の配給を行ふ、又一面におきましては主要地點に方面倉庫をおきまして、その方面倉庫から配給所に送り、或は又直接消費

部面に流して行く、かういふ風な考へ方であるのであります。さう致しますと只今大阪における木材従業員は約七千名以上ございますが、これが約二千名に整理されるといふ目標になつてゐるのであります。しかしこの計畫は一つの完成されました所の形でありまして、直ちに會社が結成致しますと同時に從來の小賣業者がその日において仕事をやめるといふ風には行かないのでありまして、恐らくその會社の機構が漸次整備を告げる迄は從來の小賣業態、或は各種の段階といふやうなものは存置しておかなければいけないのではないかと、かういふ風に考へてゐるのであります。行く行くは今申上げましたやうな形に整備統合をして參るとかういふ譯であります。

其處でそれらの形が整備致しますと政府におきまして主要木材に對し配給計畫を樹立致し、建築材はどの方面にどのくらゐ、或は包裝用材としてどのくらゐ、パルプ材としてどの位、或は又造船車輛の用材としてどのくらゐ、とそれぞれその數量を基礎と致しまして配給計畫を立てその配給計畫に基づいて生産地の中核體に對しまして生産割當を行ふのであります。更にその出荷割當を行ひまして其の内大阪にはどういふものをどのくらゐ送るといふ計畫を立てその數量を大阪に送つて參ります。さうしますと大阪におきましては大阪の會社は政府の配給計畫に基きましてその送られたものをどこに幾らどこに幾ら、どこに幾らとそれぞれ配給を致す、かうなりますと一般民需材、すなはち只今小賣業者において取扱つてゐるやうな木材は非常に減少致して參ることは確かであります。一つの計畫配給になりますから重點的の配給を行ふと共に、又消費部面に對する組合に對して配給して參る、かういふことを目標と致さなければならぬと存じますが故に、小口の木材需要者に對します木材の供給は非常に減少して參るのではなからうか、かう考へるのであります。そこでこの配給機構が整備すると共に、その配給すべき木材を受けるべき方面の整備も必要であるのであります。そこで大體その受けるべき方面に對しましてはそれぞれの從來の工業組合といふやうなものがございますので、それらのものを對象と致しまして漸次大口配給を行つて行くといふことに

なるだらうと思ふのであります。

以上申上げました事が大體木材統制法の狙ひ所であり、更に又將來運営されるであらう所の形であるのであります。唯この統制法におきまして先程の御講演にもございましたやうに能率を上げて生産するといふことゝ、其の生産されたものが最も能率的に重點的に配給されて行くといふことを狙つてゐるのであります。然しながらこれらの

機構が整備される迄の切換時におきましては或は若干の不圓滑といふやうなことが起るといふことも免れない所ではありますが、それに對しまして萬全の策を講じて行きたい、此様に考へて居る譯であります。

極く大體であります以上木材統制につきまして概略解説を申上げた次第であります。

防 火 ・ 防 空 の 完 璧 へ

防 空 建 築 規 則 改 正 と 防 火 改 修 規 則 實 施

4月1日施行

わが國都市防空対策上の重要課題とされる木造建築物の耐爆化に關し内務省では更にこれを普遍強化する爲豫て現行防空建築規則の改正ならびに昨年末改正の防空法第五條に基く防火改修規則の制定準備中であつたが、最近成案を得るに至つたので近く公布の手續きを執ると共に二十五、六の兩日に亘り内務省に全國建築主任官會議を招集、施行上萬遺漏なきを期し各般に亘つての指示注意を行つた。

今回改正の防空建築規則は市街地建築物法第11條に基き昭和14年以降全國主要38都市に實施されて居るものであるが、その後に於ける各種實驗なびに研究の結果と最近に於けるポートランドセメントの不足、或は新興資材代用資材中優秀品の出現等の情勢に照し一部改正を行ふもので、資材關係以外では特に構造制限が強化せられ従來は幅員4米以上の道路に面した部分には適用されなかつたものを改正規則では隣地境界線又は道路に面した部分が6米未満の場合は全部適用せられ、また火災時重要物品を處理する爲床下に煉瓦三和土等に依る一立方メートルの窪地（穴藏）を設けしめる事等が新に加へられて居る更に今回新たに制定の防火改修規則は同じく昭和14年度より全國重要都市に補助金を交付して促進を圖つて居つた防火改修事業を強制化する爲改正防空法第5條の2 1. 地方長官防空上必要ある時は一定の區域を指定しその區域内に於ける木造建築物の所有者に對し期限を附して其の建築物の防火改修を命ずる事あるべし前項の木造建築物の範圍並に防火改修の程度及方法は命令を以

て之を定む
及び同5條の3

1. 前條第1項の規定に依る命令ありたる場合に於いて期限内に工事完了せざる時、若しくは工事完了の見込なしと認められる時又は建築物の所有者の申請ありたる時は地方長官は市町村長として建築物の所有者に代り前條の防火改修の工事を施行せしむる事を得
の條項に基いて定められたもので構造的には防空建築規則に規定せられたものより稍々緩和せられ、また2分の1の國庫補助に依つて市町村が建物所有者に工事費の3分の2迄の補助を行ふことゝなつて居る。

なほ兩規則は大體4月1日附を以て公布の豫定であるが防空建築規則は施行地域を擴大し現在市街地建築物法を適用中の全國543都市に施行される事となつて居る。

しかして右規則施行と同時に資材關係中の防火塗料、木毛板等新らたに防火建築に用ひられる事となる新材料規格も制定される。

只今御紹介にあづかりました大阪府廳の記内でございます。本日、日本建築協會と建材協力會の御主催で私に企業整備問題について話をしてくれないかと言ふお話が過日ございました。特にそのうちで木材關係の方面について話をする様にといふ風なお話があつたのでございます。然し私の方の仕事の關係としまして従來は木材をやつてをつたのでございますが、最近木材統制法が施行されてからには事務の便宜上主として農務課の方でやつて貰ふことになりまして、私の方では木工關係、所謂工業部門としての木材、木材からさらに加工する部門までの統制をやつてゐる程度でありまして、其れ以外の事は農務課の井上技師の方が精しいからその方にお願するやうにと申上げてお斷り申上げたのであります。それではその方はとに角として一般的な問題として企業整備について話をしてくれないかといふお話でありますので其の事であれば私共日々の仕事として當面やつて居り、直接今日お集りの皆さん方に關係があるかどうかと言ふことになると非常に疑問がありますが、たゞ我々當局のものとして此れをやつて行く考へ方と言ふ様なものをお話申上げて御参考に供することにした、かやうな考へ方のものに今日のお話をお引受した次第でございます。

其ういふ意味合で一般論としての我々の考へてゐる所また今政府が狙つてゐる所がどういふ所にあるか、それをもとにして御自分の仕事について此れがどういふ風に今後なつて行くかといふ事を御研究願ひたい、此様に存する次第でございます。

最近企業整備といふ言葉が盛んに使はれてをりますが、この内容は色々ある譯でございます。然しその窮極の所は何かと申しますと、今澤山に濫立してゐる企業主を整理して營業者を少くする、

工業者といひ、商業者といひ、或は請負業者といひ、かういふ商賣の方が極めて多いからこの數を減らせるといふことに結論的には盡きるのではないかと思はれるのであります。たゞ何故さういふ風な業者の數を減らせるかといふことが色々議論の分れる所であります。場合によつては業者を減らさなくてもよいではないか、減らすとなればどういふ方法で減らすか、何の目的で減らすのか、等々色々問題が起きて来る譯であります。

其處で大まかに申上げて企業整備は何のためにやるか、何のために人を減らすのかといふことであります。世間で、或は政府の方で企業整備をしなければならぬといふことをいつてをります内容を大きく分けますと二つに分けることが出来ると思ふのであります。

一つは従來の企業の能率を上げる、現在の決戦體制下における日本の經濟をうまく運行して行く爲に全人、全企業が國家目的に全力を發揮出来る様にする事であります。之が爲には唯今のやうな濫立状態ではいけない、これに一つの規律を與へる、たゞ従來の業者をそのままにして置いて規律を與へたのでは何にもなりません。皆さん御存じの通り随分古くから統制經濟といふことが言はれその爲に色々な方法がとられました。所が其の結果どうかと申しますと少しも實績が上つてをらない、此れはなぜか、結局方法は色々手をつくして見るが業者の數、企業の主體をそのままにしておいたのでは幾ら統制をうまくやらうとしても其處に自ら限度があるのであります。自然統制をうまくやつて行く、それによつて日本の戰時經濟を最も理想的に動かして行くためには企業の整備業者の數を減らせるといふことが絶対に必要だといふことになる譯でございます。即ち日本の戰時經濟を運行する上において日本の總力を擧げる意味に

において企業の整備といふことが一方において考へられるのであります。

もう一つの大きな意味は企業を整備することによつて業者が生きて行けるやうにすることであり、御承知の通り戦争になりましてから戦争の方面に非常に資材がいるやうになり、直接軍需に關係しない方面の生産が非常に減つて來てをります。自然それを原料とし、材料とし、或は商品として仕事をやつて來てゐる方々の抜ひ高、生産量それに反映する儲けといふものが非常に少なくなつて來た、かういふ風に儲けの少なくなつた際は、昔の儘の人間がそれに關係してをつたのでは皆んなが共倒れになつて参ります。物の豊富な時代においては競争といふことによつて、所謂自由な營業によつて個々の營業がうまく行き、日本の經濟としても少しも差支へない、所が戦争といふ大きな事件が片一方に起きてゐる時代においては一つの無駄があつてもいけない。又放つておいては總てのものが潰れてしまふやうなやり方をして貰つては困る、又關係してゐる業者の方面からいへば、今までの如く物が豊富な時代には算盤が合つてゐた仕事も、物が少くなれば算盤が合はなくなる、さうすればどうしてもそこに競争が起るからお互に喰ふか喰はれるかの争ひをしなければならぬ、所がそれでは共倒れになつてしまふ、この共倒れを防ぐといふ意味が一方にある譯であります。即ち此の事は業者から申し上げますと、自分達がとに角何らかの方法で救はれたいといふ意味の企業の統合であり、これを國家といふ立場から見ますと業者を救ふことによつて國家の治安が維持されと同時に必要な數量だけ残して行く、この意味がある譯でございます。今迄の考へ方から申しますと平和産業といふものは不必要だといふことが常識になつてをります。

それでは平和産業とは何か、不急産業とは何かといふことになりますが、これも量の問題になつて來るのでありまして、澤山ある平和産業は必要はない譯であります。所がこれが段々減つて來まして、ずつと少なくなつて参りますと今度はそれが必要になつて來るのであります。即ち澤山はいらないが少しはいるといふ産業が殆どの産業なんでありあります。

例へば最近は何符制度になりましたが纖維産業などは一般に贅澤品といはれてをります。だから贅澤品の範圍に止まつてゐる時にはいらないのでありますが、それがだんだん減つて來るとこれが必需品になつて來るのであります。或る程度までは維持しなければならぬ。所が昔のまゝに競争させておくと維持が出來なくなります。勢ひ數を減らして行かなければならぬ、然し無くする譯には行かない、それではどういふ人を残しどういふ人にやめて貰ふか、これが又企業整備の大きな問題になつて來る譯であります。

繰返して申し上げますが企業整備といふことは總力戰を遂行する上において能率をよくするといふ大きな目的があります。同時に商品或は材料がなくなつて來た事に應じて關係業者をいかに維持して行くかといふ點であります。

遂にそれに附隨しまして現在日本は戦争をしてゐるために有力な勞働力を戦争の方へとられて行く、勢ひ國內において勞働力不足といふ問題が起つて参ります。戦前には失業問題が世界を擧げての大きな問題でありましたが、今失業問題に悩んでゐる國はほんの指を數へる程しかない、結局人手が足りない、この人手をどこから出すかといふことが問題になつて來る譯であります。勢ひ只今申し上げました企業整備を中心に整理された産業からもつて來なければならぬ、これが企業整備の附隨的な効果になる譯であります。然しながらこれはあくまでも附隨的な効果であつて、勞働力を出すために企業整備をするといふ風なことは第二、第三の考へ方であると我々は考へてゐる譯であります。

其處で話を元に戻しまして能率を上げる、總力戰をするために企業整備をするといふのはどういふ意味があるか、又どういふ目的があるかといふ具體的な問題になつて來るわけでありあります。これも商業の部門と工業の部門とによつて自ら事情が違つて來るだらうと思ふのであります。又その關係してゐる産業の日本の經濟における地位といふものが影響して來る譯であります。例へば機械工業の整備といふことが今盛んに謳はれてをりますが、この機械工業の整備の意味は一つは先程申し上げましたやうに悪い機械しかつくない業者即ち

機械設備が悪い、技術がない、さういふ業者にやめて貰つて良い品物がつくれる業者だけを残して今迄悪い機械しかつけれない業者に配給して居つた鉄材を良い機械がつくれる工場に廻して行き其れによつて乏しい鉄材を節約する同じ分量の鉄材でより率的な効果を擧げるといふ目的がある譯であります。即ちその意味において整理する工場と残る工場とをより分ける、これが一つの企業整備の目的であります。しかしながら唯單にそれだけの問題ではなく、日本の機械工業は戦争といふ大きな需要のために幾ら機械を造つてもまだ足りないといふ事情にあり、そのためには猫の手を借りて來ても物をつくらなければならぬさうすると例へばこゝに100臺の機械があつて、あと二、三臺の機械を据付ければ非常に良いものが出来るのだが二、三臺の機械がないために良いものが出来ないさうなるとそこへ鐵を配給するのは悪いものを拵へさせるやうなものだから、此れはやめなければならぬ、これが普通の整備の議論になる譯であります。それをもう一步進めてあと二、三臺の良い機械を据付けてやつて良い機械を拵へ、さしたらどうか、良い品物を拵へるやうにしたらどうかといふことが問題になつて來るわけであります。

其處で現状のままでは餘な技術もない、餘な品物もつけれないやうな業者を潰して行くよりも、これらをもり立てゝ立派な品物が出来るやうにそれらのものを寄せ集める、さうすると甲は或る機械がない爲に良い品物が出来ない、所が乙はさういふ甲のもつてをらないAといふ機械はもつてゐるが、Bといふ機械がないから良い品物が作れない、かういふ中途半端な工場が澤山ある譯でありますから、その中途半端な工場が三つなり四つなり一緒になると一つ二つの或る程度優秀な工場が出来上る、さういふ風に能率の悪い個々の工場を集めて一つの優秀な能率のいい工場に纏めて行くことが所謂企業の統合といふ一つの大きな目的であります。

皆さん御承知の通り昭和2年を境としまして金融恐慌が起り、その後昭和6年をどん底にしまして世界的な不況がございました。その當時から商賣をやつて居られた方はその際非常な御苦心をされたことと思ひますが、その時の不況切抜けの方

策として色々世界を擧げて、研究もし議論もされた譯であります、その際採られた一つの大きな運動が所謂産業の合理化といふことであります。即ち個々の企業體について出来るだけ無駄を省いて能率をよくするといふことであつたのであります。所がその時の能率をよくするといふことは唯單に工場内の能率をよくするといふことであつたのであります。日本がその筆頭でありましたがその昭和2年から6、7年にかけての一番不況のどん底において各工場、鑛山、商店といふものがあらゆる努力を拂つて血の出るやうな努力をし自分の店が生きて行けるやうにしたのであります、その結果が産業の合理化となつて來て、日本が今日世界を相手に戦争をしてこれだけやつて行けるといふ余裕をもつてをりますのもあの當時の徹底的な合理化整理といふことをやつたお蔭であります。

所がその合理化といふことはその當時御経験の通りに唯、單に或る會社、或る工場内部の合理化に過ぎなかつたのであります。然しその當時は自由經濟の時代の問題でありまして、合理化によつて生きのびようと、合理化をやらないために早く潰れようとそれはお互の自由氣儘な時代のことであつたのであります。唯皆が一人でも多く、一刻でも長く生きのびたい、自分の工場が潰れたくないといふ關係でお互に協定をし合つて無駄な競走はやめよう、或は共同で仕事をやつて行かう、或は販賣價格を協定するなどの色々な方法をとつて來た、同時に自分の經營體内部における工場の合理化、經費の節約といふことに努力して参つたのであります。即ち昭和6年前後に出來た重要産業統制法といふ法律を中心に色々な合理化運動が行はれた譯であります。それに應じてカルテル、トラストといふものが次々に生れて來た譯であります。然しこの時代は繰返して申し上げますがあく迄も個々の企業が成立つて行くといふことを前提にしてその範囲内での合理化に過ぎなかつたのであります。所が最近のやうに決戦體制になつて参りますとさういふ風な個々の企業體内部の合理化といふことだけではこの戦争を遂行して行くことが出来ないと言ふことになつたのであります。

即ち戦争は國家と國家との戦ひであります。單

にそれが日本内地だけの企業と企業の争ひではなく、又米英の企業と日本の企業との争ひでもなく米英と日本との戦争となり、その戦ひは企業と企業との戦ひよりはもつと深刻であります。國を擧げての戦ひと言ふことはその國に於ける生産力を一番多くすると言ふ事にほかならないのであります。其のためには今迄のやうな個々の企業體内部の合理化だけでは目的が達せられない、此れを具體的に申上げますと甲の工場では100の生産が出來、乙の工場では産業を合理化したために80の生産が出來、丙の工場では30の生産が出來るとします。その三つの工場に對して全能力の半分しかない材料を供給して今迄の實績とか、或は平等とかいふ比率でもつて生産させますと合計210の半分、105の生産しか出來ません。所がこれを甲の工場だけに集中して生産させるか、或は甲と乙の工場だけに集中して生産させると、同じ原料でありましても從來105であつたものが130になり150、180にもなり、場合によつては200の生産が出來るかも知れません。即ちその産業において、最も能率的な生産方法をとるためには今迄のやうな工場内部での合理化でなく、企業全體を徹底的に再検討して整理するのでなければ能率が上らないと言ふことが考へられるのであります。即ち昔經驗した所の産業合理化でなく只今の企業整備と言ふことは新しい意味の戦時經濟下における産業の合理化だといふことが生産部門においては言はれる譯であります。しかも其の合理化の方法としても其處からはみ出すべき産業に對してもこれを拾ひ上げて、此れに力を加へて行かなければならぬその力を加へるにも唯力を出せといつたのでは出ませんからやはりこれに或る程度のメスを入れ、弱いもの同志と一緒に集めて數はむしろ少いけれどももつと能率のいゝ工場に仕上げて行くといふことが必要になつて來るのであります。これが工業方面の企業整備の主たる目的になる譯であります。勿論同じ工業にしましても例へば今迄鐵瓶とか鍋釜を拵へてをつたとか、或は床の間の置物を拵へて居つたといふ風な所謂戦争に關係のない不急産業の部門におきましては、此れに銅、鐵、アルミなどの重要な物資を配給する譯に参りませんから、自然これらの工業をやめさしてしまふ、こ

れも一つの整理であります。さうなると今度はやめなければならぬ業者をどうするか、所謂失業救済、轉業廢業對策の問題が起るわけであります。そこでそれらの業者を軍需産業に轉換させるといふことが考へられます。それも唯單に個人々々を轉業させる、或は軍需産業に轉換させるといふことは到底難しい問題で、結局それらの連中を集めて共同的に轉換させるといふことが考へられるのであります。先程申上げた業界全體としての能率をよくするといふことは同じ商品、同じ機械、同じ品物をつくつて居て、然も其處に技術の優劣があるといふ場合の例であります、只今の例は品物が違つてゐて、しかも一方の品物は戦争には必要ないからやめさせ、そのやめた連中を集めて他の品物をつくるやうな方法を講ずる、これが第二の場合の企業整備の問題であります。

もう一つの例は結局轉換も出來ない、甲の品物から乙の品物をつくるやうにかはることも出來ない、然しながら日本の産業もいつまでも戦争ばかりではない、戦争にはどうしても勝たなければならぬからそのためにはすべてを犠牲にしなければならぬが、一たん平和になつた場合にやはり日本の文化生活としての生活が營まれるやうな方法を講じておかなければならぬ、そこで今戦争に必要だからといふので全部これを取上げてしまつたのではその産業は完全に潰れてしまはなければならぬ、それを幾分なりとも保存する意味で根だけは活かしておくと言ふ事も必要になつて來るのであります。即ち京都その他の方面における技術保存のために或る程度の産業を維持させるといふ問題であります。一昨年奢侈品禁止令が出來まして贅澤品は絶對につくらせないといふことになりましたが、結局京都の西陣綴織といふものは或る程度まではつくらせるといふことに致しました。又銅、アルミなど本當に戦争に必要なものでもやはり技術保有の意味において或る程度の原料を配給するといふ方法をとつてをりますのもその一例であります。然しその際といへどもその少くなつた商品で今迄關係してをつた業者が全部食つて行く譯には行かないから、これらの業者のうち適當な人にだけ仕事を繼續させるといふのが又一つの企業整備の例であります。此れが商業部門になつ

て参りますと非常に違つて参ります。まア配給部門についていへば、皆さん御存じの通り商業無用論が起り「生産者から消費者へ」といふモットーがあります。即ち商業が果しているかどうかといふことが根本的の問題になつて来る譯であります。所が多数の人が一方にあつて生産をし、多数の人が一方にあつて消費をするといふ場合にこの多数の生産者と多数の消費者とが直接取引をしるといつてもそれは不可能な事でありまして、やはり其處に中間にあつて中繼をする人がなければいけない譯であります。その中繼をし取次をする仕事をするのが商業であります。所が消費者なり或は供給者なりが数が減つて参りますとこの取次の必要がなくなつて來ます。例へば大きな製鐵所と大きな造船所との間の鐵の取引といふものは何も鐵屋さんが間に介在しなくても差支へないのであります。誰が鐵をもつて居るか、どこに鐵が必要か、誰が鐵を欲してゐるかと言ふことは、はつきりしてゐる譯であります。

今度は逆に米の例を申し上げますと澤山な百姓がゐて米をつくる、それを澤山な消費者が個人々々で百姓から米を買つて來るといふことは殆ど望め得ないことであります。やはりその間に商人を介在させなければならぬ、所が原材料が減つて來て生産される商品が減つて來る、そのために消費の統制生産の統制、配給の統制といふことが行はれて参りますと需要者の立場も供給者の立場もはつきりして参ります。すなはち今日の日本の經濟は物動計畫によつて動いてゐるのでありますが、その物動計畫とは何ぞやと申しますと、物を生産する人をはつきり掴へてどの工場では幾ら物が出來る、どの工場ではどういふ品物が幾らいつ出來るといふことをはつきりさせ、一面ではそれらの生産される商品、材料を要求する需要者が何人あるか、其れがどこにゐるか、何時必要かといふことをはつきりさせる、これをびつたり結びつけることによつて始めて物動計畫が圓滑に動いて参ります。これが出來てはじめて日本の經濟が、動いて参る譯でありますがさういふ風な色々な方法でもつてはつきりして参りますと必ずしも商業者がその間に介在して品物をもつてゐる必要がなくなつて來ます。むしろ商業者を介在させることによつ

て、その間に一時でも品物が停滯するといふ不利不便が生ずる場合が應々起るわけでありまして。しかもその商業者の数が非常に多い、此れをそのまゝにしておいたのでは停滯する時間が長くなる、停滯する場所が複雑になるといふ事になりますので、これを一ヶ所に集めて生産なり配給なりの間の仲立をさせるといふ必要性が強くなつて來る譯であります。即ち皆さん御存じのことゝ思ひますが鐵にしましても石炭にしましても、またセメントにしましても、あらゆる商品の配給部門が、特に大量的に右から左へ材料を扱つて参る所の卸賣部門の點において統制が極度に行はれてゐることは御承知の通りであります。

卸屋さんの統合が盛んに行はれ、配給統制會社が盛んに出來るといふことは配給關係の圓滑を期するといふことになる譯であります。其れをやらなければ却つて配給経路が複雑になつて参ります。統制といふことは出來る限り簡單にするをいふことであつて、事務が煩雜であるといふことは戦争の目的に一番合致しない譯であります。そこで澤山の機關が中間に介在して事務の煩雜能率の低下を來してゐるのを救済するために一つの統制會社が出來て來る譯であります。

唯現實の問題として色々な統制會社が出來るとよく能率が悪くなるといふことがいはれてをりますが、これは理論と實際との食違ひといふこともありませうが、一には統制に協力する方々がそつは向いてゐるといふことも大いに影響して來てゐると考へなければならぬのであります。やはりこの傾向として統制が行はれ生産消費の數量がはつきりすればする程中間の卸賣部門、配給部門の役割が段々減少して來てその必要性が薄くなつて來る。

自然こゝに商業部門の整理といふことが問題になつて來る譯であります。その整理の方法として色々な配給統制會社が出來、木材については木材統制會社が現在中央にも出來てをりますが各府縣にも出來てをります。

此れらは一にその間の事情に則つてそれ即應して新しい意味において出來てゐるわけでありまして。唯遺憾ながら現實において統制會社が出來ると能率が悪くなると一般にいはれてをりますが、

出来た途端を見て批評を下すのはかはいさ本質にうであります。やはり事務に慣れて来れば物事は動いて来る事になりますが、更に其れに對して各關係の業者の方々が自分達の立場がどういふ風に變りつゝあるか、統制によつていかに影響されなければならぬかといふことをよく頭において統制會社に協力するといふ心がなければいけないのであります。ともすると會社が出来た爲に自分達の商賣がなくなつたといふ風に考へて統制會社に反對するといふ傾向がありますが、此れは大變な間違ひでありまして、情勢が變つて参り商賣がなくなつて來たからこそ統制會社が必要になつて來た譯であります。それを統制會社が出来た爲に商賣がなくなつたといふ風に誤解することは非常な誤りであります。

もう一つの例は小賣部門の點であります。これは皆さん方には直接關係があるかどうかはわかりませんが、例へば皆さんの身邊の問題として一昨年米屋さんの企業統合をしました、これは米がなくなつたから企業統合をしたのではないのであります。

同時に木炭も統合しましたが、此れはその當時木炭が絶對的になくなつたためもう木炭で商業しようにも出来ないといふ情勢になつてをりましたが米屋さんはそれ程でもなかつたのであります。所が澤山の米屋さんをそのまゝにしておいたのでは食へない人と澤山食へる人が出来る。

其れでは日本國民全體を飢えしめないといふ戦争にもつとも必要な大原則を破ることになり、ひいては戦争に負けるといふことになる、戦争に負けぬためには國民に平等に米を配給しなければならぬ、それにはあの亂雑な方法ではいけないといふ所から米の數量は全體的にはさう減つてはをらないのであります。米の配給を圓滑にするといふ大目的のために業者の整理をするといふことになつた譯であります。所が木炭は勿論個々の消費者へ木炭を圓滑に配給するといふ目的もありましたが、同時にそれをやらなければ木炭屋が食つて行けなかつたと言ふ事もある譯であります。そこに米屋の統合の問題と炭屋の統合の問題とに開きがあるといふことをよくお考へ願はなければならぬと思ふ譯であります。

以上色々な例を申し上げましたが、要するに企業の統合といふ企業の整備といふことは何も整理の爲の整理、統合の爲の統合、統制の爲の統制から生れた産物ではないので有りまして、戦争といふものが一方に控へてをり戦争に勝つためには何をさせておいても能率をよくしなければならぬ、總力を擧げなければならぬ總力を擧げるためには今までのやうな個々の企業を對象にした統制の方法ではいけない、それぞれの企業を國家全體と結びつけて今までの傳統とか、しきたりとか長年の歴史といふものを全部放棄して、戦争目的のために全力を擧げて力を集中しなければならぬ、其のためにはいかにすればいいかといふことが窮極の目的になる譯であります。同時に戦争といふ大きな消費のため減少して來た原材料、或は商品を扱つてゐる業者が、その減少のために利潤が少くなり經營が困難になるので、それらを救済するためにそのうちの何割かは整理しなければならぬ、この2つの大きな目的から企業の整備といふことが、特に企業の統合といふことが盛んにいはれるやうになつた譯であります。

然らばその方法としてどういふ方法をとるか、世間では企業の整備といふことゝ企業の統合といふことを一緒にしてゐる譯であります。その企業の統合の方法として所謂有限會社をつくる、工業小組合をつくる、商業小組合をつくるといふ風なことが盛んに行はれてゐる譯であります。此れは何も有限會社でなければならぬ、工業小組合でなければならぬといふことはなく、要は今申上げた能率の増進と總力戦を發揮するといふところに狙ひ所がある譯でありますから、それに合致する方法であればその方法たるや何でも差支へない譯であります。然しながら永年やつてをつた商賣を抛たなければならぬ爲、從來の商賣に對する追慕の念と申しますか、商賣に對する執着と將來の新しい分野の仕事に對する不安などから從來やつてをつた仕事にこびりついてゐたいといふ氣持が残る譯であります。その心理はもつともな心理であり、無理のない心理であるが、しかしながら戦争といふ大きなものを遂行して行くためには涙をふるつてそれを突破しなければならぬ、然しながら徒らに無理押しに突破したのでは却つてその關係

の能率を阻碍し、却つて戦争目的に反することになりますから、その間の調和薬として企業の統合といふことを考へるといふこともある譯であります。しかし小さな小賣屋さん、特に商業部門における統合は或る意味においては意味をなさないといふことも考へなければならぬ、商業のやうな敏速を要する。

左から右へ物を動かさんならん産業において、企業統合によつて澤山の人が、そこに頭を揃へるといふことは却つて能率を阻碍するものになる譯であります。小賣屋さんに大きな親父さんが二三人集つてやつたのでは商賣にならないことはわかりきつたことであります。たゞ同じやうなことが工業部門についてもいはれる譯であります。今までの産業は多分に自由主義的な考へ方のもとに育つて來たのでありますから、數工場を整理統合して一つの工場に集めても、其の間に一人の指導者があつて、其の指導者が全權をもつて運用して行くのでなければ、その産業は圓滑には運行しない譯であります。その際に統合したすべての人が俺も一口その中に入つてゐるんだといふ風な氣持でその仕事に容喙するといふことになつたのでは仕事は動いて行かず、所謂船頭多くして船山に登るのそしりを免れぬといふことにもなるのであります。しかしながらその間において業者の方々が永年の商賣を抛つて統合したといふことに對する同情も充分考へて行かなければならぬ、そこにこの統合の難しい所があり、統合は嫌だといふ議論も出て來る譯であります。然しながら難しいからとか嫌だからといつて放つておける事柄ではなく現在の如き大戦争下においては今まで余りに亂雑に放任されてをつた、それぞれの産業に對して一つの規律を與へ、能率を發揮して各個撃破でなく集中突破でそれぞれの經濟を運行して行くといふためには、どうしても物の不足と睨み合して統合するといふことが非常に必要になつて來るのであります。

たゞそのやり方、方法又程度に就いては、それぞれの産業々々に應じて考へて行かなければならぬ散髪屋も企業統合して大きな町に一軒しか散髪屋を残さんやうにしたらお客さんが困つたとか、或は靴の修繕屋を往來から一掃して企業統合した

といふ風なことを笑ひ話的にきく場合があるのでありますが、これはたゞ企業統合といふ名前に踊らされてその目的に反する事でありまして、その目的、その狙ひ所をはつきり頭に入れて統合の方向に進まなければならぬ、その目的がはつきりして來れば道は自らつき方法が自らついて來ると思ふのであります。

我々が企業整備を叫び企業統合をやつて參るにつきましても、とんでもない誤解があつたりしますが、それは世間の人がやるから俺もやらなければいかんのぢやないかといふ考へから起る疑心暗鬼から起ることが多からうと思ひます。それぞれの商賣の分野、日本全體の産業における自分の立場などをよく御検討になつて戴けば、自ら常識的な判斷でもつて解決のつく問題だと思ふのであります。

我々といへども決して統制のための統制、統合のための統合、といふ風なことは考へてをらないのであります。必要のない所に不必要な勞力を拂ふ必要もなければ、又不必要な混亂を惹き起す必要もない譯であります。たゞ御注意を願ひたい點は、我々が今日迄に経験した例であります。自分の仕事在日本全體の産業においてどういふ役割を占めてゐるかといふことに對する非常な認識の欠けてゐる點であります。親代々永年やつて來た仕事をやめるといふことは非常な苦痛でありませうし、追慕の念に堪へない感情ではありませうが、然しながら自分の産業、自分のやつてゐる仕事が絶対に一番良いものだといふ風に考へないといふことであります。勿論それに全力を打込むためには自分の仕事が一番良いんだといふ確信をもたなければいけないのはありますが、同時にそれと全體を睨んで、日本國全體殊に戦争をやつてゐる日本全體の産業と睨み合せて、自分の仕事が果して現在、或は今後の日本の産業に絶対に必要なものかどうか、絶対に必要でないとしてもどの程度迄必要なものかといふ判斷を下して行かなければならぬ、又自分の産業が果して整理を受けなければならぬものであるかどうか、整理を受けるにしてもどの程度迄必要かといふことに對する正確な判斷が必要になつて來ると思ふのであります。

自分といふ立場だけから見た産業といふ事にな

ると、その産業に對して自分といふものが絶対に必要だといふことが考へられるかも知れませんが、もつと廣い立場から考へれば思ひ半ばに過ぎるものが應々にしてある譯であります。余りそれに固執されると所謂非常識のそしりを免れないといふ場合が應々にしてある譯であります。此等の點をよく御注意になつてこの企業統合の問題についても御善處をお願いしたい、かやうに考へる次第であります。

以上余り纏りがついてをらないかと思ひますが企業統合について我々の考へてをります事、今迄やつて参りました經驗等をとりとめもなくお話申上げた次第であります、これが少しでも皆さん方の御参考になれば非常に幸ひと存する次第であります。(以上)

(講師は大阪府商工第二課長
昭和十七年二月十三日講演速記)

大東亞戰下、生産力擴充へと飛躍的發展をしてる時我が建築界も並行して其の一部門として建設工事に益々、多忙となりつゝあるが、統制其の他により、配給機構の改變建築資材需給に就いて入手の方法も困難複雑多岐となり其の手續上、配給機構を明瞭にして會員各位に便とする爲 今月號は資材配給機構の解説の特輯としました。

従つて今號の廣告も建築資材名を示すものとして廣告目次を掲載する事に致しました。

廣 告 目 次

セメント防水濟	ノボアルミナセメント	大阪窯業セメント株式會社	参照	後付	4頁
	水砕(代用)煉瓦セメント	高田商店		同	1頁
	モルナイト防水劑	村田商會		表紙	4頁
	ロータスセメント防水劑	關城化學工業株式會社大阪營業所		同	
	マグネシヤセメント防水劑	南滿建材工業所大阪出張所		後付	3頁
	ストツパーセメント防水劑	同 高田商店		後付	1頁
リノリウム類	リノリウム、リノタイル、リノウオール	東洋リノリウム株式會社		表紙	4頁
	ソーロイト塗リノリウム代用	南滿建材工業所大阪出張所		後付	4頁
	ライトリノ(敷物用)	ライトラバー商會		後付	4頁
	平松式ドアハンガー	平松釣戸車製造所		後付	5頁
建 築 金 物 類	建築用金物類	協和製作所		同	
	シャッター、防弾扉、防毒扉	株式會社建築金物商會		同	
	防火卷上戸其の他	株式會社大野製作所		表紙	2頁
	デベル	織本建築設計計算事務所		後時	3頁
	フラーチ(防空迷彩)	マルケイ株式會社 村田商會		表紙	4頁
	工場防空林計畫設計施工	金岡養機園造園工務所		後付	2頁
迷 彩 圖	内外大理石人造石モザイク等	合資會社矢橋大理石商店		後付	4頁
床 及 壁 材 類	マグスター内外壁南滿リシン	田中商會		後付	3頁
	アスファルトトルーフキング	高田商店		後付	2頁
	防火テックス	南滿建材工業所大阪出張所		後付	4頁
衛 生 設 備 具	三星印岩綿製品	大阪田島應用化工株式會社		表紙	1頁
	水洗便所洗滌弁	米本榮商店		後付	3頁
	家具裝飾	寧榮屋家具裝飾店		表紙	3頁
	ホシ防空遮光暗幕	ライトラバー商店		後付	4頁
防 空 遮 光	遮光暗幕工事	田中商會		後付	3頁
	暗幕(工事一式)	名營業所		表紙	3頁
	白蟻防蟲	前田白蟻研究所		表紙	3頁
防 害 蟲 籍	新興木構造學	竹原文具社		後付	3頁
	風壓規準	日本建築協會		表紙	2頁
設 計 施 工	工事請負	株式會社 錢高組		表紙	2頁
	同 上	株式會社 木村組		同	上

Ⅶ 架構の選定 (承前)

(F) ラーメンに依るもの

新興木構造に於て最も特長とする所は、新手法に據る接合法を用ひて木造ラーメンを構成することである。

既に獨逸に於いては膠着法を利用して着々木造ラーメンに依る構造が普及し、相當大張間建築に應用されて居る。

ラーメンの特徴とする處は數材を剛に結合して外力に抵抗せしむる骨組即ち梁又は柱等を一體として外力に抵抗せしめ

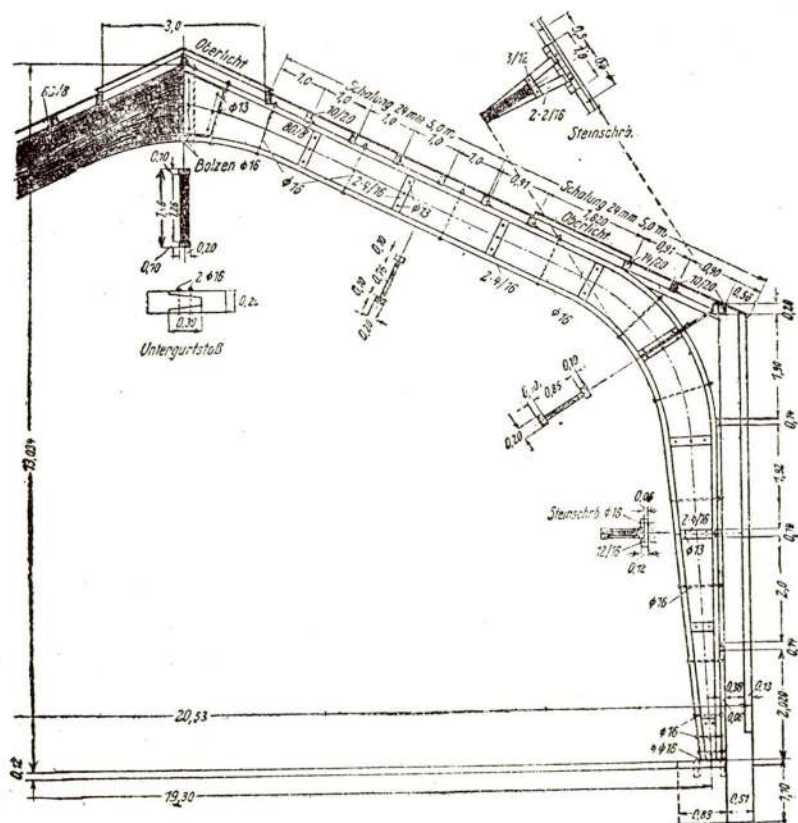
やうとする構造であるから滑節式骨組に比較して、ラーメンの撓みは遙かに少く、且部分的に大なる曲げモーメントを生じない點にある。

然るに斯うしたラーメン構造は鐵骨或は鐵筋コンクリート構造のみに應用せられて、從來の木構造の手法に於ては殆ど不可能とせられて來た。

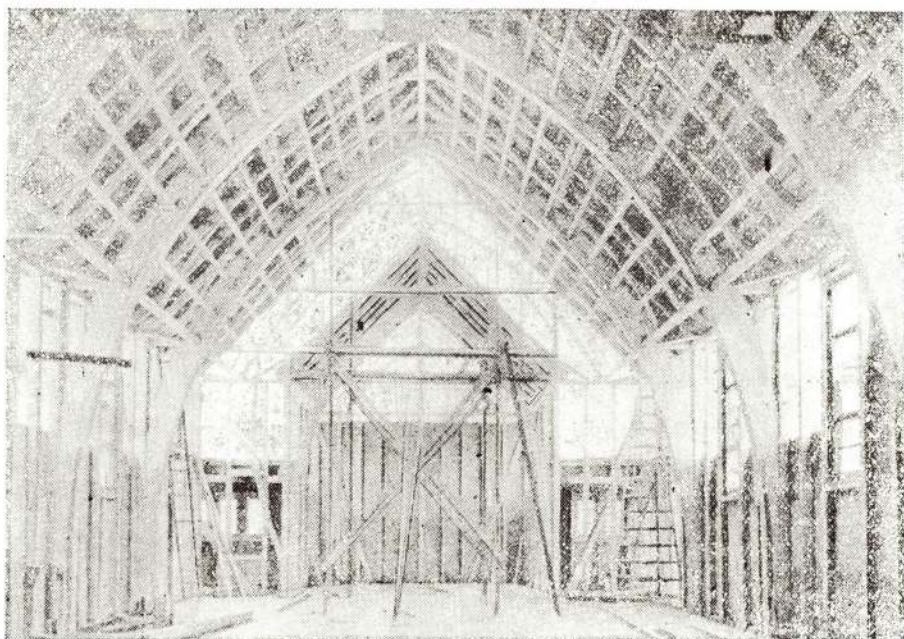
新興木構造に於ける節點取扱方法の研究と接合法の進歩は、この不可能とせられた持論に或解決の鍵を與へ、茲に一躍木構造も時代の寵兒になつた譯である。

節點にプライウツド

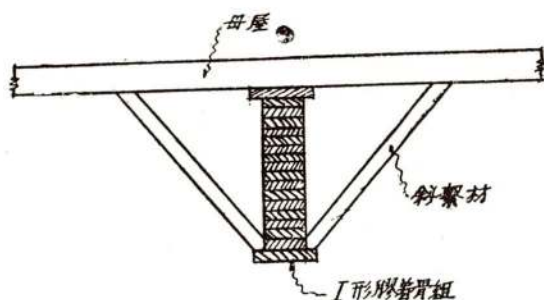
製のガセツトプレートを用ひたり、接合に耐水効果のある膠着劑を使用して剛體にする研究は、1935年米國ペンシルバニヤ大學の H. N. Benkert. 又 F. T. Hannahan, B. L. W. Smith 氏等の實驗が (Engineering News Record-Jan. 1935) に發表されて居る。之に依ると木材の節點又は繼手には、鐵板に依るガセツトプレートを配することも、亦木材の單一材其の纏でガセツトプレートとなすことも不適當であるが、部厚いプライウツド製のガセツトプレートを用ふることに依つて非常に合理的に節



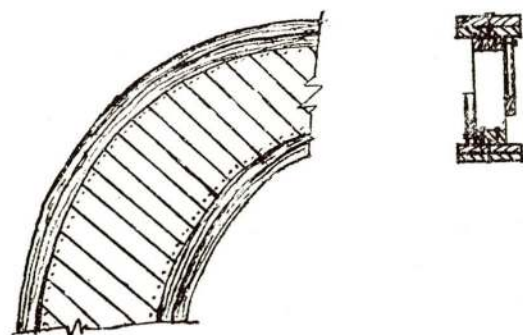
65 圖



67 圖



66 圖



68 圖

點が處理せられると云ふのである。

新興木構造の手法で山形ラーメンを作る一例を掲げると、第64圖及65圖の如きものがある。何れも膠着剤を使用してI断面を形造るのであるが、頂部の接合點に施工上苦心が拂はれて居る。大體ラーメン構造の場合は全スパンの骨組を地上で完成し、適當な養生を施し建て上げる方法が行はれて居る。

各骨組の桁行に對しては單一材若くは合せ梁式の合成母屋を配し、各骨組は母屋に斜繫材を以て第66圖の如く振れ止めとなして居る。

第67圖も薄板を多數膠着せしめてラーメンの骨組を形造つて居るものであるが、茲に問題となるのは如何にして耐水効果ある膠着法を得るかの一事である。殊に吾國の様に高濕度の外的條件を考慮に置かなければならないとしたなら、實に膠着劑耐水性の如何は重大問題となつて來る。

此の爲に最近に於てはフェノール系の樹脂や他の有機化合物を主成分とした膠着劑の研究が進められて居る様である。

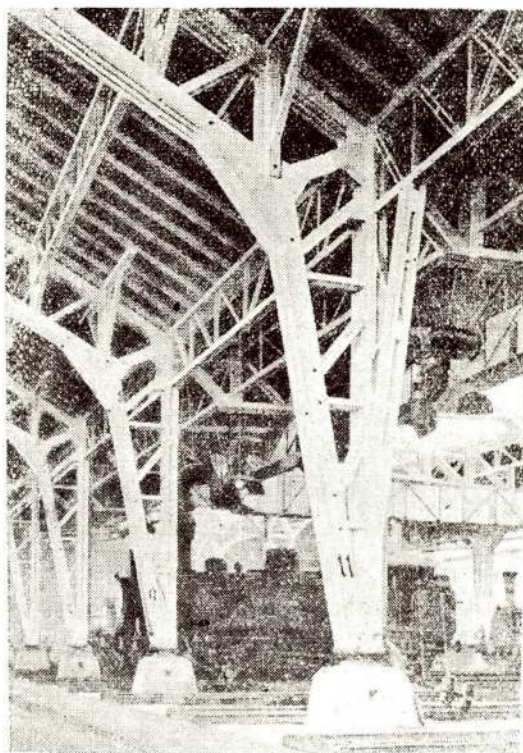
筆者の考からすると、吾國に於てラーメン構法を木構造に採用せんとする場合は、現場施工では絶體不可能なことであらうし、若しもそれを工場生産に移行せしむるとするならば、施工後其の表

面に防水塗料を施すか、セロファンにて被覆し防湿處理を施す必要があると思ふ。故に外國の設計例を氣候條件の全く異つた吾國で、其の儘模倣することには多大の危險が伴ふことを忘れてはならない。

更にラーメン構法を第68圖の如く釘打を以て1断面を造るとするならば、其の断面決定を實驗に基いて有効率を求め計算の基準とすべきであらう。或は案外今後は此の方法が普及せられるのではなからうか……何故と云ふに、他の滑筋骨組に比し金物の使用量を著しく節減し得られ、而もラーメンの理論上より強度の利點が計られるからである。

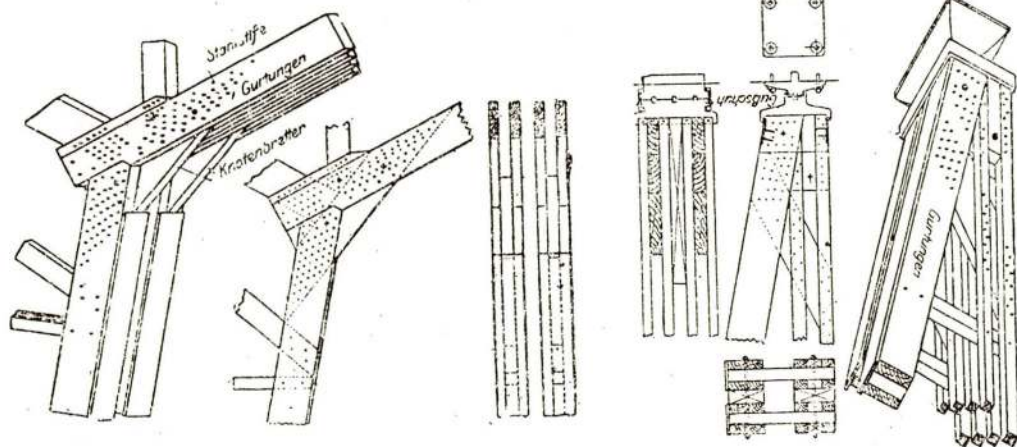
第69圖は獨逸 Gerz 市の機關庫で張間40米に及ぶ大山形ラーメンの實施例である。構造の特徴は第70圖に示す如く、數枚の弦材を巧に釘とボルトを以て、要所のモーメントを受くる部分には木製ガセットプレート（Gassett-Platte）を當て剛に結合されて居る。特に注意して置き度いことは基礎に接するピンの設計である。斯く鐵筋物でピン構造を作るとすれば、木構造も鐵骨構造に近似した取扱がなされ設計に當つても可成り安定性が考慮に置かれる譯であらう。然し現今の日本の狀態に於ては、恐らくこの鐵物に據るピン構造は採用出来得ない事情にあるので、ラーメンを採用する際は接地部分を如何に取扱ふかの問題が生じる。

次に第71圖は米國に於て實施せられたラーメン

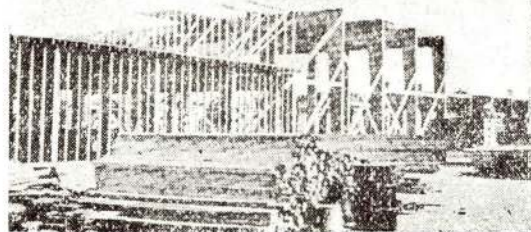
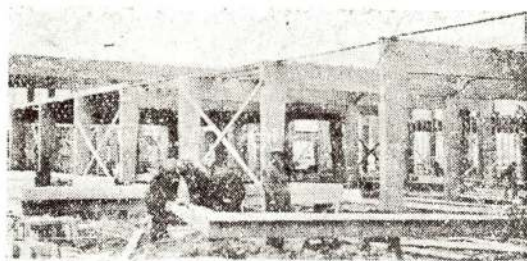


69 圖

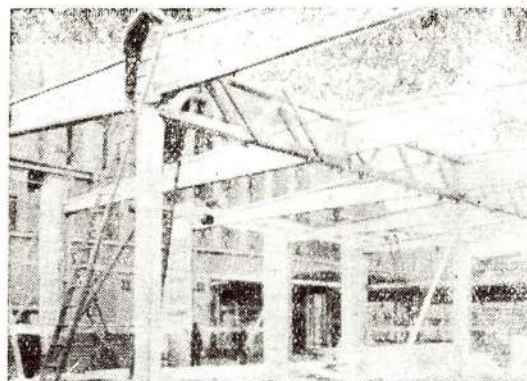
構造の一種である。骨組はプライウッドを用ひて箱型に膠着せしめたもので、6米間隔に建てられてある。各骨組の振れ止めは、第66圖の方法と同様な斜繫材を母屋に對し各骨組毎に取付けて居る。



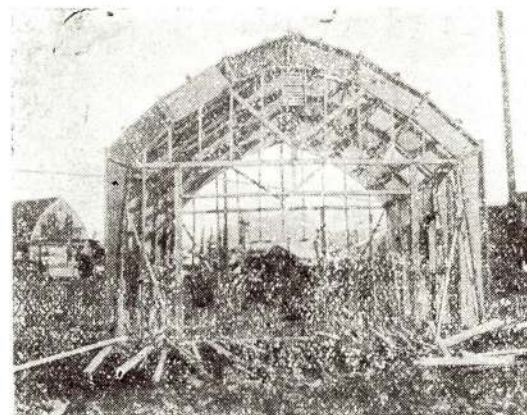
70 圖



7 1 圖



7 2 圖



7 3 圖

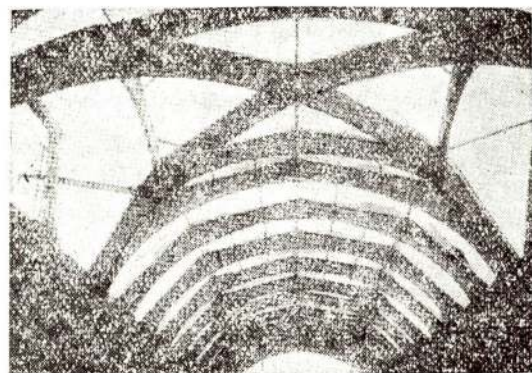
輕快な骨組は鉄筋コンクリート構造に似て、非常に美しい内部効果を挙げ得たと報じて居る。
(Engineering News Record May 1936)

此のラーメン構法を更に別個な視野に於て研究したならば、木構造に新しい部門が拓けるのではなからうか……例へば工場に、事務所に、又停車場建築等に應用すると、從來の木構造にて味はふ事の出来ない架構の統一美が表現出来ると思ふ。

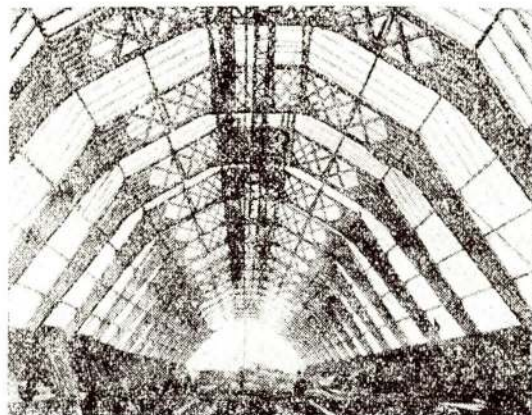
筆者は此の木造ラーメンを釘打構造で試作して見度いと念願して居るが未だ其の機会を得ないけれど、釘打式でも充分耐え得ることは先づ異論なからう。

第72圖は獨逸の實施例で翼形木造ラーメンの一種である。骨組間の連結方法は一様トラス構法と同様な接續方法が施されて居る。

筆者の試みた木造ラーメンは第73圖の如きもので張間僅に7米に過ぎないが、板材を1断面として數構節に分離して製作したものを地上で釘打ち



7 4 圖



7 5 圖

となし逐次建て上げたものである。

フォームとしては未だ完全なものではなからうが、釘打式ラーメンとして實用に供し得たことは將來の確心を強うした譯である。

同様な板材を1断面にしたものを Dyagonalに組んだ例は獨逸に於ては所々に見受けられる。第74圖は其の一例である。

第75圖に示すものは同様な手法に於ける木造ラーメンの一種で、張間28米の實施例として茲に掲げた。

頂部の構造には非常に複雑な技法が構じられて居るやうに見へるが、桁行材は各骨組の連結作用をなさしめて居るに過ぎない。

前號に記した獨逸の新興木構造の専門會社たるキユペール會社で、工場生産せられるものは膠着剤を使用して、大規模な水壓プレスに據り加壓したラーメン構法の骨組が多い。

此の骨組の運搬は何れも數構節に分解して現場に搬入し、現場では特別に乾燥の迅速な膠着剤を使用したり釘打ちして建て上げて居る。

(G) 其の他の構法に依るもの

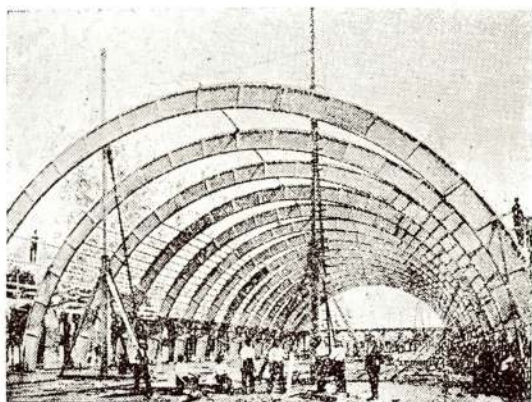
新興木構造の設計の基本問題は何と云つても架構の選定が根本問題となつて居る。何故ならば建築物の使用目的に従つて妻入りが、桁行入りの問題も生じるであらうし、張間、特に持ち放し張間幾許かと云ふことが決せられるのである。

從來の木構造と新興木構造の大いに相違する處は、前者が單一材を以て柱とするのに對し、後者の多くは柱が合成柱となるか上下兩弦材が或る程度の間隔を控へて基礎に達して居る。この爲め建物の内部に壓迫感が生じ、殊に第76圖の如き場合に於ては、接地部分に所謂 Ded place を考慮せられる爲非常に有効床面積が少いと云はれて居る。

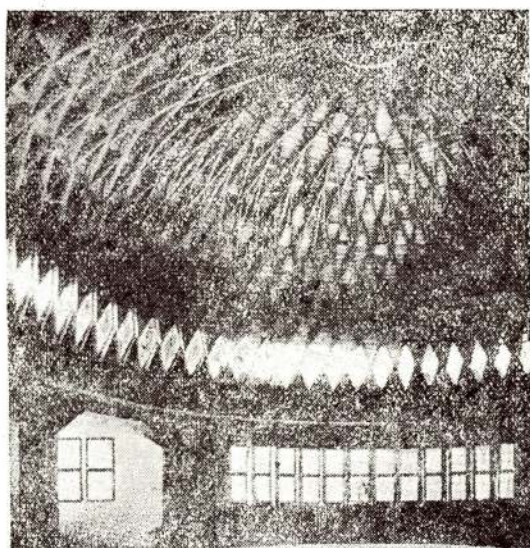
然しこの論は、鐵骨或は鐵筋コンクリート構造の場合でも同一なことが云はれるのではなからうか。

架構選定に當つて次の三つの條件を充たしたものが最後に決定せらる可きものである。

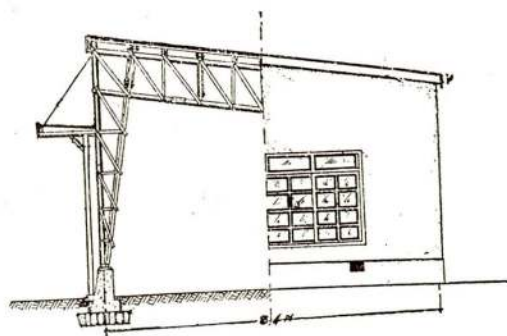
- (1) 持ち放し張間に對して安定性のあるもの
 - (2) 資材の最も節減せられるもの
 - (3) 施工の簡易と修繕に困難を感じざるもの
- 架構形態として今迄述べ來つたものは、其の片



7 6 圖

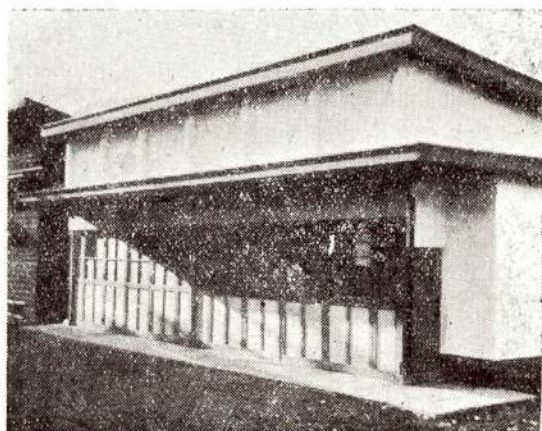


7 7 圖



7 8 圖

鱗に過ぎないが、設計者の頭腦の所作として日本には日本の氣候習慣又は材料等に適應した架構が發明せられて然る可きことと思ふ。



79 圖

参考迄に第77圖は獨逸に於て、發明せられた Dyagonal Bogensystem の一種である Zoll Bau を以てドーム形の建物を木構造で施工して居る。

この手法の複雑さはもとより、強度計算等も實に多岐難解なものである。然し徒に計算を壓つたり、實驗を蔑にしては技術の進歩は望まれないであらう。

筆者は機會ある事に7米乃至8米の小張間のものと謂も第78圖及第79圖の如へ特殊な設計を試みては大工の苦情を受けて居るのである。

工事請負と云ふ營業目的からしたなら、何れも利益を度外視して取掛からなければ出來ないのが現在迄の新興木構造の施工であつた。

これには設計者と現場擔當者間に架構の選定に完全な協力一致が出來なかつたのに起因すると思ふ。何故かと云ふに設計者は單に圖面上で役割が終るものではなく、完全な施工は設計者の良心的な監督に據つてのみ行はれるのであるから……。

此の意味から新規な架構を撰定したならば計算設計、施工へと一貫した技術報國の精神が承け繼がれてこそ新興木構造は進歩發達するものと思はれる。

くどくどしい余談に貴重な紙面を費したが、ともすると新興木構造が設計者にも、施工者側にも不慣れの爲め敬遠せられて居る事情を憾みつゝ筆を曲げた次第で、次號に於ては施工の實際方面を述べて見度いと考へてゐる。(つゞく)

(筆者は日本ライト建築株式會社技師)

防火改修展覽會開催懸賞募集

本會創立廿五周年記念事業の一として現下の緊急事業たる防火改修事業の促進を計り、改修の完備を期して展覽會を開催致す事となり其の詳細に就いては近日發表の豫定であるが、内容の一部を豫告し廣く應募を願ふ次第である。

1. 應募要件……………(過日送付致せし通り)

2. 考案圖及實物見本説明……………(同 上)

3. 入賞者の人數及賞金

入賞 五 名 賞狀及賞金五拾圓宛

佳作 五 名 賞狀及賞金貳拾圓宛

4. 締切期日

昭和十七年四月十五日(日)午後三時迄

5. 發表

審査の結果は本人に通知をなすと共に「建築と社會」5月號及左官業組合會報に發表す。

四 月 一 日

社 團 法 人 日 本 建 築 協 會



施行細則(市建法)の改正

川 勝 建 二

現行の施行細則は昭和10年3月全面的に改正され爾來數次に亘つて改正されたものでありますが更に今回(先月9日)國內外の情勢により改正するゝこととなりました。その要旨は概ね次の如きものであります。

1 事務簡捷の主旨による整理

- イ、住居地域内に於ける 制限 建築物の一部解除(第5條)即ち常時1馬力以上を使用する、機械、摺糸、製材等の工場又は遊技場等は在來制限されて居つたものでありますが、此の度、削除されました。
- ロ、認可申請を要する建築物中一部を届出に代らしむ(第22條第5號)
貸事務所、診療所、齒科診療所等は、今後届出で、よろしい。
- ハ、認可届出を要せざる範圍の擴張(第24條)
1號追加され建坪50坪以下の假設(期間1月以内)興行場は届出をも要しません。
- ニ、取消し又は無効規定の強化(第41條)
許可認可又は承認を受け若くは届出を爲したる建築物にして正當の事由により延期の手續をせなかつた場合には、許可認可又は届受了の日より6月以内に工事に着手することゝし若し之の期間内に着手せない時は書類の整理

上其の効力を失ふことゝ決めました。

ホ、其他

用途地域に抵解せざる1馬力以下の原動機を用ふる工場は認可を要せず届出を以て處理し得ることゝしました(告示第156號)
階數2以下で床面積100平方メートル以下の住家土藏、納屋、物置及上家の類の新築、改築、増築、移轉等の届出は當該警察署長限りで處理し得ることゝしました(施行心得第2條)
用途變更の認可建築物は署長が竣功検査を行はしめることがあります(施行心得第3條)

2 手續の輕減を主旨とするもの

- イ、認可申請書及届書の書式を同一のものとせり(第25條第31條)

現行手續に於ては摘要書及設計書をそれぞれ添附することとして居りますが書式の改正により原則的に之等を省略し、新に調書を特定のものに要求することゝしました。

- ロ、新に書式中に備考欄を設く(第26條)

第26條には之の備考欄に記入すべき事項を列記することゝしました。

- ハ、調書の様式を定む(第27條)

長屋建の建築物、工場及び令第3條の2の建築物にはそれぞれ一定の型式の調書を添附する如く規定しその調査を統一することゝしました。在來に於ても規定は無かつたのですが工場以外のものには既に調書を使用し來つたものであります。

- ニ、附添圖面の簡單化(第28條)

敷地附近見取圖は申請書又は届書の備考欄に記入することゝし、他の添附圖面中在來縮尺 $\frac{1}{50}$ のものを認め居たるも今後は詳細圖以外は之れを認めず、縮尺 $\frac{1}{100}$ 以上とすることゝしました。

尙軒高6米以下の長家建住家は斷面圖を必要とせざることゝしました。

本條第2項に「斷面圖ヲ省略スルコトヲ得」と書いてありますが、當廳に於て要求せない限り添附せしめないことゝして居ります。

- 註 今回設計書を省略しましたが、全然設計書の添附を許さぬと云ふのでなく勿論當廳に於て要求したものは付けていただきますし、要求が無い場合にも特に

又強度計算を要するものは輕易なもの以外重要部分の計算書を添附していただきます（第27條第4號）

イ、防火上の強化（第19條）

舊「各戸ノ境界ヲナス壁體ハ地盤ヨリ屋根面
下ニ達セシムルコト」

新「各戸ノ境界ヲナス壁體ハ壁土又ハ鐵網モ
ルタルノ類ヲ以テ兩面塗リト爲シ基礎上
ヨリ屋根面下ニ達セシムルコト

即ち新規定中の傍點を打ちたる部分が追加されたわけで、之れによつて壁體の區劃材料並

防空施設の指導（第27條第6號第28條第1項）

防空施設の指導強化に付いては他の法規の強化により施行されるわけではありますが、建築物法に於ても之れが新設の場合指導を行ふべし、之れ等の施設のある時は其要旨の記載と圖面の添附を要求することゝしました。

尚参考までに認可申請並に届書の書式見本を掲載致しておきます。冒頭の「建築…書」とある欄には認可申請又は届の文字を記入していただくわけでありです。序でですが公報のこの欄の記入文字はミスプリントとなつて居り結局「書」の文字が一字不足して居りますから念のために申しておきます。

(A) 費 用 部 門	(B) 品 目 部 門	(C) 課 ノ 目 次 部 門	(D) B ノ A	(E) C ノ A
機 別 用 途				
工 事 要 害				
機 造				
總 高				
最 高 軒 高				
施 工 面 積				
第 一 階 床 面 積				
第 二 階 床 面 積				
第 三 階 床 面 積				
合 計				

(備 考)

						(附 受 付 印)		(普 受 付 印)	
大阪府知事								建築	
殿									
主 秘 建									
申請書文項									
電話									
地址									
位置									
特ニ許可證 可承認事項 × 事項									
建築総圖說									
關係事項									
總務課									
關係事項									
設計者									
所住									
職工事務									
所住									
總理者									
所住									
期限日									
昭和 年 月 日									
工事費									
國									
提出日									
昭和 年 月 日									
電話									
番									

建築取締規則の改正

川 勝 建 二

建築取締規則（府令）は本邦最初の建築法規として明治42年の制定になり、當時に於ては建築物全般に亘つて適用されて居つたのでありますが大正8年4月市街地建築物法公布され同9年12月大阪都市計畫區域内に同法の適用を見るに至り爾來市街地建築物法の適用區域の擴張を見、次第に建築取締規則の任務は縮小され、昭和14年に至り建築取締規則は市街地建築物法適用區域外に限らるゝことゝなり且つ公衆の用に供する特殊建物のみに適用し住家商店等は取締外のものとなるに至つたのでありますが、現存規定中尙之等一般の建物に

對する多數の規定を有するを以て之れを整理し併せて市街地建築物法との均衡をも考慮し改正することゝなりました。

以上の改正規定中重要なもの二、三を摘記しておきます。

- 1 本則の適用を受ける區域は市建法適用區域外で建物の用途は次に示すものであります。
教會堂、説教所、學校、病院、工場、集會場、劇場、寄席、觀物場、遊覽所、湯屋、屑物取扱所、寄宿舍、合宿所、宿屋、料理屋、飲食店、危險物品取締規則適用建物
- 2 第8條12を追加し「居室」の定義を加へました。内容は市街地建築物法のものと同様であります。
- 3 第37條は階段數の規定であります、今回全文改正され、之れも市街地建築物法のものと同様であります。

（講師は大阪府農務課技師）

二月號寫眞について

- 二月號口繪アート刷に内田祥文氏執筆「天壇」の説明として美麗なる寫眞を掲載する豫定でしたが取締規則により割愛致しました。

紫烟室御投稿に就て

- 先般御投稿をお願いしました處、御賛同を賜り續々執筆の御内意を受け充實する事となりました。今月の紫烟室は異彩のある賑かなものとなりました。
- 今後是非御投稿をお願いしたると存じます。
- 掲載は順に致します爲都合で遅れる事があるかも知れませぬが御諒承願ひます。



今日この頃

新名種夫

紫烟室が生れてから満3年になる由、早いもの
だと思ふ。丁度僕が最後の編輯常務を勤めてゐた
頃、京大の棚橋君の發案で、自由な氣持で會員の
聲を反映せしめる様な紙面を作らうではないかと
言ふのが、紫烟室の出來に初めてあつた。

以來、妙なもので、丁度大朝の天聲人語や東日
の余録などの様に、雑誌『建築と社會』の文章の
中で最初に讀まれるものは肩の凝る本文よりも先
づ紫烟室といふことになつた。

その上、本文の方は毎月寄稿の依頼勧誘をこれ
努めて、漸く數編が物になるに過ぎなかつたのに
紫烟室の方は黙つてゐて原稿が集り、中には建築
の専門雑誌には勿體ない様な好文章も少くはなかつ
た。最近なら民家の研究を「住宅」や「朗」な

どに投稿してゐる山口正君など、紫烟室の常連で
あり、紫烟室によつて筆名を擧げた一人ではない
かと思ふ。

既に3年になるといふ。早いものだといふ感じ
もするが、何だか、まだ3年にしかならないのか
といふ様な感じもないではない。

×

一昨年の7月、大阪市役所を辭めて上京してか
ら、建築協會にはすつかり御無沙汰の儘だし「建
築と社會」の原稿も2度ばかり依頼を受けたが、
遂にそれに應へることが出來なかつた。

忙しいせいでもあるが、一つは年の加減かも知
れない。筆を執ることが次第に億劫なのである。

併し、満3年になるといふ前置で、特に紫烟室
への執筆依頼である。紫烟室誕生の産婆役を勤め
た手前もあり、何とか書かねばならない——とい
ふ次第で筆を執つた。

×

扱、建築界に於て、今日この頃感じられること
は、建築家の仕事の範圍が非常に變つて來たとい
ふことである。

例へば、30坪や50坪の住宅など、事變前までは
平面圖と罫紙1枚の仕様書とがあれば、請負人委
せで四箇月も経てば放つて置いても出來上つたも
のであつたが、今日この頃15坪から20坪位の小住
宅でも、これを完成するのは決して容易なわざで
はない。

セメントは入手済か、釘は充分か、締附金物は
鐵板は、鐵線は、給水用金物類は、電線は、硝子
は？——こうした統制資材の入手難を始めとして
木造建築の主要材料である木材は日本社と府縣木
聯の結成によつて、本年5月31日を界として、自
由入手の方法は盡きやうとし、瓦や土管や下須瓶
なども、燃料統制の關係から、全國の木造建築に
對する需要を滿するには遙に足りない状態にあ
る。

建築家は自分の設計書に従つて工事を督促する
以前に、先づその設計に使用すべき資材の數量に
責任を持ち、その調達に協力するのでなければ、
建築は容易に進行しないのが現實なのである。

否、統制資材など原則として建築主に交附せら
れるものが多いのであるから、建築主を代表する

建築家が、自ら進んでこれを調達して請負人に交附するに非ざれば、工事は決して出来上らないのである。

最近は一層搬送手段の不自由が、資材の入手難に一層拍車をかけ、合同運送や自動車輸送組合にお百度を踏んで、材料運搬の段取を講ずることなども請負人委せにして置いては、決して工事の円滑は期し得ない状態にあるので、設計者や現場監督が自ら、材料の着驛や合同運送に出かけて、材料の現場搬入の督促を行ふことが絶対に必要になつて來てゐる。

加ふるに、材料の搬入に伴つて、過不足なく各職の出面を按配する——この勞力の圓滑な手配のみが、今日腕を振ふべく請負人に残された唯一の餘地なのであるが——これすらが、設計者側に立つ現場監督が、飯場の隣組織に一役買ひ、食米の心配をしてやる程の努力を拂つてやつて、尙且賃銀の關係から職方の集散常ならざるのが、今日工事現場の實狀である。

15坪や20坪の小住宅にして然り、況や一寸した規模の建築に於ては、工事着手以前建築認可申請のほか、木造建物建築統制規則や、鐵鋼工作物築造許可規則等に對する許可申請は勿論、工事費に對する資金調整法の認可手續まで、建築家が行はねばならない場合が多いのである。而もこれ等の申請には何れも、工事に使用する資材の相當に詳しい調書が必要であつて、工事着手後のみならず、工事着手前の準備手續も、その煩雜なこと決して昔日の比ではないのである。

美しい設計圖ときまり切つた仕様書と、設計者にのみ都合の良い一方的な契約書とで、請負契約を結びさへすれば、設計書の矛盾お撞着は全く請負者の負擔に於て、どんどん工事は進められ、設計者は唯請負者を鞭撻督促して居れば事足りた數年前の長閑けさを思ふと、この時代は建築家にとつて正に失樂園である。

資材の入手や運搬は言ふ迄もなく、その數量を計算し、その納りと施工方法を考へることさへ事變前は請負者のなすべきこととして、建築家には寧ろ第2義的、第3義的な仕事としか考へられなかつたことは、「建築家とは何ぞや」の問題と關聯して、久しい間一部建築家を強力に支配して

ゐた建築藝術論に基くものであつた。

建築藝術論は關東の大震大災の經驗による構造尊重の主張によつて強い反省を促されたが、今次の事變は更に、工事使用資材の質と量と、工事施工の過程に對する精細にして的確な認識を建築家に強要する各種の情勢を呈示したのである。

言はば、今日まで、大きくは請負の營業部が、小にしては現場の代人がやつてゐて、建築家はそんなことは當然それ等の人々に委せて置けばいいとして、手を拱いてゐた事柄に、建築家自身が身を以てぶつかつて行かねばならない場合に立至つたのである。

資材配給の機構が、請負業者から漸次その入取方法の投機性を奪ひ、次第に技術家的企劃性に依らざるを得ざるに至らしめつゝあるのであつて、この方面への建築家の參劃が要求せられ始めた所以である。

併し、これは一體建築家の立場の下落であらうか。否である。こゝに至つて建築家は初めてその甘かされた半藝術家的存在から、純然たる技術者の地位に立留り得たのだと考へ度い。

自己の設計に對し僅かに100分の1乃至20分の1程度の大掴みな認識に止らず、現寸は勿論資材の獲得から工作の過程運搬の方法にまで適切妥當なる認識を以て責任を取り得るものこそ、眞の技術者であるからである。

今日この頃、忙しい仕事の合間にこんなことを考へる。請負の營業部や現業方面に居られる方には、筆者がこうした考へ方の到達の餘りにも遅かりしを嗤ふかも知れない。建築事務所の人々の中からも、そんなことは夙くの昔からやつてゐるぞとの抗議が出ないとも限らぬ。だが永らくお役所勤めをしてゐた筆者には、この頃切實にこうしたことが感じられるのである。夜を日についで9坪や12坪の勞務者住宅ばかりをいぢくつてゐる間に考へ方がちつぽけになつたのであらうか。

——(2602・3・2)——

(筆者は住宅營團東京支所工務第二課長)

無 神 經

小 田 島 兵 吉

この間ツテがあつて京都のX邸と、Y邸の庭を見ることが出来た。その後始めて銀閣寺の庭を見る機会が出来た。關西に来て約20年、今時分はじめて銀閣寺を見たなど云つては、恥かしいと思ふが事實だから仕方がない。

ところが私は庭のことなどさっぱりわからないのだが、銀閣寺の庭は別として、X邸やY邸の様な個人の邸宅の庭が廣大なのを見ると、その結構に感心するよりも、むしろ、その廣大さに對して憤りを覚える。自分が貧乏で、終生到底こういふ立派な庭園を所有することなどは出来ないと云ふ所から、嫉妬を感じるのであらうけれども、食ふに困る人々が大量、小さな區域に押し合ひへし合ひしてゐるのに、何と云ふ身分知らずだからと云ふことが、癪にさわるのである。

しかしながら、自分が若し假りに、こういふ庭園を持つ様な羽目になつたら、又考へ方が變つてくるかも知れない。有象無象が何を云つとるかといふ氣持にならんとも限らない。けれども、自分の家が、Y邸の池の中にスツボリ入つて猶あまりある様なことを考へて見ると、やはり癪にさわつて来る。こう云ふのを神經過敏と云ふのだらうか。

そんな事を何とも思はないで、唯感嘆之を久うすと云ふ様にならなければ、即ち無欲恬淡にならなければ駄目であると考へられるが、その境地に達することの出来ぬ我々は誠に哀れと云はなければならない。

銀閣寺の庭を見ても、羨しいとも何とも思はないのは、個人のもので無いからであらうが、考へて見ると、公開してゐやうと、ゐまいと、個人のものであらうと有るまいと、庭を鑑賞すると云ふ立場から見れば平等でなければならないのに、それがさうで無い所に情ないものがある。

銀閣寺の庭のあのコチャコチャした配置は私にはわからないものであるが、苔の見事さには感謝した。人間よりも苔の方が大切なのか知らんと思ふ位に大事にされてゐる様な氣がした。東求堂は見るに堪える。しかしあの砂を盛り上げた銀沙灘とか、向月臺とか云ふものはどうも腑に落ちぬ。

庭の故實は勿論、その様式も何も知らぬものが何を云ふかと叱られるかも知れないけれども、あの砂を、あの高さにもり上げた譯がわからない。即ちそこが素人の情ない所だらうが、あゝまでもり上げずとも二、三寸の高さで充分と思はれる。第一あゝ云ふ手入れをするにも、あの二尺二寸？と云ふ高さをどういふ方法でやるかと思ふだけでも、掃除夫に同情する。あゝして手間をかけて、その結果オノポリサンたちを驚かすだけではどうかと思ふ。重森氏に云はせると初めからあゝではなかつたらしいと云ふのだが、何時の間にあの高さになつたと云ふ。

尤もこの頃の様に防空問題がやかましくなるとあゝ云ふ盛り砂も案外、役に立つかも知れない。

(筆者は株式會社大林組本社設計部勤務)

繪の修業について

向 井 寛 三 郎

科學と技術の呼聲が愈盛になるが、科學から技術につながる所に藝術的な作用がなくてはならないと思ふ。この點について、近頃わが國の技術者間には可なり認識が欠けてゐるのではないかと思ふ。例へば建築に於ても藝術的な斷面が餘程粗末に扱はれ出して來たのではないかと考へられる傾向がある。例へば建築家の養成に繪の稽古が不要だといふやうな考方があるのではないかと感じられるからである。これなどは何だか新しさうで、實は反つて古い感じがする。

建築を機械と扱つた人達の所説も、それをそのまゝで受入れると、藝術的な色彩が薄く思はれぬでもないが、これも極めて上滑りな判斷から行け

ばさうなるが、元來、機械といふものを、どう考へるか。これを再び認識しなほす必要がありはせぬかと思ふ。

最近まで、わが國では機械といへば、數物的な性格を主とした世界と考へ、更に藝術的なものをその中に感じなかつた。然し、よく見ると先進國では機械を單にさうした合理的な世界のみものとして考へてゐないらしく、現にドイツの技術の核心には少なからず非合理的な性格があることを説明されてゐるのである。即ち詩とか音樂とか哲學といつたものゝ權威を誇つて來た國であるといふ事を述べ、ドイツ人の精神内容には合理と非合理の二元的な要素がうまく調和したところに工業が發達し、技術が進んだといつてゐる。ドイツの機械もこの性格を帯びてはじめて世界に賞讃を博し得たといふのである。機械に關するこの考方は決してドイツのみに限らないと思ふ。フランスでもアメリカでも、スウェーデンでも、"機械"といふ言葉には、表面に出てはゐないが、その内容には可なり藝術的なものを持つてゐるので、建築の機械的な扱方といつても、それを一概に數物的なものとするのは、悪い意味の日本的解釋であつて、これは充分考へてよいことではないかと思ふ。

今までは機械を單に所謂機械と見、技術を單に技術と見て、藝術からはなして見て來たのだが、機械にも美があるといふやら、工藝に機械性があるといふやら、よく見ると、なる程、西洋の機械はわが國のそれよりも美しい。縮めて見れば或種の機械などは装身具にもなるかも知れんといった様なことを考へてゐると、更に近頃では航空機の基礎計畫には"天才"の出場が唱へられてその形は寧ろ直觀でやるべきもので、計算はあと廻しになるといふことになつてゐる。何だか機械の方が藝術に近接して行く一方、建築はそれから日一日離れて行くやうな氣持がする。一體これでよいのであらうか。

ドイツのエンカース教授は飛行機の技師の資格として、"哲學その他"を豫備智識にあげて、創造的なものゝ產出には單に技術の悟性的な力にのみよるのでなく、寧ろ非合理的な生活の擴がりをも包攝した力によらねばならぬといつてゐる。つまり直觀の力によらねば造型的なものは何物もよ

く出来る筈はないといふ結論が成立つのである。

こゝで籲つて直觀の力の養成はこれを何に依るべきかを考へて見る必要がある。合理的な研究、即ち科學的な素養は、どこまでも自然界を向ふにまわして、われわれ人間から距りを持たせつゝ、それを分析し解剖し、更にこれを頭腦と手の力で秩序づけ、我々の目的に奉仕させればよいが非合理的な研究これに反して、自然界に縋りを持ち、更に此れと一體となるところまで密接になつて、心の働きによつて、これを直覺しなければ得られない。而して物を創る立場にある人は、上部では自然に對して隔離した頭腦を働かせつゝ、下部はこれに一致する點を持たなければ折角の科學もそれが健全な技術にはなつてくれないものである。

多忙な世の中であり、研究すべき事は極めて多い。然し技術者はどこまでも、この合理と非合理の兩端を押へて行かなければ充分でないと思ふ。この爲に最も安全な近道は、何といつても繪の修業を兼ねることである。繪の描けないのを以て建築家の誇とするやうな時代は過ぎ去つたのではあるまいか。否、これからは又、新しく繪の修業が再興する時代が建築界に訪れて來るのではあるまいか。其處にはじめて科學が生きる力を見出すのではないかと思ふ。

(筆者は京都高等工藝學校教授)

滿洲の住宅瞥見

赤 座 三 太

昨年夏、二ヶ月許り滿洲の各地を馳足的に旅行し、滿洲の住宅を瞥見する機會を得た、その裡の感想二三を述べてみようと思ふ。従つて單なる感想羅列に過ぎず、その間に何等一貫した理論的根據もないわけであるが、然しそれだけ其處から種々な問題の發展誘發があるのではないかと思つたので、此處に概念的な覺書として書き止めた。

然し此の覺書の積極的建設を希望して熄まぬ、いはゞ建設的批判の一文が、今後の建設方針に對する一助ともなり、合せて滿洲住宅の現狀を認識して戴くすがともならば筆者の幸とするところである。

× × ×

住宅の良否と云ふものが、その建設される土地と脱み合せて相對的に決定されると云ふ簡單な事實が、應々忘れられてゐる。事は特に新開地に於て土地の科學的研究が充分なされてゐないときに今までの習慣と技術の習性にのみ依存して、それ等が惰性的に建設されて行くとき殊に甚だしい傾向がある。更にこの事は、在來の習慣と技術の習性を無批判的に放棄してしまふ事と同様に、やがて將來に大きな禍根を残す原因になるものと云はなければならない。

特に民族性といふ事が問題にされてゐる現代に於ては、その危險を多分に包含してゐるのである。即ち傳統と習性の混合から、此等のあやまれたる事象が惹起するのであつて、眞の民族性の繼承は嚴正無比な過程を踏む事に依つてのみ始めて可能と成り得るのである。

住宅は人間が、日常の勞力の蓄積的生活、竝に休養を行ふ場所であるだけ、此の問題が嚴しい課題となつて、その解決を迫るものである。

× × ×

滿洲に於て、規格的に住宅の形式を決定し、こ

の形式を採用するものに對して、優先的に資材の配給を行ふ事が、建築界を通じて一つの問題を提出した。

規格住宅は從來も屢々云はれて居るやうに

(1)一應合理的な計畫に立脚出来る事

(2)諸材料の規格化を行ふ事によつて、その工場生産を可能ならしめ、且施工を容易ならしめ得る事

(3)従つて短期間に多量に需要を充足し得ると共に生産費は、低廉となる。等の諸利點を具有して居るので滿洲住宅政策の現段階に於て最も時宜に適した劃期的處政であると云はねばならぬ。

此等の規格住宅は勿論一つの試案であつて、完成されたものでない事は論を俟たないが、然しその方法論に於て、それが議論される餘地を残してゐるのは明白な事實である。

建設を急ぐ事が先決問題であるために、早急に決定をみたこの規格住宅に、萬全を期待すると云ふ事は、時間的な制約と同時に、住宅それ自體の持つ複雜性(例へば生活様式の問題)に於ても、當然無理があると云はねばならぬし、當事者は頭初よりこの點に氣付いてゐる事でもあらう。

従つてかゝる點の是正乃至修正は今後に俟たねばならぬのであるが、それは國土計畫に立脚して土地、氣候、資材、勞働力等の地方的差異を充分科學的に研究して、これ等を積極的に取り込む事によつて、始めて完遂され得るものと確信するのである。

一時的且便宜的にはあるにもせよ、地方性を無視せる資材の劃一的普遍的使用は、住宅が人間の休養する空間である限り、且亦滿洲の如き廣大な國土で南部と北部の氣候風土的差異の甚だしい土地に建設されるものである以上、えてして理想的住宅に程遠い結果に陥り易い傾向を有するものであり、又經濟的に云つても低廉にして且つ、自然的條件に適する地方的資材の利活用の道を閉ざす結果となるのであるから、これ等の諸點に對する一日も速き是正を切望する。

× × ×

英國であつたと思ふが、或る殖民地に於て、第二世以後の出産率が土地の氣候に依る影響を多分に受けて、殆んど零に近い數字を示した事實が、

その國の醫學會で大問題となり、殖民地醫學の發展に熾烈な刺戟を與へたと云ふ事である。

勿論英國人とは人種的に云つても根本的に相違せる優秀な吾々日本人ではあるが、内地と氣候風土の著しく異なる滿洲國に於て、一日も早く滿洲現地醫學の確立を急ぐ事は、人口問題と云ふ點からみて、一應考慮されねばならない。

かくて得た滿洲現地醫學の精華を、そこに建設される住宅計畫に餘蘊なく導入することに依つて出生率惡影響及乳幼兒死亡率への未然に防止せねばならぬのは勿論である。

更にまた住宅の良否は人間の健康を左右する鋭敏なバロメーターであるから、建築家はこれ等の諸點を考慮して滿洲の住宅を建設すると同時に積極的に、その住ひ方まで教育指導する任務があるのではないかと思ふ。

× × ×

滿洲の住宅の主要な構造體は煉瓦である。

一般に煉瓦は半永久性を持つてゐる材料で、寧ろその點に於て、滿洲の住宅はめぐまれて居ると云つて差支ない。然し現在使用してゐる煉瓦は普通保有すべき強度の半分位しかない程度の粗惡品である。現在の狀態に於ては、これらの建築資材の生産に對して充分な勞力と燃料の配給を期し得ないのは當然である。然し乍ら充分支給されないからと云つて、粗惡な製品を社會に出して良いと云ふ理由にはならないのであつて、僅少な勞力と燃料に依つてその質の向上と量の増加とを他の手段に依つて補足する事も難くないし、かくする事に依つて技術は光榮ある發展をなすものと考へる。又方法は異なるが、煉瓦に代用する資材を用ふ

る事に依つて、現下の急務とする住宅不足も彌縫出来ると思ふ。現在の煉瓦では、その粗惡なる點で、運搬中破損及びその耐久性の減少に依る建築費の騰貴は避け難いのである。又粗惡品の使用は不良住宅を近々の内に發生せしめる必然性を持つて居る事を知るべきである。

× × ×

滿洲の大きな都市は、各種の娛樂機關や共同施設を具備してゐるが、これが一度地方の小都會に這入ると、一應の住宅地形式を備へ、住宅の集團的建設がなされてゐるにも拘らず、其處にはほとんど共同施設、娛樂機關らしきものゝ見られない現状である。尤もかゝる施設は王道樂土建設の滿洲國國是からして、早晚それらの建設をみる事は必定であるが、その一日も早き實現を希望して熄まない。

而してかゝる諸施設の効用は、その土地の人々の涸渴乾燥に流れ勝な生活に、潤澤豊富な情操を附與し、且日々の勞働に依る疲勞の回復に對する一助ともなる利點を有するは勿論である。

現在の滿洲國に移住した白露天が彼等の第二の故郷を建設するとき、そこには教會、音樂堂、食堂、水浴場、日光浴場等の共同施設を中心に彼等自身の生活を創め且つそれらを享受して居た近い歴史も民族の異ひとは云へ觀過し得ぬ事實ではなからうか。

かくて吾々大和民族の爲の健全なる住宅建設とこれ等諸施設による力強い生活の實現する日を、鶴首して待つ所以である。 16, 12—

常 務 會 (第5回)

時 3月2日午後6時10分—7時20分
所 陳列場
出席者 理事 井上
監事 池田
主記 中西、藪中、桐本、
佐藤、
主計 松久保、小林三
編輯 伊藤、小林清、錦田
大下

議 事

1. 役員委員會等會合費に關する件
2. 記念事業講演部會委員委嘱の件
3. 四會聯合建築協議委員會經費負擔の件
4. 在滿陸軍建築技術團より、雜誌交換申出の件
5. 雇辭職願出並採用の件
6. 會員詮衡

報 告

1. 新體制部會報告
2. 建築聯合協議委員會報告
3. 出征報告

常 務 會 (第6回)

時 3月16日午後5時35分—6時
50分
所 陳列場
出席者 理事 片岡會長
主記 中西、藪中、桐本、
佐藤
主計 松久保
編輯 伊藤、小林清、大下
錦田

議 事

1. 四月例會に關する件
2. 記念事業見學部會委員委嘱の件
3. 會勢幹事會より會員の福利施設に關する件
4. 會員詮衡

報 告

1. 都市問題會議總會延期の件
2. 會計檢査終了報告
3. 出征、入營、應徵、除隊報告

評 議 員 會

1. 昭和17年3月2日大阪市北區中之島3丁目3番地朝日ビルヂングに於て評議員會を開會す
1. 出席者下の通り評議員22名、監事1名
宇都宮藤次郎、尾龜清四郎、大下順三郎、岡本新次郎、桐本楠雅、小林清、小林三造、佐藤正次郎、坂本啓一、笹岡美代吉、菅原徹郎、園部泰文、中島喜平、中西六郎、錦田直一、藤田元吉、松久保敬三、道田泰治郎、藪中一良、山田壯二、吉田吳郎、井上新二、(以上評議員)
池田宮彦、(以上監事)

中西主記司會の下に國民儀禮を行ふ

1. 午後5時40分開會理事副會長井上新二氏議長となり只今出席者18名なるも本日は再度の召集なるを以て定款第24條但書により定數を問はず本會成立の旨を告げ直ちに議事に入る

1. 議案第1號 創立25年記念事業豫算に關し臨時總會開催の件
書記長より豫算の内容につき説明後議長より質問の有無を問ひたるに二、三評議員より出版費、記念行事費等に關し質問あり之に對し書記長より詳細説明

議長 他に質問の有無を問ひしも質問者なく依て賛否を諮りたるに滿場一致賛成可決確定

1. 議案第2號 評議員補缺選舉執行に關し臨時總會開催の件
議長 今般評議員池田宮彦氏外五氏辭任につき補缺選舉を行ふため

臨時總會開催の可否を諮りたるに殘期間一ヶ年未滿にして選舉するも僅少の期間となり更に又會務運行上支障なきことなれば此際缺員の儘にて差支なしとする意見多數ありたるも一方補缺選舉を行ふべしとする意見もあり

議長 裁決に入る旨を告げ補缺選舉を行はざることに賛成の方の舉手を求めたる結果出席者23名中14名の賛成者あり補缺選舉を行はざることに可決確定

1. 議案第3號 昭和16年度決算に關する件

書記長より決算内容につき説明後二、三の質疑應答あり

議長 異議なきやを諮りたるに一同異議なく賛成ありたるを以て承認のことに可決確定

1. 次で議長より本日の議事録代表署名者を前例により指名して差支なきやを諮り一同賛成依て議長より下記二氏を指名し其の承諾を得たり

岡本新次郎君 藤田元吉君

1. 議長之を以て本日の議案は全部終了に付本評議員會を閉會する旨を宣し散會す時に午後6時50分

臨 時 總 會

1. 昭和17年3月13日大阪市北區中之島3丁目3番地朝日ビルヂングに於て臨時總會を開會す

1. 出席者下の通り會員27名

井上新二、伊東宗太郎、伊藤和夫、飯干君美、池田宮彦、岩尾保衛、尾龜清四郎、大下順三郎、岡本新次郎、萩田眞之助、沖田誠一、木村寛一、兒玉獻吉、左谷陽充、佐藤正次郎、鈴木孫市、竹腰健造、中西六郎、錦田直一、昌中眞、塙

信、藤田元吉、松久保敬三、松浪久治郎、松本儀八、三浦茂、山崎鉄太郎

1. 中西主記司會の下に一同起立國民儀禮を行ふ
1. 午後5時35分副會長理事井上新二氏議長となり開會只今出席者23名なるも本日は再度の召集に付定款第24條但書により定數に依らず成立の旨を告げ直ちに議事に入る創立25年記念事業收支豫算の件議長 事業の内容に付中西主記より豫算の内容に付松久保主計より夫々説明する旨を述べ中西主記起立事業の大略に付説明次で松久保主計より豫算の内容に付別表により詳細説明議長 質問の有無を問ひ一、二の會員よりの質問に對し松久保主計より懇切なる説明あり議長 他に質問がなければ本豫算案異議なきものと認めて差支なきやを語りたるに異議なし々々賛成々々の聲あり満場一致可決確定
1. 次で議長より本議事録の代表署名者を指名して差支なきやを語り一同賛成ありたるを以て下記二氏を指名し其の承諾を得たり

尾龜清四郎君 錦田直一君

1. 議長之を以て本日の議事終了に付本臨時總會を閉會する旨を宣し散會す時に午後5時55分

住宅委員會（第2回）

時 3月5日午後6時—8後30分
所 俱樂部室
出席者 委員長 伊藤
幹事 岡本
委員 石井、中野、矢田

議事

1. 各委員參考案を持ち寄り今後の一般方針に就いて協議す、來月の會合にて一般プランを決定する事とす。
2. 次回住宅委員會開催日を4月2日とす。

材料委員會（第2回）

時 3月9日午後6時20分—8時20分
所 俱樂部室
出席者 委員長 楠瀬
幹事 榑
委員 後川、竹内、前野、松久保

議事

1. 研究項目に就き協議の結果下記の通り決定
イ建築資材の所要量調査
ロ次回委員會に資料持ち寄り方を各委員に依頼する事
2. 次回は定例日（第三木曜）3月9日開會の事
材料委員會（第7回）

時 3月19日午後5時45分—8時10分
所 協會俱樂部室
出席者 委員長 楠瀬
幹事 道田
委員 高田、竹内、前野、松久保、道田、後川

議事

1. 定刻楠瀬委員長より挨拶あり其れより基礎の問題に就いて協議に入るも先に研究方針の決定の必要あり、約10項目に分け毎月2回開くとして7月迄の4ヶ月間に終了の事とし、各自分擔して材料持參の上委員會席上に於て取捨し、総合的なものとし一つ一つを纏めて行く事とす。次回に就いて下記の如く決定
 1. 次回研究項目は基礎、屋根の資材調査
 2. 次回は4月2日（定例日）とす
- 陳列場幹事會（第3回）

時 3月10日午後6時—8時
所 協會俱樂部室
出席者 幹事長 松久保
常任幹事 野中
幹事 大下、西澤、矢田

1. 資料集成の件
 2. 座談會開催の件
 3. 出品勧誘の件
- 第二部會（第7回）

時 3月11日午後6時—8時
所 俱樂部室
出席者 主査 川口
幹事 伊藤
委員 楠田、黒田

議事

1. 答申案文、各案を総合的に研究次回迄に伊藤幹事案文作成
 2. 次回は最終回として今月中に再會答申案を決定
- 第四部會（第10回）

時 3月13日午後6時—8時
所 俱樂部室
出席者 幹事 伊東
委員 岩尾、松久保、小西岡本、木村

議事

1. 四會聯合の案文7項目を骨子として意見書の提出求め其れに依り答申案を作成する事とす。
 2. 次回は3月中に開催する豫定なるも日時に就きて伊東幹事一任
- 陳列場座談會並講演會

時 2月21日午前11時—4時30分
所 風月堂
出席者 幹事長 松久保
出品者 淺野スレート株式會社外26名
講演會 南方事情に就て、講師、三井物産株式會社大阪支店庶務課長、吉岡利起氏の講演正午より二時まで
座談會 大東亞建築界の動きに就て
出品代表者會

時 2月9日午後5時30分—6時30分
所 陳列場
出席者 幹事長 松久保
常任幹事 野中、道田
代表者 リーダー建材工業株式會社

協議事項

1. 2日會講演並座談會の開催の件

會 員 動 靜

入 會

會 員

生田 重義 此花區島屋町 249 住友
金屬工業株式會社製鋼
所工作部

今西 啓祐 旭區今福南1の7 (住友
金屬工業株式會社製鋼
所工作部)

川野 平造 港區音羽町1の6 (大阪
市役所建築部)

中家 實 青森縣下北郡田名部町
上田工務店出張所内

表具 吉一 神戸市林田區 官川町
5の80 (鴻池組)

保田 稔男 北區免我野町58 (盛工
務店)

十川 正明 堺市北瓦町2の154 (藤
木工務店)

地 方 會 員

大島 新一 旅順市常盤町5の3 (關
東廳神宮工務所)

大田 政裕 鳥取縣西伯郡大篠津村
本池克己方 (清水組)

久保 末雄 京都府東舞鶴市餘部下
4の11 木村組出張所

帆玉 隆司 朝鮮咸鏡北道清津府羅
南生駒15 (朝鮮總督府)

特 別 贊 助 員

生駒 利次 西淀川區塚本町 502 の
71 (椎名營業所)

椎名 英治 明石市山下町2の850

西村廣三郎 府下北河内郡牧方町朝
日ヶ丘

和田 清 西區京町堀通2の1 (柳
々堂書店)

普 通 贊 助 員

梶山 沖人 東淀川區豐里町1758の
1青雲寮内

川井田豐積 西宮市松下町30島野方
大分縣北海部郡坂之市
町松村組出張所内

瀬川 義彦 府下中河内郡柏原町古
町

田所 敏明 旭區豐里町 797 誠美莊
内

竹田 卓雄 神戸市兵庫區下澤通
7の206

藤岡 哲也 旭區森小路町54樋口方
三浦 恒雄 尼崎市西大物町51鹿島
組作業所内

大沼 清 北支派遣軍戊第5300部
隊近藤隊

大松 正之 旭區南島町 768 三井信
二郎方

幾田 英男 東淀川區豐里町1758の
1青雲寮

有巢 亮輔 神戸市湊東區橋通 5 の
217

退 會

會 員

小川忠藏君、桶田昌彦君、手島定
雄君

地 方 會 員

佐々木忠平君

普 通 贊 助 員

植場久富君、酒井勤君、立花正男
君

轉 居 ・ 轉 動

會 員

金田 洋三 西淀川區姫島269

德永 正三 西宮市神呪町中島14

田中 義信 神戸市北長狹通7の101
共榮工業内

藤田 令二 神戸市葦合區旗塚通
7の19

後出 清範 北區都島中通3の31 平
尾侃三方

藤野周次郎 海軍病院増岡組出張所

田中 久雄 東淀川區元今里北通
2の25

熊野 茂 府下北河内郡守口町字
平野186

小林 謙三 神戸市神戸區三宮町
1の外54 テイ、エム、
ムサボーイ二階

服部 正巳 神戸市葦合區脇濱町
2の390

浦邊鎮太郎 尼崎市難波本町7の439

地 方 會 員

上條 武幸 靜岡縣清水市江尻櫻木
町2、東亞燃料社宅

米澤 直治 京城府三坂通254の6

青木 昌一 東京府南多摩郡町田町
原町412 大富莊内

安井 芳松 名古屋市港區千年町口
の割 鴻池組作業所内

南出 信雄 東京府立川市富士見町
1の2138

高橋貞太郎 東京市京橋區銀座西7
資生堂ビル

砂 尙一 橫濱市磯子區松田町
586

中島 智喜 東京市目黒區中目黒
3の525

堀池 康夫 東京市世田ヶ谷區玉川
奥澤町3の101

國枝 幸男 鹿兒島縣出水郡出水町
武本7910岡本シゲ方

北川 正彌 栃木縣日光町清瀧 500
古河電氣精銅所内

師田 庄次 吳市上畑町9の1

特 別 贊 助 員

山中喜代松 崎玉縣浦和市本太字後
原2218

池本 圓市 東淀川區中津本通 3 の
8 池本電氣工務所

森 久三郎 西宮市鞍掛町 122 防空
科學研究所

普 通 贊 助 員

野口 修三 西部第八部隊富田隊本
部

岩井 元義 西區本田通2の15

橫田 清 滿洲國新京特別市國務
院建築局第一工務處第
二工務科第五工事股

山鹿 豐治 兵庫縣加古郡阿閉村字
二子103 澤田靖之助方

死 亡

會 員

高野瀬藤太 昭和17年2月3日逝去

室原 政興 昭和17年2月17日 逝去

地 方 會 員

橫井 謙介 昭和17年1月23日 逝去

謹んで哀悼の意を表す



編輯 後記

編輯 常務

伊藤 和夫 小林 清
大下 順三郎 錦田 直一

第一次戦捷祝賀が舉行されて未だ三句を出でざる
3月12日早くも第二次祝賀日が訪れた。御稜威の下
無敵皇軍のこの赫々たる戦果に對して、我々は全く
感謝感激その表現の術を知らないのである。唯この
大戦果の次に來るべき大建設に對して微力と雖も全
力を致して御奉公を誓ふのみである。

あの輝やかしき敵前上陸に又神速果敢な進撃の背
後には常に各種部隊の緊密なる協力があり又無敵荒
鷲の花々しき戦果の蔭にも其他整備員の血のにじむ
が如き御努力があると聞く。

支那事變以來の建築界も各種の統制によつてあら
ゆる點に於て色々の制約を受けるに至つた。就中複
雜多岐にわたる資材獲得に關して當事者は非常なる
努力を續け來つた。今週まきながら茲に建築資
材配給機構特輯號をお送りする事になつた。唯國
家の一大轉換期に際會して組合改組、配給機構の改
變途次等のために全種目を網羅する事が出来なかつ
たのは甚だ遺憾であつた。幸ひ御支援を賜つた之等
玉稿が我々建築家の背後にあつて御協力下さる多く
の人達の御苦勞の一端を忍ぶすがともなれば編者
の喜びとする處である。

今年二月號より大阪府建築課の方々の御好意によ
つて建築行政欄が、毎月續けられる事になつた。又

紫烟室も各位の絶大なる御支援を得て益々活況を呈
しつつある。共にお禮申上げると同時に今後に期待
したい。(大下生)

建築と社會

第25輯 第4號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢(郵税2錢)
12冊 6圓(≠24錢)
昭和17年3月25日印刷 昭和17年4月1日發行

發行・編輯 戸 川 弘
印刷所 プラトン印刷社
大阪市西區江戸堀南通2丁目13番地
發行所 社團 日本建築協會
大阪市北區中之島3ノ3朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪 39975番
日本出版文化協會會員番號222043
配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

禁 轉 載

本誌に掲載せるものは一切これ無断にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行爲
をなすことを禁ず。

●第二五集 第四号 掲載広告一覧（掲載順）

大野製作所

大村組

錢高組

金岡養樹園造園工務所

高田商店

三菱商事

竹原文泉社

田中商会

米本栄商店

日本陶織

矢橋大理石商店

ライトラバー商会

南満建材工業所

協和製作所

平松釣戸車製造所

大阪窯業セメント

建築金物商会

前田白蟻研究所

萩工業貿易

寧楽屋家具装飾店

椎名営業所

マルケイ建築材料

村田商会

関城化学工業

東洋リノリウム